

平成 17 年度

中国の海洋政策と法制に関する研究

海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究

—各国の海洋政策の調査研究報告書—

平成 18 年 3 月

海 洋 政 策 研 究 財 団
(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

はしがき

人類と海洋の共生の理念のもと、海洋政策研究財団では、国連海洋法条約およびアジェンダ 21 に代表される新たな海洋秩序の枠組みの中で、国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から海洋および沿岸域にかかわる諸問題を調査分析し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開しています。

その内容は、海上交通の安全や海洋汚染防止といった、これまで財団が先駆的に取り組んできた分野はもちろんのこと、沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域や大陸棚における持続的な開発と資源の利用、海洋の安全保障、海洋教育など多岐にわたっています。

海洋政策研究財団では、競艇の交付金による日本財団の助成事業として、「海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究」を実施し、その一環で先進諸国を中心とした各国の海洋政策の現状を整理し、その特徴を調査分析して参りました。

本年度は、我が国と東シナ海を挟んで対岸に位置する大陸国家、中華人民共和国の海洋政策に焦点を絞り、調査・研究を行って参りました。同国では、1964年に設置された国家海洋局(当時は国務院、現在は国土資源部に所属)の指導のもと、1996年に発表された中国の海洋アジェンダ 21、また 2003年に発表された全国海洋経済発展計画綱要を精力的に実施に移し、着々と海洋国家への道を歩んでいます。

これまで、言語の壁などもあって、我が国では依然としてその全体像が掴みにくく、資料も断片的なものにとどまっていましたが、この度、新進気鋭の 3名の中国人研究者のご協力を得て、現在の中国の海洋政策および法制に関する概要の把握に努めて参りました。本報告書は、その成果をとりまとめたものであります。

本書が、海洋および沿岸域の利用、開発、保全に携わる行政、研究機関、民間企業、NPO、国民の皆様の活動に、少しでもお役に立てれば幸いです。

平成 18 年 3 月

海洋政策研究財団
会長 秋山昌廣

【本報告書について】

本報告書は2部で構成される。第1部は、中国で活躍する国際法研究者による書き下ろし論文を収録する。

第1部「中国の海洋政策と法制に関する研究」は次の3名の分担執筆によるものである。

金 永明 博士(上海社会科学院法学研究所)……………はじめに、第二～四章

薛 桂芳 博士(中国海洋大学海洋法学研究所)……………第一章

龔 迎春 博士(外交学院国際法研究所)……………第五章

いずれも個人の資格で執筆されたものであり、所属する組織、国家の見解を示すものではない。執筆者は自らが分担した部分についてのみ責任を負う。但し、原文は中国語であり(日本語で執筆された第五章を除く)、本報告書には海洋政策研究財団が独自に翻訳したものを掲載している。翻訳上の誤りについて執筆者は責任を負わない。また、いかなる組織、個人も、この内容を転載して使用することはできない。

第2部「資料」は、中国の海洋政策関連法制等について、海洋政策研究財団が独自に収集し、翻訳したものを掲載するものである。

* * *

「各国の海洋政策の調査研究事業」に携わった研究メンバーは次の通りである：

寺島 紘士 (海洋政策研究財団 常務理事)

加々美 康彦 (同 研究員)

松平 徳仁 (同 研究員)

目 次

はしがき	i
本報告書について	iii

1. 中国の海洋政策と法制に関する研究

はじめに	1
第一章 中国における海洋政策の概念と発展の過程	3
第二章 中国における海洋政策と法制の概要	15
第三章 海洋事務を管理する機構と職権	41
第四章 海洋問題に対する中国の政策と実践	46
第五章 無人島に関する中国の立場－国内法上の対応と国際的な立場	66
おわりに	72
執筆者紹介	73

2. 資料

(1) 中国の海域に対する主張／直線基線概念図	75
(2) 中国排他的経済水域及び大陸棚法(1998年施行)	76
(3) 中国海洋環境保護法(2000年施行)	78
(4) 中国海域使用管理法(2002年施行)	89
(5) 無人島の保護と利用に関する管理規定(2003年施行)	95
(6) 中国海洋政策関連ウェブサイト集	99

1. 中国の海洋政策と法制に関する研究

はじめに

金永明（上海社会科学院法学研究所）

中国は、陸地の開発と利用を重視する国であり、中国政府は一貫して、陸地資源の開発利用を重視してきた。1978年以來、中国は改革開放政策を実施し、沿海の都市を相次いで開放し、沿海の開発を重視する政策に力を入れるようになった。実践を通して、それが正しかったことが証明され、きわめて大きな成果が上がっている。21世紀は海洋の世紀と呼ばれ、各国で、海洋を開発、利用しようとする傾向が現れている。もちろん、中国も例外ではない。中国は、海洋開発政策の制定と整備に力を入れ、更には上述の政策の実施を保障するため、一連の海洋法制、すなわち海洋の開発と利用の法律制度を制定してきた。

周知の通り、中国は960万平方キロに達する陸地を持つ。これは世界第3位の広さである。海岸線は約18,000kmある。中国沿海で面積が500平方メートルを超える島嶼は6,500あまりに達する。このうち人が住む島嶼は400あまりある。最大の島嶼は台湾島で、面積は35,800平方キロある。第2の島は海南島で、面積は32,000平方キロである¹。『国連海洋法条約』の排他的経済水域、大陸棚制度に関する規定によれば、わが国が管轄する海域面積は約300万平方キロに達する。同時に、わが国の領海面積は38万平方キロである²。中国は特殊な地理環境ゆえに、周辺の国との間に海域の区分をめぐる紛争があるが、紛争海域面積は150万平方キロにも達する。こうした紛争には、排他的経済水域と大陸棚の区分をめぐる紛争があるばかりでなく、島嶼の帰属の問題も存在する。このため、中国の海洋管轄区域の権益の問題は複雑で、敏感な問題であり、矛盾が目立つ。こうした問題、矛盾を解決するためには、各国の間で協議し、協力して、合理的で公平な解決をはかり、善隣、安隣＜隣国を安んじる＞、富隣＜隣国を豊かにする＞の国家戦略の実現も含めて、地域や世界の平和、協力、発展を守っていく必要がある。

中国の海洋政策と法制は、主に新中国建国後に制定、公布され、実施されるようになったものである。現在までの重要な政策と法制は主に次のようなものである。

- 一．1958年9月4日 中国政府が領海に関する声明を発表
- 二．1982年8月23日 国海洋環境保護法(1999年12月25日に改訂)
- 三．1992年2月25日 中国の領海および接続水域法
- 四．1995年5月 全国海洋開発計画
- 五．1996年5月15日 中国政府の中国領海基線に関する声明
- 六．1996年5月 中国海洋アジェンダ 21
- 七．1996年5月15日 『国連海洋法条約』批准に関する全国人民代表大会常務委員会決定
- 八．1998年5月 中国海洋事業の発展(白書)

¹ 周忠海著『国際海洋法』、中国政法大学出版社1987年版、294-296頁。中国国務院新聞弁公室『中国海洋事業の発展白書』(1998年5月)。国家海洋局編『中国海洋アジェンダ 21』、海洋出版社1996年版、17頁。

² 国家海洋局編『中国海洋アジェンダ 21』、海洋出版社1996年版、1頁。

- 九. 1998年6月26日 中国排他的經濟水域及び大陸棚法
- 十. 2001年10月27日 海域使用管理法
- 十一. 2002年12月 全国海洋機能区分
- 十二. 2003年5月9日 全国海洋經濟發展計画綱要

以下、まず中国の海洋政策の概念と發展の過程について述べる。これには一部海洋法規が含まれる。その上で中国の海洋政策と法制の内容について体系的に論述する。

第一章 中国における海洋政策の概念と発展の過程

薛桂芳（中国海洋大学海洋法学研究所）

一. 中国の海洋政策

（一）海洋政策の概念

政策は、国または政党が、一定期間の経済・社会の発展の目標・任務を成し遂げるため、一定の政治路線や国内外の情勢に基づいて制定する行動準則である。海洋政策は、国の政策体系の重要な構成要素であり、国が一定の時期または一定の発展段階において海洋事業の発展目標を成し遂げるため、国の発展のための全体的戦略、全体的政策、更には国際的な海洋闘争、海洋開発利用の趨勢に基づいて制定する海洋事務の行動準則である。中国の海洋政策は、国の政治、経済、社会の発展という全体的な政策の要求を体現したものであり、海洋の開発利用、海洋の環境保護、海洋の権益保護といった具体的政策を制定するための政策原則であって、国の海洋事業の発展をリードする役割を果たしている。政策には以下の特徴がある。

1. 政策は指導性と拘束性を有する。国の政治、経済生活には多くの行動準則がある。こうした行動準則には、強制的なもの、唱導的なもの、指導的なものがある。強制的な行動準則とはたとえば法律規範であり、これは人々に必ず規定された秩序の下で活動するよう要求する。違反することは許されず、違反すれば制裁を受けることになる。唱導的な行動準則とはたとえば社会の倫理道徳であり、これは習慣、慣例、社会的世論の圧力またはその他の措置、方法により、それが遵守されることを保障する。公認の道徳による要求に適合すれば、社会や人々から肯定され、ほめられ、賞賛される。社会の公徳にそむけば、社会や人々から責められ、批判され、または処罰される。指導的な行動準則とはたとえば政策、方針、原則等であり、これは国または政党、組織の指導力、干渉力により、実践の生活の中で徹底され、実行される。

政策の指導性と拘束性はその本質的な属性上の特徴である。政策は、規定の具体性と作用の方式において法律と異なる。全体的な政策でも、具体的な政策でも、政策はただ最良の行動方向を提示し、一定の目標、目的の実現のために、比較的適切な道筋、方法を定めるだけである。政策が科学的、客観的、合理的で、事物の内在的法則に適合しており、且つ実際の社会生活の中で徹底されれば、政策は、ある目標、目的の実現を促進し、保証することができる。

2. 政策は国、政党の発展戦略や路線と切り離すことはできない。発展戦略、業務路線と政策は、その性質や基本的機能の面で一致しているが、作用の範囲と機能のレベルが異なる。発展戦略は、一定の主体（国、地域、業界、領域等）が今後比較的長い期間（たとえば5年、10年、20年、50年等）における政治、経済、社会の発展について立てる全体的で全局的な画策、計画である。それはたとえば、沿海都市の設置、経済特別区の構築、法に基づく治国、持続可能な発展、海洋経済の発展、環境と資源の保護、西部開発戦略等である。こうした計画では必ず、経済・社会発展の各種関連要素をめぐ

る科学的予測に基づき、発展の全局に立って、経済・社会発展で達成すべき目標、力を入れて発展させるべき重点的項目、各発展段階における戦略構想、目標の実現のために採るべき重大な措置や政策等を検討し、決定しなければならない。

発展路線とは、党や国が定める基本路線であり、一定期間の政治・経済社会の発展目標と堅持すべき発展の指導思想を実現するために定められた将来的方向、基本的任務である。たとえば、中国共産党第13回代表大会で提示された社会主義初級段階において中国的特色を持つ社会主義を建設するための基本路線、「全国の各民族の人民を指導し、これと団結して、経済建設を中心とし、4項目の基本原則を堅持し、改革開放を堅持し、自力更生する。苦勞して創業し、中国を豊かで強く、民主的で、文明的な社会主義現代化の実現した国とすべく奮闘する」というのが発展路線である。

戦略と路線の両者はいずれも、国または政党が将来の発展を導くためのハイレベルのルートを選択、根本的方法であり、いずれもマクロなレベルでの方向決定、ガイドの役割を果たしている。党と国が決定した経済・社会の発展戦略と基本路線を実施し、執行するためには、具体的な政策と措置を制定する必要がある。具体的な政策を通して、路線や戦略を実際の行動に転化するのである。

3. 党の政策と国の政策は緊密に関係しあっている。中国では、党の政策と国の政策の両者は、緊密に関係しあうものであるとともに、区別されるものである。党の国に対する指導は主に、各種の方針、政策を通して実現され、党の政策は、国の社会生活の様々な面において、国の全ての活動に対して、指導的な役割を果たしている。国の政策には、党の政策が転化したものが多くあり、党の政策と本質的、内容的に一致するものが多い。しかし、党の政策は、国の政策の形式を通して徹底され、実施されなければならない。国は必ず党の政策を基礎とし、依拠とし、客観的な発展の必要に応じて、党の各種政策を更に具体化しなければならない。同時に、国はまた、自らの活動の中で実際の必要に応じて各種の政策を制定しなければならない。こうした政策は数も多く、また不可欠なものである。党の政策と国の政策を簡単にイコールで結びつけたり、党の政策を以って国の政策に代替させたりすれば、それは党の政策の地位を低めることにつながるし、国の組織の役割を十分に発揮させる上でも不利に働く。そうなれば、「党が政府に代わり、党と政府が分化しない」ためのマイナスの影響は避けがたい。もちろん、党の政策と国の政策を対立させ、分裂させることもしてはならない。国の政策が党の政策を離脱したなら、国の政策は方向を見失い、国の経済建設や社会の発展に悪い影響が生じる。1980年8月18日、鄧小平同志は党の中央政治局拡大会議で、「今後は、政府の範囲内の業務については、いずれも国務院と地方の各レベルの政府が話し合い、決定し、文書を公布する。今後は、党中央や地方の各レベルの党委員会が指示を出し、決定を下すことはしない。政府の業務は当然、党の指導の下で行われ、政府の業務が強化されれば、党の指導もまた強化される」と述べている。

4. 政策は客観的な状況の変化にともなって変化する。全局的な全体的政策でも、各分野の具体的な政策でも、また長期的な政策でも、短期的な政策でも、いずれも不変の政策はない。政策は社会の発展や客観的な状況の変化によって変化する。たとえば、中国の海洋漁業政策は、ずっと以前は海洋の捕獲生産の発展を奨励するものであった。しかし、1970年代以降は、過度の捕獲により海洋の漁業資源が衰退し、引き続きもとの政策を実施していたら、海洋の漁業資源の枯渇は避けられず、その持続的な利用に深刻な影響が生じる状況となった。このため、中国は海洋漁業資源に対する政策を、海

洋の捕獲発展を奨励する政策から、養殖を中心として養殖、捕獲、加工をともに重視し、それぞれの土地にあわせて重点を定める政策へと調整した。実際の必要に適合した政策であってはじめて、有効な実施が保証されるのである。

(二) 中国の歴史上の海洋政策

1. 春秋戦国時代、斉の国の「宦山海」政策。中国では春秋戦国時代、列国が林立していた。沿海地域に位置する諸侯国の海洋開発に対する認識はそれぞれに異なり、政策もまちまちであった。山東の沿海にあった斉の国は、太公によって立国されて以来、「漁塩」の利を重視し、海洋資源の開発を図ることで、富国をめざした。斉の桓公の時代に行われたのが「宦山海」政策で、山海の資源を国の財産として、その開発活動が管理された。彼らは塩業の発展を特に重視し、食塩の専売制度を取り入れて、国は塩業生産によって巨額の財政収入を得て、当時の強国となった。

2. 東漢時代、合浦太守孟嘗は真珠貝資源を保護する政策を採った。東漢時代、合浦沿海は真珠貝資源が豊富で、現地の住民は真珠採取を仕事とし、真珠で米を手に入れ、商人が往来して、大規模な商売が行われていた。しかし、より多くの真珠を手に入れるため、官吏が住民を駆り立てて海に出し、真珠を捕集させたため、真珠貝資源は損なわれてしまった。合浦の太守孟嘗は任につくと、真珠貝資源に対して保護政策を採り、真珠貝の乱獲を禁止し、真珠貝資源を回復させた。この出来事は、中国の真珠採集の歴史の中で美談として語り継がれており、現地の住民は廟を立てて孟嘗を記念している。

3. 唐宋時代の塩業と海運業を重視し、漁業を軽視する政策。唐代、沿海の港には専門の管理機構である市舶司が設けられ、国外から入ってくる重要な商品は必ずここが直接買い取った。唐代には造船技術も航海技術も大変進んでおり、遠洋航路や対外貿易の水準は前の時代をはるかに上回っていた。海塩業は収入も大変高いため、国の主要な財政源の一つであった。宋代には、塩業に対して、生産区分、輸送販売区分制度が採られた。一方で、海洋漁業は海運業や海塩業に遅れた。たとえば、唐代中期、塩場の収入は 600 万貫で、全財政収入の 50%を占めていたが、『新唐書、食貨誌』には魚税の項目は見当たらない。同じ時代の別の文献にも、数量が限られた実物の貢物についてしか記載がない。

4. 明清時代の「禁海」、「遷界」政策。「禁海」政策は明代に始まった。当初は、島に逃れた元朝の残党勢力を孤立させることが目的であったが、その後は倭寇による騒擾の防止が目的となり、個人が海に出て貿易を行うことが禁止された。清代の「禁海」の目的は、鄭成功率いる清への対抗勢力に対して経済的封鎖を行うことであった。その後、清朝は「遷界」政策を採るようになり、「遷界区」、つまり海から 15 km の範囲内を人の住まない地帯とした。「禁海」政策、「遷界」政策は、海運業、漁業、塩業に深刻な損害をもたらし、その上、こうした政策がついには「鎖国」政策へと発展していった。

5. 北洋政府と国民政府の漁業政策。辛亥革命後、北洋政府は実業部に漁業局を設立し、専門に漁業行政を司った。1915 年にはこれが、農商部の下に漁政司に改められ、その後更に農鋁部に所属する漁政科に改められた。この期間、北洋政府は、漁民が外海に出て作業することを奨励し、魚の保

護と盗難の防止に力を入れ、漁業技術を革新し普及させる政策を採り、相次いで漁業法とその実施細則、公海漁業奨励条例、漁船の海洋保護盗難取締を奨励する条例、漁業技術伝習条例といった法規を次々と公布した。1932年、国民政府は「海洋漁業管理局組織条例」を公布し、全国の沿海を江浙、閩粵、冀魯、東北の4つの漁区に分けるとともに、それぞれに漁業管理局を設けて、これを実業部に所属させた。

(三) 新中国成立後の海洋政策

1. 海洋権益政策。海洋権益とは、国の海洋における権利と利益である。国の海洋権利は国の権利の範疇に含まれ、国の領土が海洋に延びて形成される権利である。あるいは、国が海洋上で獲得した領土的性質の権利、およびそこから延長されたまたは派生した権利である。

中国の海洋権益を守るため、1958年9月4日、中国政府は領海に関する声明を発表し、中国の領海の幅が12海里であることを宣言した。中国の領海基線には直線法が採られた。すなわち、大陸岸上と海岸外縁の島嶼上の各基点の間を結んだ直線を基線とし、直線から外に向かって12海里の水域を領海とする方法である。基線の内側の水域は、渤海、琼州海峡を含めて、中国の内海であり、基線の内側の島嶼は、東引島、高登島、馬祖列島、白犬列島、烏丘島、大小金門島、大担島、二担島、東椀島を含めていずれも中国の内海島嶼である。

中国の全国人民代表大会常務委員会は1996年5月15日、1982年の『国連海洋法条約』を批准し、関連の問題について説明を行った。同時に、国務院が一部領海基線基点について公布した。中国は次の通り声明している。

- (1) 『国連海洋法条約』の規定に基づき、中華人民共和国は200海里の排他的経済水域と大陸棚の主権的権利と管轄権を有する。
- (2) 中華人民共和国は海岸が向かい合ったまたは隣り合った国との間で、協議を通して、国際法を基礎とし、公平の原則に照らして、各自の海洋管轄権の境界線を定める。
- (3) 中華人民共和国は、1992年2月25日に公布した『中華人民共和国領海および接続水域法』第二条に列記した各群島および島嶼に対する主権につき重ねて言明する。
- (4) 中華人民共和国は、『国連海洋法条約』の領海内における無害通航にかかわる規定が、沿岸国がその法律規定に基づき外国軍艦に対して領海通航の際必ず事前に当該国の許可を得るか当該国に通知するよう求める権利を妨げないことを重ねて言明する。

1982年の『国連海洋法条約』は1996年7月7日、中国について発効した。

2. 海洋漁業政策。近海の漁業資源を保護するため、中国国務院は1955年、『渤海、黄海、東海のトロール漁業禁漁区に関する命令』を公布して、禁漁区の範囲を定め、禁止違反行為に対する処理方法を規定した。これは沿海水産資源の保護、中国の漁業権益の保護の上で重要な役割を果たした。

1960年、中国は、「国・民間両立、海水・淡水両立、養殖・捕獲両立」の漁業政策を提示した。

1979年、国家水産総局が全国水産業務会議を開催し、会議で水産業務の経験、教訓を全面的に総括して、「漁業資源の保護に力を入れ、養殖を積極的に発展させ、近海作業を調整し、国外漁場を開拓し、先進的技術を採用し、科学的管理を強化し、製品の品質を向上させ、市場供給を改善する」との漁業発展政策を制定した。同時に、水産業務調整の3つの重点が決定された。それは、①資源を确实

に保護し、合理的に利用する。主に捕獲漁業をコントロールして、近海で捕獲能力が資源の再生能力を超過してしまうという問題を解決する、②養殖漁業の発展に力を入れる、③鮮度を保つ加工に力を入れ、品質を引き上げる。というもので、沿海魚区に冷蔵施設が増やされ、各種水産物の加工方法が向上した。

1982年、全国海水養殖業務会議が開催され、海水養殖漁業発展のための計画と具体的政策が研究、制定された。

1983年、農牧漁業部が全国海洋漁業業務会議を開催し、漁業業務の経験を総括し、海洋漁業発展のための新しい政策を打ち出した。それは、「天然資源の捕獲への依拠から、捕獲と養殖を組み合わせる形へと徐々に転換をはかって、不合理な生産構造を改善し、良好な生態体系を構築して、確実な資源の基礎の上に、生産の増加と漁区の経済の発展を実現する」というものであった。そのための措置は、①「近海の捕獲を制限し、外海の捕獲を奨励する」、②養殖漁業の発展に力を入れると同時に、人工漁礁を投入し、稚魚を放流し、増殖・養殖業を発展させる、③国、集団、個人経営をともに重視し、養殖、加工、輸送販売の専門業者、重点業者の発展を奨励する、というものであった。

1996年、中国は『海洋アジェンダ 21』において、中国の海洋漁業は各種有効な措置を採って、海洋資源の持続可能な開発利用を保証すべきであると指摘し、沿海と近海の漁業資源を徐々に回復させ、新しい捕獲対象と漁場を開拓して、海洋の捕獲漁業の持続的発展を遂げられるよう資源面で基礎作りをすること、浜辺と浅海区の生態環境を保護して、優れた養殖品種を育て、海洋の農牧化の大規模な発展のために基礎作りをすることが示された。

海洋漁業資源の保護のため、中国は漁業資源を守るために様々な措置を採ってきた。中国は各種禁猟期、禁漁区、保護区、休漁制度を構築し、漁具、漁法を規範化し、網目の寸法や幼魚の割合を制限した。中国は1979年にはすでに捕獲許可証制度をスタートさせ、捕獲が盲目的に拡大するのを制限し、更には1987年から漁船の馬力指標制度を開始した。中国は1995年には新しい伏季休漁制度を実行し、毎年7月から8月には、北緯27度以北の海域を全面的に休漁として、経済面、生態面、社会面で著しい効果を上げた。伏季休漁の範囲は1998年から北緯26度にまで拡大され、期間も3ヶ月に延長された。中国は漁業資源の増殖業務を重視しており、長年にわたり一貫してエビやその他の品種の増殖放流に力を入れ続け、海洋資源の持続可能な開発利用のために非常に顕著な効果をあげてきた。

2005年、『中国共産党中央の「第11次5カ年計画」制定に関する提案』でも、水産業を積極的に発展させ、漁業資源を保護し、合理的に利用することが打ち出された。

3. 海運政策。旧中国では、海運と港の管理権は帝国主義の手中に握られており、中国には海はあるが防衛はできず、港はあるが権利はないという状態におかれていた。新中国成立後、海運と港の管理権は取り戻され、国の経済の発展の必要に応じて海運政策が制定された。

1956年9月、中国共産党の第8回全国代表大会で、国務院は中国の海運政策と発展の重点を提示した。それは次のようなものであった。①まず、港の技術的改造に力を入れ、吞吐量を向上させ、荷役のための機器設備を徐々に増やし、重点を定めて水陸連合運輸埠頭を建設する、②新規に建造する船舶には通常主に改良型の蒸気機関を採用し、徐々に船型を簡略化する、③汽船、はしけの航路を延長し、岩礁を除き、浅い部分で浚渫を行い、ブイを増やし、積極的に航行条件を改善する。木造帆

船等の民間の乗り物については、積極的に技術改造を図ることで、近代的な運輸と結びつけて、より大きな輸送効果を発揮させる。

1998年、国務院新聞弁公室は、公布した『中国海洋事業の発展』の中で、中国が深水両用で、岸線資源を合理的に利用する政策を制定し、全ての深水岸線を優先的に港湾建設に用いて、海運業を積極的に発展させることを示した。新中国成立以来、特に改革開放政策実施以来、海運業の発展は大変大きな成果をあげてきた。1997年末の時点で、中国の民生船舶は32万隻に達し、5,000万トン近くとなった。中国の港湾建設と海運は、「主要航路、港湾主要枢軸、水運支持保障システムの建設」の計画構想を依拠に、コンテナ、石炭、石油、鉱石、食糧等大口貨物専用バースの建設を重点として、附属となる後方の集積・輸送通路を建設し、荷役システムの建設をスピードアップし、幹線と支線が接続され荷役附属技術が先進的なコンテナ輸送システムを建設し、同時に古い港湾の技術改造に力を入れて、吞吐量と効率を向上させてきた。

『中華人民共和国国民経済と社会の発展の「第9次5カ年計画」と2010年の長期的目標綱要』は、「鉄道輸送能力の強化を重点としつつ、道路、水運、空輸、パイプライン等様々な輸送方式の長所を十分に発揮させて、総合的な輸送体系の建設をスピードアップし、通行能力に優れた東西方向、南北方向の大きな通路を何本か形成する。輸送方式を合理的に配置し、「統一的に計画して、各部分を組み合わせ、レベルごとが責任を持って、共同で建設を進める」との方針を貫いて、交通幹線の建設をスピードアップし、交通の弱い部分の問題を重点的に解決し、輸送の効果・能力を高める。このうち、沿海の港湾については、輸送大道とつながる石炭、原油、鉄鉱石、コンテナ、ばら積み船輸送システムを重点的に建設する。秦皇島石炭埠頭第4期工事、天津港石炭埠頭、黄港石炭埠頭第1期工事、華東・華南石炭中継保管輸送基地を建設する。大連、天津、青島、上海、寧波等のコンテナ埠頭を建設する。同時に、長江河口、珠江河口の深水航路を整備する」ことを打ち出した。

『中華人民共和国国民経済と社会の発展の第10次5カ年計画綱要』では、「交通建設に当たっては、統一的に計画し、合理的に手配して、ネットワークを拡大し、構造を改善し、システムを完備し、改革を推進し、完全にスムーズで安全で便利な現代的総合輸送体系を構築する。沿海の主要枢軸港の大型コンテナ輸送システム、専門のばら荷輸送システム、主要港湾の通海航路の建設に力を入れ、上海国際航運センターを建設する。2005年には沿海の港湾の深水バースを800とする」ことが打ち出された。

2005年、『中華人民共和国国民経済と社会の発展の第11次5カ年計画綱要』では、「交通輸送は合理的に配置し、各種輸送方式の相互接続を確実に行って、組み合わせとしての効率と全体としての優位性を発揮して、便利で、スムーズで、高効率で、安全な総合的交通輸送体系を形成する。鉄道、都市軌道鉄道の発展をスピードアップし、道路交通網を更に整備し、航空、水運、パイプライン輸送を発展させる」ことを打ち出した。

4. 海洋科学技術発展の政策。海洋科学技術政策は、海洋科学技術の発展に重要な役割を果たしている。現在、海洋科学技術計画と5年計画が、中国が海洋科学技術の発展を組織し、導く上での重要な手段となっている。1989年から1992年、国家科技委員会と国家計画委員会が共同で主宰し、国家海洋局が組織して、中国の『海洋技術政策』が制定された。これには9つの条目と60の要点が含まれており、そこに海洋産業技術政策が含まれている。

その内容は次のようなものであった。(1) 新技術を採用して、海洋の測量・製図、総合調査を実施す

る、(2) 海洋観測・公益サービスシステムを整備する、(3) 海洋の生態系を保護する、(4) 海洋エンジニアリングを発展させ、海洋開発装備水準を向上させる、(5) 海洋通信、ナビゲーションシステムを整備する、(6) 海岸と湾を合理的に利用し、港湾や海上高効率輸送ルートの建設をスピードアップする、(7) 海洋生物資源の開発利用に力を入れる、(8) 海洋の石油天然ガス資源の探査、開発を強化し、海洋エネルギーや鉱産資源の開発を重視する、(9) 海洋資源の開発利用技術を積極的に発展させる。

『海洋技術政策』は1993年11月、中国科学技術白書第9号として発表された。これは中国が制定した初めての、全面的でマクロな海洋科学技術発展ガイドであった。その制定と実施は、中国の海洋科学技術の発展に重大な影響を与え、中国の海洋科学技術レベルの向上を推進し、中国の海洋事業の急速な発展を促進した。

2005年、『中国共産党中央の「第11次5カ年計画」制定に関する提案』では、「科学技術発展のためには、自主的な創造、重点的な飛躍、発展の支持、未来のリードを続け、企業の創造力を絶えず増強し、国の創造体系を早急に建設する必要がある。基礎的な研究と先端の技術研究に力を入れ、情報、生命、空間、海洋、ナノテクノロジー、新素材といった戦略的分野で一步前を行く先見性のある配置を敷き、有能な人材を集中的に投入し、投資を拡大して、科学技術と経済の持続的な発展を後押しする力を増強する」ことが打ち出された。

5. 海洋環境保護政策。近年、中国は海洋環境保護管理体制を徐々に構築してきた。①国の環境保護主管部門が全国の海洋環境保護業務を主管し、②国の海洋管理部門が海洋環境の調査、観測、監視を責任を持って組織し、科学研究を実施するとともに、海洋の石油探査・開発や海洋への汚染物質投棄による環境破壊を防止する業務を主管し、③国の海事行政主管部門が船舶の汚染物質排出の監督と調査処理および港湾水域の監視について責任を持つと同時に、船舶による汚染を防止する環境保護業務を主管し、④国の漁業行政漁港監督機関が漁港船舶汚染物質排出の監督と軍港水域の監視について責任を持ち、⑤沿海の地方人民政府の環境保護行政主管部門が海岸の工事や陸源汚染物質による汚染被害を防止する環境保護業務について責任を持つ。こうした分業、協力の管理メカニズムは、海洋の環境保護の法律の実施、海洋環境の効果的な保護といった面で重要な役割を果たしている。

中国の海洋汚染管理は「予防を中心とし、防止と対処を結びつける」方針を採っている。海洋の生物資源の保護と海上の汚染防止・汚染対策を確実に行うと同時に、陸源性の汚染防止・汚染対策が海洋環境保護の重点となっている。陸源汚染の制御では一連の制度が構築され、重点的汚染排出ポイントでの観測、監視、管理が強化されている。大都市、中都市では工業の配置がたえず調整され、技術改造に力が入られ、廃液・廃ガス・廃棄物の利用が図られ、汚染の深刻な企業に対しては、期限を設けて対策を講じさせるか、閉鎖、営業停止、一部移転、全移転としている。また汚水処理場が建設され、新しい汚染源が制御され、陸源汚染物質の海への進入量が抑えられている。船舶や港湾による海洋の汚染を防止するため、各種船舶はいずれも規定に基づき油水分離装置を装備しているし、『船上油汚染緊急対策計画』も作成されている。港湾にはオイルを含んだ汚水の回収処理施設が普遍的に建設され、緊急時用の器材が配備されている。

沿海地域で経済が急速に発展し、人口が徐々に増加し、海洋開発の規模が拡大を続ける中、中国

の海洋環境保護業務は依然として厳しい状況に置かれている。海洋の環境を保護するため、中国は、『全国海洋環境保護の「第9次5カ年計画」と2010年の長期計画』を制定し、①予防を中心としつつ防止と対策を結びつけ、②汚染を引き起こしたものが汚染対策を採り、③環境管理を強化するとの3大政策を徹底的に実施することを打ち出した。

2005年、『中国共産党中央の「第11次5カ年計画」制定に関する提案』では、「資源節約型で環境にやさしい社会を作る。循環型経済を発展させることが、資源節約型で環境にやさしい社会を作り、持続可能な発展を実現するための重要な手立てである。予防を中心として総合的に対策を採り、源からの汚染防止と生態保護に力を入れて、汚染が起きてから対策を講じ、汚染対策を採りながら汚染を引き起こすといった状況は必ず改めなければならない。各地域、各部門で、環境保護を重大な任務としてしっかりとらえ、厳格で有力な措置を採って、汚染物質排出総量を抑え、経済や社会の発展、とりわけ国民の健康に深刻な危害を与える重大な問題を確実に解決しなければならない。保護を優先させ、開発を秩序正しく行い、不合理な資源開発の制御を重点として、水源、土地、森林、草原、海洋等の自然資源に対する生態保護を強化する。外来の有害な種がわが国の生態系を侵害しないよう防止する。開発を行うものが保護を行い、利益を得るものが補償を行うことを原則として、生態補償メカニズムを早急に構築する」ことを打ち出した。

二. 中国の海洋経済の発展計画

2003年5月9日、中国国務院は、『全国海洋経済発展計画綱要』を発行した。

『綱要』では、「中国大陸は海岸線が18,000 kmあまりに達し、海洋の自然条件に恵まれ、広い海域を持ち、海洋資源は種類が豊かで、海洋生物、石油天然ガス、固体鉱産物、再生可能エネルギー、海浜観光といった資源が豊富で、開発の潜在性は極めて大きい。1990年代以来、中国は海洋資源の開発を国家発展戦略の重要な内容とし、海洋経済の発展を経済振興の重要な措置として、海洋資源と環境の保護、海洋の管理、海洋事業に対する投資を次第に拡大し、海洋経済発展の条件を次第に整えてきた。中国の海洋漁業、塩業の生産量は長年連続して世界一を続けており、造船業は世界第3位、商船所有量では世界第5位である。港湾の数や貨物の吞吐量、海浜観光業の収入も世界のトップクラスであり、海水養殖、海洋の石油天然ガス、海浜の観光、海洋医薬、海水利用といった新興の海洋産業も急速に発展しており、海洋経済の発展を力強くリードしている。海洋経済の発展の面ではすでに一定の規模が備わっている」とされた。

『綱要』で定められた中国海洋経済発展目標は、「2005年までに、海洋の産業の付加価値をGDPの4%前後とし、2010年には更に5%以上に到達させて、海洋産業を徐々に国民経済の基幹産業とすること」というものであった。

『綱要』では、中国の海洋経済発展の主な措置が定められたが、それは、①法律法規体系を整え、法執行に力を入れて、海洋管理体制を整える、②科学技術による海の振興を通して、海洋産業の競争力を高める、③投資、融資ルートを拡大して、企業投資を主体とする形を作り上げる、④沿海地域が持つ優位性を発揮させて、海洋経済の発展を促進する、⑤海洋環境保護に対する投資を増やし、海洋経済の持続可能な発展を保障する、⑥扶助に力を入れ、島の建設と発展を促進する、⑦海洋防災・減災力を高め、海洋サービス体系を整える、というものであった。

三. 中国の海洋立法

中華人民共和国の『憲法』、『地方組織法』、『立法法』の関連規定に基づき、中国では、中央の統一的な指導の下で、全国人民代表大会およびその常務委員会を核心とするレベル別の立法体制が採られている。すなわち、全国人民代表大会とその常務委員会が法律を制定し、国務院が行政法規を制定し、省・自治区・直轄市と省・自治区人民政府所在地の市、国務院が認めた比較的大きな市の人民代表大会とその常務委員会が地方法規を制定し、少数民族自治地方の人民代表大会が自治条例、単独条例を制定し、国務院の各部・委員会、中国人民銀行、審計署ならびに行政管理の職能を持つ直属の機構、省・自治区・直轄市、省・自治区人民政府所在地の市、国務院が認めた比較的大きな市の人民政府が規則を制定する。

中国海洋立法とは、中国の立法機関が制定した、中華人民共和国の内水、領海、接続水域、排他的経済水域と大陸棚、その他の管轄海域に適用される法律、法規、規則である。

(一) 領海および接続水域法

中華人民共和国の領海に対する主権と接続水域に対する管理権を行使し、国の安全と海洋の權益を守るため、1992年2月25日、第7期人民代表大会常務委員会第24回会議で『中華人民共和国領海および接続水域法』が採択され、公布された。『中華人民共和国領海および接続水域法』は全17条で、公布の日から施行された。この法律は、中華人民共和国の領海が中華人民共和国の陸地領土と内水に隣接する一帯の海域であることを規定している。陸地領土には、中国大陸ならびにその沿海の島嶼、台湾および釣魚島を含む附属の各島、澎湖列島、東沙諸島、西沙諸島、中沙諸島、南沙諸島および中華人民共和国に属するその他のすべての島嶼が含まれる。領海基線の陸地側の水域が中国の内水である。領海の幅は12海里で、直線基線法で境界を定める。中華人民共和国の領海に対する主権は領海上空、領海の海底および底土に及ぶ。外国の非軍用船舶は法に基づき無害通航権を有する。外国の軍用船舶が領海に入る場合には、中国政府の許可を必要とする。外国船舶が中国の法律、法規に違反した場合、中国の関係機関が法に基づき処理する。いかなる国際的組織、外国の組織または個人も、領海内で科学研究、海洋作業といった活動をする場合には、中国政府または関連部門の許可を受け、中国の法律、法規を遵守しなければならない。外国の航空機は、当該国の政府と中華人民共和国政府が締結した協定、協議に基づいて、または許可を得てはじめて、中華人民共和国の領海の上空に進入することができる。外国船舶が中華人民共和国の法律法規に違反したと認める十分な理由がある場合、関連の主管機関は当該の外国船舶に対して追跡権を有する。追跡権は、内水、領海または接続水域内から始まる。追跡権は、中華人民共和国の軍用船舶、軍用航空機または中華人民共和国政府が権限を授与した政府公務を執行する船舶、航空機によって行使される。

中華人民共和国の接続水域は領海の外の領海に隣接する一帯の海域であり、幅は12海里である。その外部境界は、線上の各点と領海基線上の最短距離点との距離が24海里的線となる。接続水域内では、中華人民共和国の領土、内水または領海内における安全、税関、財政、衛生または出入国管理に関する法律、法規に違反する行為を防止するためならびに処罰するため、中華人民共和国が管理権を行使する権利を有する。

(二) 排他的経済水域及び大陸棚法

中華人民共和国の排他的経済水域と大陸棚に対する主権的権利と管轄権の行使を保障し、国の海洋権益を守るため、1998年6月26日、全国人民代表大会常務委員会で『中華人民共和国排他的経済水域及び大陸棚法』が採択され、公布された。『中華人民共和国排他的経済水域及び大陸棚法』は全16条で、公布の日から施行された。当該法は、排他的経済水域が中華人民共和国領海の外で領海に隣接する区域であり、領海の幅を測る基線から200海里までであること、大陸棚が中華人民共和国領海の外で本国の陸地領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁にいたるまでの海面下の区域の海底と底土であり、領海の幅を測る基線から大陸縁辺までの距離が200海里に満たない場合には、200海里まで伸ばすことを規定している。中国と海岸が隣り合った国、海岸が向かい合った国の間で、排他的経済水域と大陸棚に関する主張が重なりあった場合、国際法を基礎とし、公平を原則として、協議して境界を定める。中国は①排他的経済水域で、海底の上部水域、海底、その底土の天然資源を探索、開発、養護、管理し、経済的開発、探索等の活動を実施するため、主権的権利を行使し、②大陸棚を探索し、大陸棚の天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使し、③排他的経済水域と大陸棚の人工島嶼、施設、構築物の建設、運用ならびに海洋科学研究、海洋環境保護・保全に対して、管轄権を行使する。中国は、大陸棚で行われるあらゆる目的のための掘削を許可し及び規制する排他的権利。いかなる国際的組織、外国の組織または個人も、中国の排他的経済水域や大陸棚の天然資源に対して探索、開発活動を行い、または中国の大陸棚上で何らかの目的で掘削を実施し、海洋科学研究を実施する場合、必ず中華人民共和国の主管機関の許可を得なければならず、中華人民共和国の法律、法規を遵守しなければならない。いかなる国も、国際法ならびに中華人民共和国の法律、法規を遵守することを前提として、排他的経済水域を航行し上空を飛行する自由を享有し、排他的経済水域と大陸棚に海底電線、パイプラインを敷設する自由を享有し、また上述の自由と関係する合法的に海洋を使用する別の便利を享受することができる。ただし、海底電線とパイプラインを敷設する経路については、中華人民共和国主管機関の同意を得なければならない。主権的権利と管轄権の行使を保障するため、中国は、排他的経済水域と大陸棚において中国の法律、法規に違反する行為があった場合、臨検、検査、逮捕、拘留といった必要な措置を採り、法に基づき法的責任を追及するとともに、追跡権を行使する権利を有する。当該法は、『国連海洋法条約』の原則を体現するものであると同時に、中国の実際の状況に適合しており、中国の海洋権益を守り、権利の行使を保障する上で、重要な役割を果たし、深い意味を持つ。

(三) 海域使用管理法

中国国務院の海域使用許可制度と有償使用制度の構築に関する要求に基づき、中国国家海洋局と財政部は1993年、『国家海域使用管理暫定規定』を公布した。8年間あまりの実施を経て、中国海域使用管理法は大変大きな成果をあげた。その実践の経験の総括を基礎として、第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議は2001年10月27日、『中華人民共和国海域使用管理方法』を採択し、公布した。『中華人民共和国海域使用管理方法』は8章54条からなり、2002年1月1日から施行された。

当該法は、中国海洋機能区分制度、海域権利制度、海域有償使用制度等を作り上げ、海域使用管理体制を明確にし、本法に違反した場合に負うべき法的責任等について規定している。

『中華人民共和国海域使用管理法』の制定は、海域使用管理面における重要な措置であり、中国海域使用の法律制度確立の依拠である。この法律制定の目的は、海域使用管理を強化し、中国の海域のすべての権利と海域使用权者の合法的權益を守り、海域の合理的な開発と持続可能な利用を促進することである。

(四) 海上交通安全法

海上の交通管理を強化し、船舶、施設、人命財産の安全を保障し、国の權益を守るため、1983年9月2日、第6期全国人民代表大会常務委員会第2回会議で『中華人民共和国海上交通安全法』が採択され、公布された。『中華人民共和国海上交通安全法』はあわせて12章53条からなり、1984年1月1日から施行された。

当該法は中華人民共和国の沿海水域で航行、停泊、作業するすべての船舶、施設、人員、船舶の所有者、経営者に適用される。中華人民共和国港務監督機構が、沿海水域の交通安全につき統一的な監督管理を行う主管機関となっている。

当該法は、船舶の検査と登録、船舶・施設上の人員、航行・停泊・作業、安全保障、危険貨物の輸送、海難救助、引き上げ・撤去、交通事故の調査・処理といった面での管理措置と制度、当該法に違反した場合に負うべき法的責任について定めている。当該法は同時に、国の漁政・漁港監督管理機構が、漁業を中心とする漁港海域内において、本法の規定する主管機関としての職権を行使し、交通安全の監督管理について責任を持つと同時に、沿海水域の漁業船舶の間の交通事故の調査処理について責任を持つことを明確に規定している。海上の軍事管轄区と軍用船舶・施設の内部管理、軍事目的で行われる水上水中作業の管理、公安船舶の検査登録・人員配備・出入港査証については、国の関連主管部門が本章に基づいて別途規定する。

(五) 漁業法

漁業資源の保護、増殖、開発、合理的利用に力を入れ、漁業生産者の合法的權益を保障し、漁業生産の発展を促進して、社会主義建設と国民生活の必要を満たすため、1986年1月20日、第6期全国人民代表大会常務委員会第14回会議で『中華人民共和国漁業法』が採択され、1986年7月1日から施行された。その後、2000年10月31日、第9期全国人民代表大会常務委員会第18回会議で『中華人民共和国漁業法』改訂に関する決定』が採択され、第1回の改訂が行われ、2004年8月28日には第10期全国人民代表大会常務委員会第11回会議で、『中華人民共和国漁業法』改訂に関する決定』が採択され、第2回の改訂が行われた。当該法は総則、養殖漁業、捕獲漁業、漁業資源の増殖と保護、法的責任と付則に分かれており、計6章50条が含まれる。

当該法は中華人民共和国の内水、海浜、領海、排他的經濟水域および中華人民共和国が管轄する全てのその他の海域で水生動物、水生植物等を養殖、捕獲する漁業生産活動に適用される。

当該法には、國務院漁業行政主管部門が全国の漁業業務を主管すること、県レベル以上の地方人民政府漁業行政主管部門がそれぞれの行政区域内の漁業業務を主管すること、県レベル以上の人民政府漁業主管部門は重要な漁業水域、漁港に漁政監督管理機構を設立できること、県レベル以上の人民政府漁業行政主管部門およびその所属の魚政監督管理機構が漁政検査人員を設けることができること、魚政検査人員は漁業行政主管部門およびその所属の漁政監督管理機構から任された任

務を遂行することが定められている。

中国は、漁業の監督管理に当たって、「統一的指導、レベル別管理」を実施している。

海洋漁業については、国務院が、国務院漁業行政主管部門およびその所属の漁政監督管理機構が監督管理する海域ならびに特定漁業資源漁場を定める以外は、海域に隣接する省、自治区、直轄市人民政府漁業行政主管部門が監督、管理を行う。

河川、湖沼等水域の漁業については、行政区分に照らして、関連の県レベル以上の人民政府の漁業行政主管部門が監督管理を行う。複数の行政区域をまたぐ場合には、関連の県レベル以上の地方人民政府が協議して管理方法を制定するか、一つ上のレベルの人民政府の漁業行政主管部門およびその所属の漁政監督管理機構が監督管理を実施する。

外国人、外国の漁業船舶が中華人民共和国の管轄水域に入り、漁業生産または漁業資源の調査活動に従事する場合、必ず国務院関連主管部門の許可を得なければならず、また本法ならびに中華人民共和国の別の関連の法律、法規の規定を遵守しなければならない。中華人民共和国と条約、協定を締結している場合には、条約、協定に照らして取り扱う。

国の漁政漁港監督管理機構は対外的に、漁政漁港監督管理権を行使する。

中国は、漁業生産について、「養殖を中心として養殖、捕獲、加工をともに重視し、それぞれの土地にあわせて重点を定める」との方式を採る。各レベルの人民政府は、漁業生産を国民経済発展計画に組み入れて措置を採り、水域の統一的計画と総合的利用に力を入れる。

当該法は、養殖使用権制度と漁業捕獲許可制度ならびに漁業権関連の漁業捕獲限度額制度、漁船魚網工具指標制御制度、漁業資源増殖保護制度、水生野生動物保護管理制度、水産種苗管理制度等について具体的に規定している。

(六) 海洋環境保護法

海洋環境を保護、改善し、海洋資源を保護し、汚染被害を防止し、生態バランスを保ち、人々の健康を保障し、経済と社会の持続可能な発展を促進するため、全国人民代表大会常務委員会は1982年8月23日、『中華人民共和国海洋環境保護法』を採択、公布し、1983年3月1日よりこれを施行した。当該法は10年あまり実施されたが、立法の依拠、環境保護政策と制度、社会経済の発展、海洋環境状況等に大変大きな変化が生じた結果、海洋環境保護の必要を満たすことができなくなったため、全国人民代表大会常務委員会は1995年、当該法の改訂のための準備作業に着手した。その後、2つの段階を経て、約5年にわたる調査、起草、修正が行われ、1999年12月25日に当該法の改訂草案が採択された。新たに改訂された『中華人民共和国海洋環境保護法』は2000年4月1日に施行された。当該法はもともと8章48条からなっていたが、改訂後は10章98条となり、2章50条が追加された。当該法は、本法が中華人民共和国の内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚および中華人民共和国が管轄するその他の海域に適用されること、中華人民共和国の管轄海域以外において、中華人民共和国管轄海域の汚染が引き起こされた場合も当該法を適用することを定めている。当該法はまた、中国の海洋環境保護の監督管理部門およびその職責分担について定め、海洋環境保護の管理制度について規定し、海洋生態保護、陸源汚染の防止、海岸工事建設プロジェクト・海洋工事建設プロジェクト・廃棄物投棄・船舶および関連作業活動がもたらす海洋環境汚染に対する管理措置を明確にし、同時に当該法に違反した場合の法的責任について規定している。

第二章 中国における海洋政策と法制の概要

金永明（上海社会科学院法学研究所）

一. 領海に関する声明

新中国の領海制度を構築するため、1958年9月4日、わが国政府は『領海に関する声明』を発表した。その主な内容は次のようなものであった。

（一）領海の幅について。わが国の『領海に関する声明』は、中国の領海の幅を12海里と定めている。これは、台湾及び周囲の各島、澎湖列島、東沙諸島、西沙諸島、中沙諸島、南沙諸島および中華人民共和国に属するその他の全ての島嶼を含んだ中国の全ての領土に適用される³。すなわち、『領海に関する声明』は、わが国の領海の幅と適用範囲について明確に規定している。

（二）領海基線について。わが国の『領海に関する声明』は、わが国が領海を計算する際の基線が直線基線であり、基線から外側に12海里の水域が中国の領海であることを規定している。基線以内の水域は、渤海湾、琼州海峡を含めていずれも中国の内海である。基線の内側の島嶼は、東列島、高登島、馬祖列島、白犬列島、烏岳島、大小金門島、大担島、二担島、東椛島を含めていずれも中国の内海島嶼である⁴。

（三）外国航空機と軍用船舶の通過問題について。わが国の『領海に関する声明』は、外国の航空機と軍用船舶は全て、中国政府の許可を得ない限り中国の領海ならびに領海の上空に進入してはならないこと、いかなる外国船舶も中国領海を航行する際には必ず中国政府の関連の法令を遵守しなければならないことを定めている⁵。

（四）台湾などの地位の問題について。わが国の『領海に関する声明』は、アメリカが武力で台湾ならびに澎湖地域を侵犯する行為は、中国の領土の保全と主権を侵犯する違法な行為であると定めている。中国政府は適切な時期に、適切なあらゆる方法を使って、上述の地域を回収する権利を有する。これは中国の内政問題であって、外国による干渉は許されない。

わが国の『領海に関する声明』は領海の幅と一部の基本原則を宣言しているだけで、立法的な声明にすぎず、なんら具体的な規定は行っておらず、領海基線の基点も公布してはいない。しかし、わが国の領海の幅が12海里であることを初めて宣言したことから、わが国の国防安全、海洋権益の保護という点で、非常に重要な歴史的意味を持つ。

³ 中国の『領海に関する声明』第1条を参照。

⁴ 中国の『領海に関する声明』第2条を参照。

⁵ 中国の『領海に関する声明』第3条を参照。

二. 領海と接続水域法

(一) 領海制度構築の必要性。主に次の通りである。

1. 領海制度の構築は、国が沿海海域に対して有効な管理を行うための最良の方法である。それは主に次のような面に体现される。①領海制度により、沿岸国はその陸地領土およびその内水以外の隣接した一定の幅の海域に対して、資源に対する所有権と探査開発の排他的権利を行使することができる。②必要な全ての措置を採って、航行に対して管理権を行使し、国の安全を守ることができる。③領海の海洋環境科学研究について排他的権利を行使することができる。④海洋環境に対する管轄権を行使して、海洋汚染を防止することができる。以上等である⁶

2. わが国の領海制度は不備であり、新しい領海法の制定が必要であった。まず、わが国は 1958 年に『領海に関する声明』を発表したが、これは、領海基線の決定に用いる各基点について定めておらず、対外的に公布していない。そのため、わが国の領海基線(領海の内部境界)、領海の外側の限界については最終的な決定、公布がなされていなかった。領海の範囲が不明確であることは、わが国の領海管轄権の正常な行使に影響をきたす。第 2 に、わが国の領海をめぐる法律は非常に不備であった。わが国では、海洋事務に適用される法律、法規がいくつか制定されていた。たとえば、1982 年の『対外協力による海洋石油資源採掘に関する条例』、1982 年の『海洋環境保護法』、1983 年の『海上交通安全法』がある。しかし、領海を全面的、有効に管理する法律、規則がなく、領海内の各種活動に対応し、これを処理することができない状況であった。

3. 客観的な条件が整っていた。1982 年に『国連海洋法条約』が採択されたことで、わが国が領海法を制定する上で望ましい客観的環境ができた。『国連海洋法条約』は領海制度について全面的に規定したもので、国際法規範の総括であり、編纂であって、わが国の領海問題における主張、要求に適合し、わが国の領海法が参考としうるものであった。同時に、多くの沿岸国はいずれも領海法または領海に関する法律を制定、公布して、その国の利益にかなう領海制度を構築していた。

上述の環境と現実からして、わが国は、わが国の実情に即した領海法を制定し、わが国の領海に関する法律制度を整備することを求められていた。

(二) 領海および接続水域法の主な内容。1992 年、中国は『領海および接続水域法』を制定し、公布の日からこれを施行した。すなわち 1992 年 2 月 25 日からこれを施行した⁷。次に、いくつかの面から論述を展開する。

1. 基本的構造。わが国の『領海および接続水域法』はあわせて 17 条からなる。2. 領海の範囲。領海の範囲については、主に 3 つの面の内容が含まれている。(1) 領海の内部境界。すなわち領海基線。これは領海の幅を計算するためのスタートラインである。基線の陸側が国の内水であり、基線の海側が領海水域である。『領海および接続水域法』第 2 条第 1 項には、中国の領海が中国の陸地領土と内水

⁶ 劉楠来:「わが国領海法のいくつかの問題点」、趙理海編集『現代海洋法の理論と実践』法律出版社 1987 年版に所収 43-44 頁

⁷ わが国の『領海および接続水域法』第 17 条を参照。

に隣接する一帯の海域であることが規定されている。第2条第3項には、中国の領海基線の陸側の水域が中国の内水であると規定されている。第3条第2項には、中国の領海基線は直線基線法を用いて決定し、領海基線は隣り合う各基点を結ぶ直線からなることが規定されている。(2) 領海の幅。領海の幅は領海の範囲について決定的な役割を果たすもので、各国の領海法の重要な内容である。わが国の『領海および接続水域法』第3条第1項には、中国の領海の幅が領海基線から12海里であることが規定されている。(3) 領海の外側の限界。領海基線から海に向かって領海の幅と同じ距離にある一本の線を指す。わが国の『領海および接続水域法』第3条第3項には、中国の領海の外側の限界が、線上の各点と領海基線の最短距離が12海里の線であることが規定されている。3. 接続水域の範囲。わが国の『領海および接続水域法』第4条には、中国の接続水域が領海の外で領海に隣接する一帯の海域であり、接続水域の幅が12海里であること、中国の接続水域の外側の限界は線上の各点と領海基線の最短距離点との距離が24海里の線であることが定められている。領海内の権利。わが国の領海に対する主権に基づき、わが国は領海内の全ての人、物に対していずれも排他的な管轄権を持つ⁸。これは以下のいくつかの面の権利としてあらわれる。

(1) 領海内の天然資源に対する所有権と排他的権利。わが国領海内の全ての生物、非生物資源はいずれも中国の所有に帰す。いかなる外国船舶も、わが国の領海に入って捕獲作業を行うことはできず、いかなる国際的組織、外国の組織または個人も、わが国の主管機関の許可なくわが国の領海に入って非生物資源の調査、探査、開発、利用を行うことはできず、許可を得てわが国領海内で上述の活動を行う場合には必ずわが国の関連の法律、規則を遵守しなければならない⁹。

(2) 領海内の海洋科学研究に対する排他的権利。わが国は自国の領海内の科学研究に対しても排他的な権利を持つ。領海内の歴史的、芸術的、科学的価値を持つ全ての文物もまた中国の所有に帰す。このほか、領海内に海底電線、パイプラインを敷設する際には必ずわが国主管機関の許可を得なければならない、またわが国の関連の法律、規則を遵守しなければならない。

(3) 航行管理権。すなわち、外国の航空機ならびに軍用船舶の通過に関する問題。わが国の『領海および接続水域法』は、外国の航空機ならびに軍用船舶が中国政府の許可なく中国の領海ならびに領海の上空に侵入することはできないこと、いかなる外国船舶も中国の領海を航行する場合には必ず中国政府の関連の法令を遵守しなければならないこと、を規定している¹⁰。

外国船舶とは非軍用船舶のみを指し、非軍用船舶のみがわが国領海内で無害通航権を有する。軍用船舶がわが国領海を通航する場合には、事前にわが国政府の許可を得なければならない。航空機がわが国領海を飛ぶ場合にもわが国政府の許可が必要であり、許可を得なければ領海上空に進入することはできない¹¹。わが国政府は『国連海洋法条約』に照らして、外国船舶がわが国領土を通航する

⁸ たとえば、わが国の『領海および接続水域法』第1条には、中国の領海に対する主権ならびに接続水域に対する権利権を行使し、国の安全と海洋の権益を守るため、本法を制定すると規定されている。第5条には、中国の領海に対する主権は領海上空、領海の海底および底土に及ぶと規定されている。

⁹ わが国の『領海および接続水域法』第5条、第11条を参照。

¹⁰ わが国の『領海および接続水域法』第6条、第8条を参照。

¹¹ わが国の『領海および接続水域法』第6条、第12条を参照。

際に、以下のいずれかの活動に従事した場合、その通航は非無害通航とみなされるべきであると認識する。

- 第一、何らかの方式でわが国の主権ならびに領土保全に対して武力による威嚇を行うまたは武力を使用する。
- 第二、何らかの種類兵器を以って、何らかの訓練または演習を行う。
- 第三、情報を収集してわが国の防衛または安全を損なうことを目的とする全ての行為。
- 第四、わが国の防衛ならびに安全に影響を与えることを目的とする全ての宣伝行為。
- 第五、船上で何らかの航空機の発着または積み込みを行う。
- 第六、船上で何らかの軍事機器の発着または積み込みを行う。
- 第七、わが国の通関、財政、衛生または出入国管理の法律、規則に違反して、何らかの貨物、物品、貨幣または人員を積み込むまたは積み卸す。
- 第八、全ての故意で深刻な汚染行為。
- 第九、全ての漁獲活動。
- 第十、全ての科学研究または測量活動。
- 第十一、わが国のいずれかの通信システムまたはその他の施設または設備の妨害を目的とした全ての行為。
- 第十二、通航と直接関係のない何らかのその他の活動¹²。

わが国政府は領海内で必要な一切の措置を採って非無害通航を防止、制止する権利を有する。わが国領海内を航行する全ての船舶はいずれも、海上交通安全に関する法律、規則を遵守しなければならない。同時に、国の安全または特別な事情のため、わが国政府または主管機関は、領海の特定水域において航行禁止区域を設けることができ、主管機関がこれについて適切に公布することができる¹³。

(4) 司法管轄権。すなわち、わが国領海を通航する外国船舶上の犯罪行為に関する管轄権の問題。わが国の『領海および接続水域法』には、わが国領海を通航する外国船舶上の犯罪行為に対して、犯罪行為または犯罪行為の結果がわが国またはわが国公民に及び、犯罪行為の性質がわが国の平和、安全または良好な秩序を擾乱し、船長または船籍国の外交代表者または領事官吏が協力を求め、または違法に麻酔薬、麻薬を販売した場合を除き、わが国は通常刑事管轄権を行使しないこと、民事管轄権についても、一般に国際的慣例に照らして取り扱うことが規定されている。しかし、領海を通航するだけの外国船舶に対しては通常民事管轄権は行使せず、いかなる民事訴訟の目的でもこうした船舶に対して執行またはこ留を行うことはできない。こうした船舶が領海通航の航行において、またはこの航行の目的のために義務または責任を負っている場合、沿岸国はこれが義務または責任を履行しなかったことを理由にこれに対して民事管轄権を行使することができる¹⁴。

¹² 『国連海洋法条約』第 19 条第 2 項を参照。

¹³ わが国の『領海および接続水域法』第 8 条、第 9 条を参照。

¹⁴ 魏敏編集の『海洋法』法律出版社 1987 年版 93 頁を参照。劉楠来：「わが国領海法のいくつかの問題点」、趙理海

(5) 追跡権。わが国の『領海および接続水域法』には、中国の関連主管機関は、外国船舶が中国の法律、放棄に違反していると認識する十分な理由がある場合、当該の外国船舶に対して追跡権を行使できることが規定されている。もちろん、追跡権の行使は、一定の条件を満たしている必要がある。それはたとえば、①追跡は中国の内水、領海または接続水域内から開始されること、②追跡は連続していなければならない、③追跡されている船舶がその本国の領海または第三国の領海に入った場合、追跡を終了すること、④追跡は中国の軍用船舶、軍用航空機または政府が権限を授与した公務を執行する船舶ならびに航空機によって行使されること、である¹⁵。

5. 接続水域の管理権。わが国の『領海および接続水域法』には、中国の接続水域内では、その陸地領土、内水または領海内で安全、税関、財政、衛生または出入国管理にかかわる法律、法規に違反する行為を防止し、処罰するため、管理権が行使されることが規定されている。同時に、外国船舶が接続水域内で上述の権利に違反した場合にのみ追跡が行使できる¹⁶。

(三) 領海および接続水域法の予備的内容。たとえば、わが国の『領海および接続水域法』第 15 条には、中国の領海基線は中国政府が公布することが規定されている。この規定はわが国政府が将来領海基線を公布するための依拠を定めるものである。

三. 全国の海洋開発計画

(一) 制定依拠。1995 年 5 月、国務院は国家計画委員会、国家科学委員会、国家海洋局が作成した『全国海洋開発計画』(以下『開発計画』と略称)を批准した。これは、我国の『国民経済と社会の発展十年計画と第 8 次 5 カ年計画の綱要』ならびに『全国国土全体計画綱要』の要求に基づいたもので、3 年の時間をかけて作り上げられたものであった。

(二) 主な目的。我国が『開発計画』を作成した目的は主に次のようなものであった。

1. 最良の組み合わせの追求。すなわち、国の経済発展の必要に基づくとともに、海洋資源の実際の状況に結び付けて、人口、資源、環境の間および経済、社会、生態の間の最良の協調形式を追求すること。

2. 構造、配置の改善。すなわち、生産条件、社会のニーズに適応する産業の構造と配置を改善、選択すること。

3. 科学的なプランの制定。すなわち、海洋開発の全体的配置の科学的プランを制定すること。

4. 戦略目標の実現。すなわち、海洋資源の開発利用と保護を統一的に手配し、海洋開発における矛盾と問題を調整し、解決することで、全国の海洋開発活動にマクロの指導、調整を行い、海洋開発の進展をスピードアップさせ、国民経済建設の戦略目標の実現のために役割を発揮すること。

編集『現代海洋法の理論と実践』法律出版社 1987 年版に所収 52 頁参照。

¹⁵ わが国の『領海および接続水域法』第 14 条を参照。

¹⁶ わが国の『領海および接続水域法』第 13 条、14 条第 3 項を参照。

(三) 基本的内容。『開発計画』の内容は7つの部分から構成される。

1. 海洋資源と開発条件。

2. 海洋開発戦略の原則と目標。『開発計画』には主に以下の原則が含まれる。すなわち、海陸一体化開発、海洋開発の総合的効果の向上、科学技術による海の振興、開発と保護の調和の取れた発展という原則である。同時に、2000年まで、海洋総生産高の年間成長率を11%から13%に保つという目標が提示された。

3. 海洋の産業構造の割合。『開発計画』は、段階的に海洋産業構造の割合を規定している。すなわち、1990年に5:1:4であった海洋の第1次産業、第2次産業、第3次産業の割合を、2000年には3:2:5に調整し、2020年には更に2:3:5に調整する。

4. 海域開発区域の区分。『開発計画』は我国の海域を以下の4つの開発区域に区分している。すなわち海岸帯・海浜開発区域、海島開発区域、近海開発区域、大洋開発・極地視察区域である。同時に、環渤海区、長江河口-杭州湾区、福建省東南沿海区、珠江河口区、北部湾(トンキン湾)区の5つの区が重点的開発区に指定された。このほか、図們江、南沙諸島およびその近隣の海域、連雲港区の3つの区が特殊開発区に指定された。

5. 環境を整備し保護する措置の提示。すなわち、漁場の整備、海洋汚染の防止・対策、河口の整備、海岸の防護、海岸帯の地下水資源の保護、沿海防護林の建設、海洋自然保護区の建設の7条の措置。

6. 海洋サービス体系の建設強化。

7. その他の政策と措置。

(四) 重要な性質。『開発計画』の重点は、海洋開発戦略目標、海洋経済発展の全体量の制御、資源の合理的配置、開発区域の合理的配置、産業構造の調整と調和のとれた発展、海洋開発と保護の関係の処理といった問題を解決することであり、『開発計画』は全国の海洋の開発、利用を調整し、マクロコントロールを行うための指導的文書である。『開発計画』の実施を通して、我国の海洋事業を推進し、海洋経済の持続可能な発展を促進する。

四. 中国政府の中国領海基線に関する声明

わが国の『領海および接続水域法』が定めるわが国の領海の範囲を具体的に実現し、領海法を完全なものとするため、わが国政府は『領海および接続水域法』の関連規定に基づき、1992年2月25日に『中国政府の中国領海基線に関する声明』を発表した。この声明で、中国大陸領海の一部基線と西沙諸島の領海基線が宣言された。もちろん、上述の大陸領海の一部基線ならびに西沙諸島の領海基線は隣り合った各基点の間の直線である。同時に、この声明は、中国政府が中国のその他の領海基線について更に宣言することを定めた。

五. 中国の海洋アジェンダ 21

(一) 制定の背景。中国政府は1992年の国連環境と開発会議の精神に基づき、『中国アジェンダ21—中国の21世紀の人口、環境と開発白書』(略称『中国アジェンダ21』)を制定し、中国が将来の発展に当たって実行すべき持続可能な発展戦略を確立した。中国の今後の社会、経済の発展は、まず

ます多くを海洋に依存することになる。このため、『中国アジェンダ 21』は、「海洋資源の持続可能な開発と保護」を重要な行動プラン分野の一つとした。

海洋の分野で『中国アジェンダ 21』の精神をより確実に実行し、海洋の持続可能な開発利用を促進するため、国家海洋局は1996年5月、『中国海洋アジェンダ 21』を制定した。もちろん、これは『中国アジェンダ 21』を海洋分野において進化させ、具体化したものである。それゆえに、『中国海洋アジェンダ 21』は、『中国アジェンダ 21』の重要な構成部分であり、海洋の持続可能な開発、利用の政策ガイドたりうるものである。

(二) 主な内容。『中国海洋アジェンダ 21』は、中国の海洋事業の持続可能な発展戦略を打ち出している。その基本的な考え方は、国の海洋権益を有効に擁護し、海洋資源を合理的に開発し、海洋の生態環境を確実に保護し、海洋の資源・環境の持続可能な利用と海洋事業の調和の取れた発展を実現するというものである。具体的に言えば、『中国海洋アジェンダ 21』は、海洋の持続可能な発展の基本的戦略、戦略目標、基本的対策、そして主要な行動領域を明らかにしている。「中国海洋アジェンダ 21」は11章から構成されており、各章にはいずれも序言と方案領域の2つの部分が設けられている。序言部分には各章の中心的内容と主な依拠、現状と問題点、今後の趨勢に関する展望等が述べられている。方案領域部分は3つの部分からなる。第1は行動の依拠であり、当該方案領域の国際的な法的依拠、国内の法的依拠、解決すべき主な問題、問題解決の時空的可能性等が説明されている。第2は目標であり、主に、当該領域で採用する各種行動により達成すべき目標、目的が説明されている。第3は行動であり、目標達成のために採るべき各種措置と行動について説明されている。ここで、各章ごとにその主な内容を述べる。

1. 第1章:戦略と対策。(1) 行動の依拠と前提。①21世紀は人類による海洋の認識、開発利用、保護の新しい世紀である。②『国連海洋法条約』の発効により、各国の海洋権の再配分が新しい段階に入った。③同時に、ハイテクによって、海洋産業の発展が促進され、海洋経済の役割が日増しに重要になっている。④海洋の世界的環境に対する影響がますます重視されるようになり、海洋研究における国際的協力がますます広く、活発になっている。⑤様々な陸地資源がますます逼迫しており、海洋から資源を手に入れる必要がある。⑥持続可能な開発利用に影響を与える環境問題、資源問題がますます顕著になっている。(2) 戦略的目標と原則。望ましい循環をする海洋生態系を構築し、科学的で合理的な海洋開発体系を形成して、海洋経済の持続的な発展を促進する。「海洋経済の発展を中心とし、適度にスピーディな開発、海陸一体化開発、科学・教育による海の振興、調和のとれた発展をはかる」との原則を貫く。(3) 基本的対策。『国連海洋法条約』を国際法の基礎とし、中国の海洋開発と管理に関する要求を客観的な依拠とし、海洋の生態環境と海洋の資源の破壊の防止、予防を重点として、羅針盤としての市場の役割を十分に発揮させて資源を合理的に配置し、基本的対策を制定して、海洋の持続可能な開発利用を保証する。

2. 第2章:海洋産業の持続可能な開発。海洋の開発利用により形成される産業には、海洋漁業、海洋交通運輸業、海塩・塩化工業、海洋石油天然ガス業、海浜観光業、海浜砂鉱採掘業、海洋サービス業等がある。全体的な目標は、産業構造を改善し、科学的・合理的に産業配置を行い、ハイテク産

業とグリーン産業を発展させて、海洋産業の持続可能な開発を実現することである。

3. 第3章:海洋と沿海地区の持続可能な開発。海洋によって、沿海地区は経済、社会、文化が最も発達し、人口が最も密集した地区となった。①海洋ゆえに沿海地区は雨量が豊富で、農業の発展にふさわしい条件を持つようになった。②海洋ゆえに沿海地区は位置的に恵まれた条件を与えられ、地域間、国際間の経済的交流、文化的交流に便利な場所となった。③海洋ゆえに、沿海地区は適度な気候、清新な空気に恵まれ、人類の生存に適した地区となった。世界的に見て、経済、社会、文化が最も発達している地域は多くが沿海地区にあり、世界の60%の人口が海岸から100 kmの沿海地区に生活している。以上から明らかな通り、海洋は沿海地区のために空間を広げ、水資源を提供し、食べ物を提供している。このため、措置を採って沿海地区で持続可能な開発を実現することはとりわけ重要なことである。

4. 第4章:島の持続可能な開発。中国には島嶼が大変多い。海が陸域国土と海洋国土を結ぶ海上基地であり、豊富な陸海資源を具えていることを考慮して、各国はいずれも島の開発、利用、保護、そして総合的管理を重視している。つまり、合理的に、適度に島資源を開発利用し、盲目的、破壊的な開発活動は避け、開発の過程においても、生態環境の保護を重視するとともに、島嶼の生物の多様性の保護を特に重視している。このため、『中国海洋アジェンダ 21』では、島の持続可能な開発を実現するため、4つのプランを提示している。それはすなわち、島の経済開発、島の資源と環境の保護、無人島の管理と保護、島のインフラ建設と社会の発展である。同時に、中国政府は具体的な政策と措置を実行にうつしており、たとえば現在、島嶼関連の法制を制定している。

5. 第5章:海洋生物資源の保護と持続可能な利用。海洋は生物資源の宝庫であり、海洋生物資源は人類の重要なたんぱく質源である。同時に、多くの海洋生物は開発利用の価値を持ち、人類のために豊富な食物、その他様々な用途の資源を提供してくれる。当然、管轄海域および公海の生物資源を開発利用し養護することは各国の権利であり義務である¹⁷。このため、中国は、管轄海域の資源を合理的に開発、保護し、公海の生物資源を合理的に利用し、公海の生物資源の保護と管理に積極的に参与しなければならない。この点について『中国海洋アジェンダ 21』は、海洋の生態の退化を防止し、資源の持続可能な利用を維持することを目的として、次のような政策と措置を打ち出している。①生物物種と生態環境の保護に力を入れ、計画的に相当規模と相当数量の海洋資源保護区、保留区を構築し、地域的、国際的な海洋自然保護区ネットワークを形成して、適切な措置を採って海洋の生物の多様性を保護する。②各種有効な開発利用措置を改善、整備し、経済魚類を合理的に利用する。③海洋生物資源保護の法規体系を整え、資源の開発利用の管理に力を入れる。④国際的協力と地域的協力

¹⁷ たとえば、『国連海洋法条約』第56条第1項(a)では、沿岸国が排他的経済水域で、海底ならびに底土および海底の上部水域の天然資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を有することが定められている。第61条第2項では、沿岸国が排他的経済水域内の生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを、適当な保存措置及び管理措置を通じて確保することが定められている。第62条第4項では、排他的経済水域において漁獲を行うほかの国の国民が沿岸国の法令に定める保有措置及びその他の条項、条件を遵守することが定められている。第116条では、全ての国、国民が公海で漁獲を行う権利を有することが定められている。第117条では、全ての国が各当該国国民のために、公海上の生物資源保存に必要な措置を採るかほかの国と共同で採る義務を負うことが定められている。

に力を入れて海洋の生態を良好な状態に保ち、養護・研究・管理の国際的協力メカニズムを形成する。

6. 第6章:科学技術による海洋の持続可能な開発の促進。海洋の持続可能な開発利用は科学技術によって支えられる。科学技術の急速な進歩ゆえに、現代の海洋開発は可能なものであり、海洋の持続的な開発利用という新しい段階に踏み入れることが可能なのである。そこでわが国は、海洋資源の開発と保護のための科学技術水準を引き上げ、海洋のハイテクとハイテク産業を発展させて、世界的に先進的な水準に近づき、またはその水準に到達する必要がある。具体的な政策措置として、国は各種重要な科学技術計画の実施を通して、海洋の科学技術の進歩に対する投資を徐々に拡大し、海洋資源の開発、海洋の環境保護といった分野での重要な科学技術問題の研究を推進するとともに、関連産業の形成を促進する。同時に、科学技術体制の改革を進め、科学技術と海洋経済の発展の結びつきを速め、社会主義市場経済体制に適応するとともに、海洋科学技術自身の発展の法則にも適合する新しいタイプの科学技術体制を構築し、整備する。

7. 第7章:沿海区、管轄海域の総合的管理。沿海区、管轄海域の資源と環境は沿海地区の経済と社会の発展にとって重要な基礎であり、海洋経済および海洋地区全体の経済発展に対して重要な役割を果たしている。しかし、わが国では1人当たりの海洋資源占有量がもともと相対的に少なめであるのに、一方では経済発展の資源に対する需要が日増しに増大していて、海洋資源の持続可能な利用は厳しい試練に直面している。このため、中国の海洋資源と海洋環境を確実に管理し、うまく利用し、確実に保護することは、わが国にとって重要な課題である。総合的管理では、行政、法律、経済、科学技術、教育といった手段を通して、海洋開発活動につき組織、指導、調整、監督を行う。その目的は、海の各種資源の合理的な利用を保証することであり、各業界の調和の取れた秩序正しい発展を促進し、海全体の経済的利益、社会的利益、生態環境的利益を高めることである。とりわけ以下のような面、たとえば海域機能区分、海洋開発計画を共同で組織、作成し、開発過程で生じる様々な矛盾と問題を協議により解決し、またより高いレベルで政策を決定し、協議を行うといった面で、総合的管理が体现されなければならない。言葉をかえれば、組織機構や制度の上で総合的管理を実施するのである。

8. 第8章:海洋の環境保護。『中国海洋アジェンダ21』は、海洋環境保護の基本的任務として、「行政、法律、経済、科学技術の手段に依拠して、人類が直接的または間接的に物質ならびにエネルギーを海洋に持ち込み、環境汚染、水質低下、生物資源破壊、ひいては人類の健康への脅威といったマイナスの影響を引き起こすことを防止、軽減、制御して、海洋環境を最良の状態に保ち、人類による持続的な利用のために役立つこと」、を打ち出している。中国は海洋の環境保護を非常に重視し、措置を採っているが、効果はあまり顕著ではない。将来、近海海域の環境保護は難度が増すことが予測される。その理由は主に、①沿海地区の固体廃棄物の岸辺放置や汚水の海への排出の総量が引き続き増加し、近海の汚染が日増しに深刻化していること、②沿岸地区に経済的にホットなスポットが多く出現しており、汚染範囲が引き続き拡大していること、③海洋開発に力が入られ、汚損事故発生率も増しており、人為的な海洋環境災害がより深刻になっていること、④沿海の経済構造と産業構造の変化で、海に入る汚染物の種類がかわり、新しい汚染物が新しい環境問題を引き起こしうることである。このため、

海洋環境を守る上では、予防を中心とする原則を貫き、事前に行動をとることが必要である。主な政策措置としては、①クリーンな生産を発展させて、廃棄物の生成を最小に抑える、②廃棄物の総合利用率、処理率を高める、③環境に排出される汚染物質については、陸域処理と海域処理を比較して評価し、環境に対する影響が最も小さいプランを選択する、④放射性廃棄物およびそのほかの放射性物質の海洋への投棄を禁止し、高度の持久性と毒性を持つ合成有機化合物の海への排出を厳しく制御する、⑤海洋環境保護の法規制度を整え、管理体制を整備する、⑥沿海の経済、社会の発展政策で、海洋の環境保護の問題を十分に考慮し、経済建設と海洋環境保護をともに発展させることを強調し、「汚染を起こした者が汚染を処理し、破壊した者が回復を図り、使用した者が保証を行う」との原則を徹底する、⑦海洋環境保護に対する投資を増やす、⑧海洋環境保護の科学技術の進歩を力強く推進し、海洋環境保護産業を積極的に発展させる、⑨海洋環境保護と持続可能な開発に関する教育を引き続き強化し、社会全体の海洋をめぐる水準、大衆の海洋環境保護意識を高める、⑩海洋環境保護を沿岸の経済、社会の持続的開発を促進し保証するための重要な内容とする、ことが挙げられる。

9. 第9章:海洋の防災、災害抑制。中国の海域では、自然災害が頻繁に起こり、その状況も深刻である。防災、災害抑制業務は膨大で複雑なシステムエンジニアリングであり、基礎的な海洋観測システム、海洋予報・警報システムの構築、防災、抗災、災害救助計画の制定、被災状況の調査分析や対策研究の実施、防災施設の建設等が含まれる。経験から明らかのように、大規模な総合的な措置を採ってはじめて、海洋災害がもたらす死傷や経済的損失を効果的に軽減することができる。このため、わが国は重点的に海洋の観測システムを構築し、海洋予報、警報システムを作り上げるとともに、引き続き海洋の防災、災害救助業務に力を入れる必要がある。これには、台風対策、防波、防潮、海水浸漬防止の施設建設、防災基金やその管理メカニズムの構築、国際社会からの援助を取り付け、国際社会との防災、災害対策面での経験の交流が含まれる。

10. 第10章:国際的海洋事務。海洋は一つの総体であり、ある国の海域に生じた生態問題、環境問題は周辺の国の海域に脅威を与え、ひいては地球全体に波及する。同時に、海洋について調査し、海洋を開発利用し、海洋を保護するには、大量の資金とハイテクを投入する必要があるため、国際的な協力、協調によらねば、これを順調に進めることは不可能である。1980年代以来、中国は国際的協力活動、地域の協力活動に参加することで、一定の成績を上げてきたが、対外交流、対外協力について長期的な計画に欠けていたため、交流の範囲は狭く、学術的な発展もアンバランスで、一部の大型プロジェクトには資金不足で十分参加することができなかった。同時に、周辺の国々との協力、交流の進展も緩慢であった。このため、『中国海洋アジェンダ 21』では、政策提案として、「国際的な海洋事務への参与に力を入れ、国際的な海洋科学技術の動態に追いつき、国際的な海洋法を研究し、国際的な海洋の科学研究や全地球的な海洋の環境保護、更には国際的な海底や極地海洋資源の開発と管理に積極的に参加すること」が打ち出された。その内容には具体的に次の点が含まれる。

(1) 国際海洋立法に参加する。すなわち、①国際海洋立法に参加して、国の海洋権益を守り、②国際的な海洋の新秩序を擁護して、世界と地域の平和と安全を促進し、③周辺諸国との協力と協調に力を入れ、海域の境界画定の問題を公平で合理的に解決する。

(2) 公海の生物資源を保護し、利用する。すなわち、①公海の海洋生物資源の科学研究を促進し、

海洋生物資源の潜在力を開発し増やす。これには、新しい漁場や新しい種類の漁業資源を発見して、ますます高まる国民の栄養に対するニーズを満たすことが含まれる。②公海の生物資源の変動を効果的に観測して、公海の生物資源をよりうまく開発利用し、公海の漁獲活動の国際事務に積極的に参加する。③中国の公海生物資源の保護や管理にかかわる国際的な権利や義務を履行する。

(3) 国際的な海底鉱産資源を研究開発する。すなわち、①国際的な海底鉱産資源の探査作業を計画的に実施し、深海採鉱の物質的準備を確実にを行い、②採鉱、精錬の技術装備の研究、開発を適時に行って、深海採鉱の技術的準備を行い、③時機が熟したらただちに中国の深海鉱業を打ち立てる。

(4) 海洋科学研究の国際的事務に力を入れる。すなわち、①政府間海洋学委員会ならびに海洋科学委員会の関連の活動に参加し、政府間と民間のルートを通して、海洋科学の学術的交流に力を入れ、世界の海洋事業の発展のために貢献し、②国際的な水科学、漁業情報システムとの協力に力を入れ、中国が果たすべき義務を真剣に果たし、世界の海洋文献検索データベースが中国のためにより役立つようにし、③関連の国との間で引き続き海洋の基礎科学や応用科学の二国間協力、多国間協力を力を入れる。

(5) 海洋の環境保護の国際事務に参加する。すなわち、①中国が加盟した環境条約の義務と承諾事項を履行し、中国の海洋環境保護を推進し、②海洋の環境保護面での国際協力に力を入れ、学術交流と資料情報成果の交換を促進し、国外の先進的な管理方法、科学技術的手段を積極的に導入して、国内の海洋環境保護業務の発展をスピードアップし、③周辺諸国との間の海洋環境保護面での具体的な協力に力を入れ、共同でも周辺海域保護のために貢献する。

(6) 極地の視察や平和的利用活動に参加する。すなわち、①南極条約協議国会議およびその特別協議国会議に積極的に参加して、南極条約の宗旨や原則の擁護のために中国がなすべき貢献をなし、②南極研究科学委員会との間の協力に力を入れて、南極科学研究の水準と能力を高めるよう努め、③南極、北極の科学技術活動に従事する国との協力と交流を拡大して、二国間または多国間の協力プロジェクトの展開を促進する。

(7) アジア太平洋、西太平洋の地域的な海洋事務の協力と交流を促進する。すなわち、①地域的に組織される各種活動に積極的に参加し、中国の権益を守り、海洋事業を促進するためになすべき貢献をし、②地域的なフォーラムを十分利用して、わが国の経済、科学技術面での影響力を拡大し、海洋事務を処理するに当たっての中国の基本的考え方を宣伝し、③地域的に組織される活動を通して、中国と周辺諸国との間の協力と交流を促進する。

11. 第 11 章 一般の人々の参与。海洋資源を合理的に開発し、海洋の生態環境を保護し、海洋の持続可能な利用を保証するためには、政府職能部門の力に頼っているだけでは不十分であり、一般の人々が広く参与することが必要である。これには教育界、マスコミ、科学技術界、企業界、沿海の住民、流動人口の参与が含まれる。そして、沿海地区の基層政府が一般人の参与の面で特別な役割を果たす。これに対して『中国海洋アジェンダ 21』は具体的に次のことを提案している。

(1) 教育界の参与とマスコミの介入。すなわち、各種教育方式や様々なメディアによる宣伝を通して、社会全体、とりわけ沿海地区の一般住民の海洋意識を高め、海洋に関する知識を広め、また労働者の海洋をめぐる科学的素養、文化的素養を高め、沿海地区の一般の人々に海洋資源や環境の保護に参加する自覚を持たせ、政府職能部門と一般の人々が共同で海洋を保護する局面を形成する。

(2) 科学技術界の参与。すなわち、沿海地区に科学技術界と政策決定部門、社会の一般大衆の間の連携メカニズムを構築し、海洋の持続可能な利用について諮問し指導する科学技術界の役割を十分発揮させる。

(3) 海上作業人員と生産労働者の参与。すなわち、教育と有効な奨励メカニズムの採用、そして実際の組織措置を通して、多くの海上作業員と生産労働者に、海を利用すると同時に、海洋の生きる力を保護させる。

(4) 基層政府の役割の発揮。すなわち、基層の政府を動員して、一般人を海洋の開発、保護、管理に参与するよう組織させ、海洋の防災、災害対策業務の面で基礎となる役割を果たさせ、海洋事務を管理する基本的な力とする。

(三) 中間的総括。わが国は『中国海洋アジェンダ 21』に基づき政策を決定し、現在、海洋政策と海洋法制を全面的に整えており、海洋事務の敏感さ、複雑さ、多様さ、スピーディさに対応している。わが国はまた、現在各種の措置と対策を採って、関連の海洋政策、海洋法制を整えている。これには各種海域の合理的な開発と利用が含まれる。たとえば、わが国が最近制定している専門の政策と法律には主に、『海島立法』、『海域使用権管理条例』、『海域使用金徴収管理方法』、『海洋エンジニアリング環境保護管理条例』等がある。

六. 全国人民代表大会常務委員会の『国連海洋条約』批准に関する決定

1996年5月15日、第8期全国人民代表大会常務委員会第19回会議で、『国連海洋法条約』が批准され、わが国は『国連海洋法条約』の締結国となった。同時に、この決定は声明を行った。その内容は次のようなものであった。

(一) 排他的経済水域ならびに大陸棚に対する権利を宣言した。すなわち、中国が200海里の排他的経済水域と大陸棚の主権的権利ならびに管轄権を有することを宣言した。

(二) 海域境界決定の原則を確立した。すなわち、中国は、海岸が向かい合った国または隣り合った国との間で、協議を通し、国際法の基礎の上に立って、公平の原則に照らして、各自の海洋管轄権の限界を定める。

(三) 各群島及び島嶼に対する中国の主権を重ねて主張した。すなわち、中国は、1992年2月25日に公布した『中国の領海および接続水域法』第2条に列記した各群島及び島嶼に対する主権を改めて主張した。

(四) 外国軍艦がわが国領海を通航する場合には事前に許可を得るか通知すべきことを改めて主張した。すなわち、中国は、国連海洋法条約の領海内無害通航権の規定があっても、沿岸国が領海を通航する外国軍艦に対し沿岸国の法令の要求に基づき事前に当該国の許可を得るか当該国に通知するよう求める沿岸国の権利は妨げられないことを改めて主張した。

七. 中国海洋事業の発展白書

わが国の海洋事業の発展状況を紹介するため、わが国は国際海洋年(1998年)に『中国海洋事業発展』の政府白書を発表した。

(一) 基本的構造。『中国海洋事業の発展』は、序言、海洋の持続可能な発展戦略、海洋資源の合理的開発利用、海洋環境の保護と保全、海洋科学技術と教育の発展、海洋の総合的管理の実施、海洋事物の国際的協力から構成される。これは、はじめて発表されるわが国の海洋事業の成果と政策に関するレポートであり、他国にわが国の海洋政策を理解してもらう上で重要な役割を果たすものであった。

(二) 主な内容。『中国海洋事業の発展』は、わが国の海洋事業における成果ならびに発展の過程で遵守すべき基本的政策と原則について全面的、体系的に説明したものである。

1. 主な目的。すなわち、国際的な海洋の新秩序と国の海洋権益を守ること。具体的に言うと、『国連海洋法条約』が定める国際的な海洋法の原則を擁護し、海洋の健康を守り、海洋の環境を保護し、海洋資源の持続可能な利用と海上の安全を確保することである。

2. 重要な成果。中国は発展途上の沿海大国である。中国は海洋の開発と保護を非常に重視し、海洋事業の発展を国の発展戦略としてとらえ、海洋の総合的な管理に力を入れて、海洋の法律制度をたえず整え、海洋の科学技術と教育を積極的に発展させてきた。同時に、中国は国連系統の海洋事務に積極的に参与し、国家間そして地域で海洋分野の協力を推進するとともに、自ら負うべき義務を真剣に履行して、世界の海洋の開発事業と保護事業のために積極的に貢献してきた。

3. 具体的政策。主に次のいくつかの内容を含む。

(1) 海洋の開発と整備を統一的に計画する。すなわち、①海岸帯の総合的な開発と管理に力を入れ、近海を合理的に開発、保護し、国際的な海底と大洋の開発利用に積極的に参与し、②沿海の陸地区域と海洋区域を一体化して開発し、臨海経済帯や海洋経済区を徐々に形成して、沿海地区の更なる繁栄と発展を推進する。

(2) 海洋資源を合理的に利用して、海洋産業の調和のとれた発展を促進する。すなわち、①開発と保護をともに重視する方針を採り、海洋資源の持続可能な利用を確保し、②新しい資源を次々と発見し、新しい技術を利用して、海洋の新産業を形成、発展させ、海洋経済の持続的でスピーディで健全な発展を推進する。中国は海洋漁業資源の保護業務を重視しており、様々な漁業資源擁護の措置を採って、海洋の持続可能な発展戦略の実施を保障してきた。中国は、深水を深水が適した対象に用い、岸線資源を合理的に利用する政策を制定して、深水岸線を優先的に港湾の建設に用い、海洋運輸業を積極的に発展させている。海洋観光業では、沿海の都市に依拠し、海洋の特色を際立たせ、区域ごと、ブロックごとに建設する政策を採っている。

(3) 海洋資源の開発と海洋環境の保護を同時に計画し、同時に実施する。すなわち、①海洋開発と海洋環境保護をバランスよく発展させる計画を定め、「予防を中心とし、予防と事後対策を結びつけ、汚染を起こしたものが対策を採る」との原則に照らして、海洋環境の観測、監視、法執行管理に力を入れ、②陸源汚染の管理に重点的に力を入れ、汚染物の総量規制制度を実施して、海洋環境の退化を防止する。海洋環境を保護し保全するため、わが国は、『全国海洋環境保護「第9次5カ年計画」(1996年から2000年)計画と2010年の長期計画』を制定し、「予防を主とする、防止と事後対策を結び

合わせる、汚染を起こしたものが対策を採る」との環境管理の三大政策に力を入れ、海洋生物資源の保護と海上の汚染防止を確実に行うと同時に、陸源汚染を海洋の環境保護の重点としてきた。

(4) 海洋の科学技術研究と開発に力を入れる。すなわち、①基礎研究を重視し、海洋のキーポイントとなる技術で突破口を開き、海洋のハイテクを発展させて、海洋開発、海洋サービス分野の技術的レベルをたえず引き上げ、②先進的な応用技術の普及、応用をスピードアップさせ、地域間の海洋開発技術水準の差を縮め、③高等教育機関に海洋の専門を整え、職業教育を強化して、様々なレベルの海洋科学技術人材を育て、同時に一般人への海洋をめぐる知識の伝播に力を入れる。

(5) 海洋の総合的管理制度を構築する。すなわち、①海洋の機能区分と計画を整え、海洋の開発と保護および海域の使用の科学的管理に力を入れ、②海岸帯の総合的管理のテストを積極的に推進し、海岸帯の総合的法則制度を徐々に打ち立てる。海洋の総合的管理の基本的目標は、海洋環境の健全さと資源の持続可能な利用を保証することである。この業務をより確かに行うため、中国は今後次のいくつかの面で引き続き努力していくことになる。第1は、海域の使用管理の法律制度を構築すること、第2は海洋の総合的管理の情報システムを構築し、整備して、海洋資源の環境調査、評価を進めること、第3は、大きな縮尺の機能区分と総合的海洋開発保護計画を制定し、総合的政策決定メカニズムを構築して、海洋事業の調和の取れた発展を促進すること、第4に、様々な職能を持つ海上の監察執法グループを徐々に整え、空中、海面、岸を一体化した海洋監察管理体系を形成すること、第5に、社会各界を広く動員して海洋資源と海洋環境の保護に参加させ、多くの人々が海洋を愛し、海洋を保護する意識を強く持つようにすることである。

(6) 海洋分野の国際協力に積極的に参与する。すなわち、『国連海洋法条約』に定められた義務を真剣に履行し、国際的な海洋事務に積極的に参与し、世界や地域の海洋事務の協力、交流を推進し、世界の海洋事業の繁栄と発展を促進する。

4. 努力の方向。中国はすでに海洋資源の合理的な開発利用と保護を世紀を超えた国民経済と社会の発展の全体的計画の中に組み入れ、海洋事業の持続可能な発展を基本的戦略としてとらえている。社会の生産力が発展を続け、総合的国力が更に増強され、国民の海洋意識が次第に高まっていることから、中国の海洋事業が今後更に大きく発展することは間違いない。中国は今後もこれまで通り、世界各国ならびに関連の国際的組織とともに、人類による海洋事業の開発と保護が持続可能な発展の軌道に乗るよう、自らがなすべき貢献をなしていく。

(三) 重要な成果。わが国は『中国海洋アジェンダ 21』を発表して以来、規範化された原則と措置を厳格に遵守しており、わが国の海洋事業面での政策と法制の整備に力を尽くして、すでに一定の成果をあげている。たとえば、わが国は1998年に『排他的経済水域及び大陸棚法』を制定し、2001年に『海洋環境保護法』(1982年)を改訂し、2001年に『中国の対外協力による海洋石油資源採決に関する条例』(1982年)を改訂し、2001年には『海域使用管理法』を制定し、2002年には『全国海洋機能区分』を制定し、2003年には『全国海洋経済発展計画綱要』を制定したが、これにより、わが国はその海洋政策と法制を豊かにし、整え、わが国の海洋権益を守り、海洋資源を合理的に秩序正しく利用し、開発し、海洋環境を保護している。

八. 排他的経済水域及び大陸棚法

国際的な情勢に適応し、わが国の海洋権益を守るため、中国の実情に基づき、わが国は 1998 年、『排他的経済水域及び大陸棚法』を制定した。その内容は主に次のいくつかの面にわたる。

(一) 基本的構造。『排他的経済水域及び大陸棚法』は計 16 条からなり、第 16 条の規定では、1998 年 6 月 26 日から施行されることになっている。

(二) 主な内容。以下のいくつかの面から論述を展開する。

1. 本法の目的。わが国の『排他的経済水域及び大陸棚法』第 1 条には、中国が排他的経済水域と大陸棚に対して主権的権利と管轄権を行使し、国の海洋権益を守ることを保障するために本法を制定することが定められている。

2. 排他的経済水域制度。

(1) 排他的経済水域の範囲。『排他的経済水域及び大陸棚法』第 2 条第 1 項には、中国の排他的経済水域が中国領海外で領海に隣接する区域であって、領海の幅を測定するための基線から 200 海里までが排他的経済水域であることが定められている。

(2) 排他的経済水域の区分の原則。わが国の『排他的経済水域及び大陸棚法』第 2 条第 3 項には、中国と海岸が隣り合ったまたは向かい合った国との間で排他的経済水域に関する主張が重なりあった場合には、国際法を基礎とし、公平を原則として、協議により境界を定めることが定められている。

(3) 排他的経済水域に対するわが国の権利。主に①天然資源に対する管轄権。排他的経済水域内において、わが国は、海底の上部水域、海底ならびに底土の天然資源(生物資源ならびに非生物資源)の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を有することが定められている。もちろん、この主権的権利は専属的で固有のものであり、且つ排他的なものである。すなわち、いかなる国際組織、外国の組織または個人も、わが国の排他的経済水域に入って漁業またはその他天然資源を開発利用する活動に従事する意向がある場合には、必ずわが国主管機関の許可を得るとともに、わが国の法律、法規を遵守しなければならない。わが国の主管機関は、排他的経済水域の生物資源が過度の開発によって脅かされないことを、必要となる様々な保存措置、管理措置を採って確保することができる。特に、排他的経済水域のストラドリング・ストック、高度回遊性の種、海産哺乳動物、溯河性資源、降河性の種に対して保存措置、管理措置を採ることができる。同時に、関連の法律、法規が確実に遵守されるよう、違法行為に対して、臨検、検査、逮捕、こう留ならびに司法手続きの執行といった必要な措置を採ることができる。このほか、法律、法規に違反する行為に対しては、法に基づき法的責任を追及でき、また追跡権を行使することもできる¹⁸。②航行物、構築物等に対する管轄権。排他的経済水域内において、わが国は、人工島嶼、施設ならびに構築物を建設しならびにそれらの建設、運用及び利用を許可しおよび規制する排他的権利を有し、またこの人工島嶼、施設ならびに構築物に対して、通関上、財政上、保健上、安全上及び出入国管理上の法律、法規面での管轄権を含む排他的管轄権を有する。同時に、航行の安全と人工島嶼、施設、構築物の安全を確保するため、主管機関は更にその周囲に

¹⁸ わが国の『排他的経済水域及び大陸棚法』第 3 条第 1 項、第 5 条、第 7 条、第 6 条第 1 項、第 12 条を参照。

安全地帯を設置し適切な措置を採る権利を有する¹⁹。③海洋の科学研究、環境保護に対する管轄権。わが国は排他的経済水域内の海洋科学研究につき管轄権を有し、法律、法規を定めて海洋の科学研究活動を規範化する権利を有する。いかなる国際的組織、外国の組織または個人も、当該区域内で海洋の科学研究を行う意向がある場合には、必ずわが国主管機関の同意を得なければならず、また関連の法律、法規を遵守しなければならない。同時に、わが国は排他的経済水域内の海洋の環境保護に対しても管轄権を有し、主管機関は、必要な措置を採って、海洋環境の汚染を防止し、軽減し、制御し、排他的経済水域の海洋環境を保護し保全する権利を有する²⁰。④ほかの国の排他的経済水域における権利。すなわち、いずれの国も、わが国の排他的経済水域内で航行及び上空飛行を行う自由、海底電線及び海底パイプラインを敷設する自由、ならびにこれらの自由に関連するその他の適法な利用の自由を享有するが、海底電線ならびに海底パイプラインの経路については、必ずわが国主管機関の同意を得なければならない。もちろん、ほかの国はこれらの自由を行使する際、国際法ならびにわが国の法律、法規を遵守しなければならない²¹。

3. 大陸棚制度。

(1) 大陸棚の範囲。わが国の『排他的経済水域及び大陸棚法』第2条第2項には、中国の大陸棚が中国領海の外で、本国の陸地領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁にいたるまでの海面下区域の海底および底土であり、大陸縁辺部の外縁が領海の幅を測定するための基線から 200 海里の距離まで伸びていない場合には、200 海里までを大陸棚とすることが定められている。ここで注意すべきことは、大陸棚の範囲の主な基準は、陸地領土の自然な延長であること、その国の大陸棚が自然な延長という原則に照らした場合、その外部境界が領海の幅を測定するための基線から 200 海里の距離まで伸びていない場合にはじめて、200 海里の補助的基準が適用されることである。

(2) 大陸棚の境界画定の原則。排他的経済水域の境界画定と同様である。すなわち、国際法を基礎とし、公平を原則として、協議によって境界を定める²²。

(3) 大陸棚に対するわが国の権利。主に、①大陸棚および天然資源に対する権利。すなわち、わが国は大陸棚の探査と大陸棚の天然資源の開発のため、大陸棚に対して主権的権利を行使する。同時に、わが国は、大陸棚であらゆる目的のための掘削を許可し及び規制する排他的権利を享有する。それは固有で、排他的な権利である。いかなる国際的組織、外国の組織または個人も、中国の大陸棚の天然資源に対して探査、開発活動を行い、または中国の大陸棚上で何らかの目的で掘削を実施する場合、必ず中国の主管機関の許可を得なければならず、中国の法律、法規を遵守しなければならない²³。②航行、施設、構築物等に対する管轄権。排他的経済水域と同様、わが国は大陸棚で、人工島嶼、施設ならびに構築物を建設しならびにそれらの建設、運用及び利用を許可しおよび規制する排他的権利を有し、またこの人工島嶼、施設ならびに構築物に対して、通関上、財政上、保健上、安全上及び出入国管理上の法律、法規面での管轄権を含む排他的管轄権を有する。同時に、航行の安全と人工島嶼、施設、構築物の安全を確保するため、主管機関は更にその周囲に安全地帯を設置し適切な

¹⁹ 同上、第3条第2項、第8条を参照。

²⁰ 同上、第3条第2項、第9条、第10条を参照。

²¹ 同上、第11条を参照。

²² 同上、第2条第3項を参照。

²³ 同上、第4条第1項、第3項、第7条を参照。

措置を採る権利を有する²⁴。③海洋の科学研究、環境保護に対する管轄権。いかなる国際的組織、外国の組織または個人も、大陸棚で海洋の科学研究を行う意向がある場合には、必ずわが国主管機関の同意を得なければならず、また関連の法律、法規を遵守しなければならない。当然、わが国の主管機関は、必要な措置を採って、海洋環境の汚染を防止し、軽減し、制御し、大陸棚の海洋環境を保護し保全する権利を有する²⁵。④ほかの国の大陸棚における権利。すなわち、いずれの国も、中国の大陸棚で航行及び上空飛行を行う自由、大陸棚に海底電線及び海底パイプラインを敷設する自由を享有するが、海底電線ならびに海底パイプラインの経路については、必ずわが国主管機関の同意を得なければならない。ほかの国はこれらの自由を行使する際、国際法ならびにわが国の法律、法規を遵守しなければならない。法律、法規に違反する行為に対して、わが国は措置を採り、法に基づきその法的責任を追及する権利を有し、また追跡権を行使することができる²⁶。

(三) 中間的総括。わが国の『排他的経済水域及び大陸棚法』第 15 条には、中国政府が本法に基づき関連の規定を制定できることが定められているが、わが国は現在までのところ関連の具体的な法律、法規を制定していない。これは、紛争点や問題点を解決することを含め、わが国が排他的経済水域と大陸棚の法律制度を整備する上で非常に不利である。同時に、わが国は他国の誤解を避けるため、いまだに関連の海域境界線を公布していない。

九. 全国海洋機能区分

(一) 制定の依拠。わが国政府が 2002 年に制定した『全国海洋機能区分』の依拠は『中国海域使用管理法』、『中国海洋環境保護法』ならびに国の関連の法律法規、方針、政策である。

(二) 制定の目的。海域を合理的に利用し、海洋環境を保護し、海洋経済の持続可能な発展を促進すること。

(三) 適用範囲。わが国の海洋機能区分の範囲にはわが国が管轄する内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚およびその他の海域（香港、マカオ特別行政区と台湾省の接続水域を除く）が含まれる。『全国海洋機能区分』は海域の位置、天然資源、環境条件、開発利用の要求に基づくとともに、海洋機能基準に照らして、海域を様々なタイプの機能区に区分している。その目的は、海域の利用管理や海洋の環境保護といった業務に科学的な依拠を提供することであり、国民経済と社会の発展のために海による保障を提供するためである。

(四) 区分内容。わが国の『全国海洋機能区分』（以下『区分』と略称）は 5 つ内容から構成される。すなわち、わが国の海域の開発利用と保護の現状分析、『区分』の指導思想・原則と目標、全国の海洋機能区、重点的領域の主な機能、『区分』実施の主な措置である。分析したところ、『区分』には主に次のいくつかの点が含まれる。

²⁴ 同上、第 8 条を参照。

²⁵ 同上、第 9 条、第 10 条を参照。

²⁶ 同上、第 11 条、第 12 条第 2 項を参照。

1. 指導思想。持続可能な発展戦略の実施・国民経済と社会の発展の促進を中心とし、海洋資源の保護と合理的な利用・海域利用効率の向上・海洋の生態悪化の抑止・海洋環境の質の改善を目標とし、わが国の海洋開発利用の現実と未来のニーズを出発点として、他の海にかかわる計画、区画との関係をしっかりと調整し、海洋機能区を科学的、合理的に定める。

2. 基本原則。わが国が『区分』を制定した基本原則は次の5項目である。

(1) 科学的で合理的であるという原則。すなわち、海域の位置、天然資源と自然環境といった自然の属性に照らして、海域の機能を科学的に定める。

(2) 統一的処理の原則。すなわち、経済と社会の発展のニーズに基づき、関連各業界による海の利用を統一的に手配する。

(3) 海洋経済発展の原則。すなわち、生態環境の保護と改善を通して、海域の持続可能な利用を保障し、海洋経済の発展を促進する。

(4) 海上の安全保障の原則。すなわち、海上の交通の安全を保障する。

(5) 軍事的な海の利用を保証する原則。すなわち国防上の安全の保障のため、軍事的な海の利用ニーズを保証する。

3. 最終的目標。『区分』の規定を実施することで、海洋機能区分に適合した海洋の開発利用秩序を構築し、海域の合理的開発と持続可能な利用を実現し、国民経済と社会の発展の海洋に対するニーズを満たす。具体的には次の2つの段階に分けて実施する。第1段階は制御段階。すなわち、2001年から2005年までは、海洋機能区分に対する管理に力を入れ、海洋機能区分に適合しない海洋利用項目を徐々に調整して、重点海域の開発利用が海洋機能区分に基本的に適合するようにし、岸に近い海域の環境の質の悪化を食い止める。第2段階は安定段階。すなわち、2006年から2010年までは、海洋機能区分制度を厳しく実施し、海域の開発利用が海洋機能区分に適合するようにし、生態環境の質が改善され、海洋経済が安定して発展するようにする。

4. 機能区の概要。『区分』はわが国の管轄海域を10種類の主な海洋機能区に分類しており、更に各種海洋機能区の開発保護の重点と管理面での要求を定めている。次にその概要を示す。

(1) 港湾運輸区域。船舶の安全な航行・停泊、荷役作業の実施または風の回避の必要を満たすために区分された海域であり、港湾、航路、バースを含む。当該区域は国や地域の重要な港湾の海洋利用ニーズを保証しなければならず、所轄機関によって許可された深水バースや航路の新設プロジェクトの海洋利用ニーズを重点的に保証しなければならない。当該区域内の海域は主に港湾建設・航行ならびに船舶の航行およびその他の直接海上交通に寄与する活動に用いられる。

(2) 漁業資源利用・養護区域。漁業資源の開発利用と養護、漁業生産の発展のために区分された海域であり、漁港・漁業施設基地建設区域、養殖区域、増殖区域、捕獲区域ならびに重要漁業品種保護区域が含まれる。当該区域において、国は、重点的大型漁港および漁業物資供給・重要種苗繁殖場所といった重要な漁業施設基地を建設するための海洋利用ニーズを保証し、一部の近岸海域と島周辺海域で生物種の放流や人工漁礁の建設を行うための海洋利用ニーズを保証し、重点的な漁場が損なわれぬよう確実に保証する。

(3) 鉱産資源利用区域。鉱産資源の探査、採掘の必要を満たすために区分された海域であり、石油天然ガス区域と固体鉱産物区域等が含まれる。『区分』は、鉱産資源の探査、開発に当たって、①生態環境の保護に適した工期と方式を選び、開発活動による生態環境の破壊を最低限に抑えること、②海洋保護区、海岸侵食区間、防護林帯接続海域ならびに重要な経済魚類の産卵場、越冬場、餌場における砂等固体鉱産資源の採掘は禁止すること、③近岸海域の砂採取の量、範囲、強度を厳しく規制し、海岸の浸食といった海岸災害の発生を防止すること、④島の採石およびその他の鉱産資源の開発活動に対する管理を強化し、島や周辺海域の生態環境の破壊を防止すること、を要求している。

(4) 観光区域。海浜ならびに海上の観光資源の開発利用のために区分された海域であり、景観観光区域、リゾート観光区域等が含まれる。当該区域においては、①観光区域の観光客の数を科学的に確定して、観光インフラの建設と生態環境の受容力のバランスを取ること、②自然の景観、海浜都市の景観、観光スポットの保護に力を入れ、海岸線、砂浜、沿海防護林の占用を厳しく規制すること、③観光区域の汚水やごみの処理において、基準を満たした上での排出や科学的処理を実施し、海への直接排出を禁止すること、が求められる。

(5) 海水資源利用区域。海水資源の開発利用または地下製塩用水の直接利用の必要を満たすために区分された海域であり、塩田区域、特殊工業用水区域、一般工業用水区域等が含まれる。当該区域においては、渤海、黄海、東海、南海の大型塩場の建設ニーズが重点的に保証される。

(6) 海洋エネルギー利用区域。海洋の再生可能エネルギーの開発利用の必要を満たすために区分された海域である。海洋のエネルギーの開発では、潮汐発電を中心として、波浪、潮流、温度差発電を適当に発展させる。

(7) 工事用海区域。工事建設プロジェクトの海洋利用ニーズを満たすために区分された海域で、水面、水体、海底または底土を占有する工事建設プロジェクトが含まれる。当該区域の海上石油プラットフォームの周辺や相互間のパイプライン接続区域の一定の範囲内では、別の海洋利用活動は禁止され、また有効な措置を採って、石油プラットフォーム周辺海域の環境を保護しなければならない。

(8) 海洋保護区域。珍種、危機に瀕した海洋生物種、経済生物種およびその生息地、科学的、文化的、景観的に重要な価値のある海洋の自然景観、自然の生態系、歴史的遺跡を保護する必要を満たすために区分された海域であり、海洋・海岸自然生態系自然保護区、海洋生物物種自然保護区、海洋自然遺跡・非生物資源自然保護区、海洋特別保護区が含まれる。当該区域は海洋生物物種が豊富で、海洋生態系を代表する典型性を具えた未破壊の地区であり、新しい海洋自然保護区の建設に力を入れる必要がある。海洋特別保護区は、特殊な地理的条件、生態系、生物・非生物資源を有し、海洋の開発利用の特殊な必要を満たすために区分された海域であって、効果的な保護措置と科学的な開発方式を採って特別な管理を行う必要がある。

(9) 特殊利用区域。科学研究、浚渫物や廃棄物の投棄といった特定用途の必要を満たすために区分された海域であり、科学研究実験区域、投棄区域等が含まれる。科学研究実験区域では、研究目的と無関係な活動や、海洋環境の根本、生態環境や生物の多様性を破壊する全ての活動が禁止される。投棄区域は、科学的、合理的、経済的、安全の原則に照らして選定し、海洋環境の浄化能力を合理的に利用しなければならない。

(10) 保留区域。現在は開発利用されておらず、且つこの区分期限内には開発利用の計画のない海域である。このため、保留区域では、①管理を強化し、開発を先送りして、勝手な開発は厳禁しなけ

ればならず、②一時的な開発利用についても、厳しい申請、論証、審査制度を実施しなければならない。

5. 重点海域の範囲。『区分』では、重点海域に、近岸海域、群島海域、重要資源開発利用区域が含まれる。具体的には、渤海(わが国の内水で、大陸海岸線は遼東半島南端の老鉄山角から山東半島北部の蓬萊角まで)、黄海(海岸線は北の遼寧省の鴨緑江河口から南の江蘇省蘇啓東角まで)、東海(海岸線は北の江蘇省蘇啓東角から南の福建省詔安鉄炉港まで)、南海(海岸線は北の福建省鉄炉港から南の広西チワン族自治区の北侖河口まで)を指す。

6. 区分実施措置。『区分』の制度を実施するため、主に次の5つの措置が定められた。

(1) 組織面での保障措置。すなわち、指導を強化し、海洋機能区分体系を整える。特に、国家海洋局が関連部門と共同で、地方の各レベルにおける海洋機能区分の作成または改訂作業の指導と監督に力を入れ、各レベルの財政部門が海洋機能区分作業の経費を予算に組み入れ、海にかかわる各部門が法に基づき海洋機能区分と関連する計画との関係を調整し、うまく調和を取る。

(2) 審査面での具体的要求。すなわち、法に基づき行政を行い、海洋機能区分を確実に組織、実施する。各レベルの海洋機能区分については許可を得た上で、社会に対して公表する。海洋行政主管部門は、プロジェクトの海洋利用が海洋機能区分に適合するか否かについて予備審査を実施し、全て、または一部が海洋機能区分に適合しないプロジェクトについては、改めて用地を選択するよう意見を出す。

(3) 監督面での検査メカニズム。すなわち、監督検査により、区分の目標が実現されるよう確実に保証しなければならない。具体的に言うと、海域利用管理、海洋環境保護のために有効な執法監督検査メカニズムを構築し、海洋機能区分が順調に実施されるよう保証する必要がある。そこで、各レベルの政府は、重点海域の利用調整計画を制定し、海洋機能区分に不適合の利用プロジェクトについて中止、撤去、移転または閉鎖のスケジュールを明確にするとともに、プロジェクト所在の海域環境を回復させるための対策措置を打ち出す。

(4) 科学技術面での発展措置。すなわち、科学技術に依拠して、海洋機能区分の技術サポート体系を整える。言葉をかえれば、科学技術の進歩と刷新に依拠して、海洋機能区分の理論と実践の研究に力を入れ、海洋機能区分業務の科学性、先見性、操作可能性を促進し、②構造が整い、機能がそろい、技術が先進的な海洋機能区分管理情報システムを構築して、政府の電子情報プラットフォームとの接続を実現し、海洋行政管理と社会サービスの情報化を促進し、各レベルの海洋管理部門ならびにその他海にかかわる部門の総合的な政策決定能力、事務効率を引き上げる。

(5) メディア面での教育作業。宣伝教育を確実にを行い、科学による海の管理と科学による海の利用を実現する。様々なレベル、様々なルートで、ターゲットをしぼって海洋機能区分の宣伝業務、研修業務を確実にを行い、各レベル管理部門の科学による海洋管理の水準を引き上げ、各種海洋利用者の海洋開発利用に当たっての自覚を高める。同時に、世論の監督を更に強化し、投書や通報、上訴制度を整え、一般の人々や民間団体が海洋の開発、保護の監督業務に積極的に参与するよう十分に働きかける。

十. 全国海洋経済発展計画綱要

2003年5月9日、国务院は、国家発展・改革委員会、国土資源部、国家海洋局が組織、制定した『全国海洋経済発展計画綱要』(以下『計画綱要』と略称)を採択し、各地に対して、実情に照らして、真剣にこれを徹底するよう求めた。

(一) 制定の意義。『計画綱要』は、わが国政府が海洋経済の総合的な発展のために初めての制定したマクロの役割を持つ指導的文書であり、わが国が海洋資源の開発利用をスピードアップし、沿海地区の経済の合理的な配置と産業構造の調整を促進し、海洋経済の各産業が国民経済の新しい成長分野となるよう力を尽くすことで、国民経済の持続可能で健全で急速な発展を保持し、「小康社会くまらずまずの豊かさを具えた社会のことで、中国の経済発展の目標を全面的に建設しよう」という目標を実現する上で重要な意味を持つ。

(二) 適用範囲。まず、海洋産業の面。『計画綱要』がかかわる海洋産業には、海洋漁業、海洋交通運輸、海洋石油天然ガス、海浜観光、船舶工業、海塩および海洋化学工業、海水利用と海洋生物医薬等が含まれる。次に、適用範囲の面。『計画綱要』は、わが国の内水、島、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚およびわが国が管轄するその他の海域にかかわる。これにはわが国の国際的な海底区域における鉱区も含まれる。更には、適用時間の面。『計画綱要』の計画期限は2010年である。

(三) 基本的内容。『計画概要』には6つの面の内容が含まれる。

1. わが国の海洋経済の発展の現状と存在する主な問題。

(1) 発展の現状。主に次のような面に現れている。①海洋の天然資源の面で条件に恵まれており、資源が豊富である。(2) 海洋経済発展のための社会的条件が次第に整ってきている。たとえば、現在までに、わが国は、『海洋環境保護法』、『海上交通安全法』、『漁業法』、『海域使用管理法』といった一連の法律、法規を実施しており、国民の海洋意識は次第に高まり、海洋経済が急速に発達してきている。③海洋経済の面ですでに一定の規模を有している。たとえば、2000年、わが国の主な海洋産業の付加価値は2297億元で、全国のGDPの2.6%を占め、わが国の海洋漁業と塩業の生産量は何年も連続で世界第1位を占めている。造船業は世界第3位で、商船所有量は世界第5位、港湾の数と貨物の吞吐量、海浜観光業の収入でも世界のトップクラスである。

(2) 存在問題。わが国の海洋経済の問題は、主に次の6つの面に存在する。①海洋経済の発展にマクロの指導、調整、計画が欠けており、海洋資源の開発管理体制が十分に整っていない。②海洋産業の構造的な矛盾が目立っており、伝統的な海洋産業は依然として粗放型の段階にとどまっていたり、海洋の科学技術の全体的なレベルは低く、新興の海洋産業はまだ一定の規模に達していない。③一部の海域で、生態環境の悪化傾向が効果的に抑止されておらず、近海漁業資源が深刻な害をこうむり、一部希少な海洋物种は絶滅の危機に瀕している。④一部の海域と島では開発の秩序が乱れ、海洋利用の矛盾が際立っている。⑤海洋調査、探査の程度が低く、開発できる重要な資源の量が明らかではない。⑥海洋経済発展のためのインフラや技術設備が相対的に遅れている。

2. 海洋経済発展の原則と目標。

(1) 指導原則。『計画綱要』では、海洋経済発展の指導的原則は主に次の6項目である。①速度と効果を統一するという原則。すなわち、発展の速度と効果を統一し、海洋経済の全体的な発展レベルを引き上げることである。②発展と保護をともに考慮しともに重視する原則。すなわち、経済の発展と資源、環境の保護をともに重視し海洋経済の持続可能な発展を保障する。③科学技術を利用した経済発展の原則。すなわち、「科学技術による海の振興」を堅持し、科学技術の進歩により海洋経済の発展を導くよう、科学技術の役割を強化する。④長所を生かして構造を調整する原則。すなわち、前進させる面と後退させる面をはっきりさせ、海洋経済の構造を調整する。具体的に言えば、資源配置という市場の基礎的な役割を発揮させて、海洋資源の総合的な開発利用を進め、同時に、国の計画の指導の下で、主要な海洋産業の配置を調整する。とりわけ沿海地域はそれぞれの優位性を発揮して、特色のある海洋経済区域を作り上げる。⑤基幹産業の発展に力を入れるという原則。すなわち、重点を際立たせて、基幹産業の発展に力を入れる。言葉をかえれば、わが国は海洋漁業、海洋交通運輸業、海洋石油天然ガス業、海浜観光業、沿海造船業といった基幹産業の規模、質、収益を拡大し、向上させるべきである。また、優位性を発揮し、力を集中させて、海洋生物資源の開発、海洋石油天然ガスおよびその他鉱産資源の探査といった分野で重要な突破口を開き、関連産業の発展のために資源の備蓄、資源の保障を行うべきだ。⑥国防安全の保証という原則。すなわち、海洋の経済発展は国防面の実力の増強、海洋権益の維持保護、海洋環境の改善と互いにマッチしてものでなければならず、軍と民間をともに省み、平時と戦時を結びつけて、海洋経済の発展と国防建設が相互に促しあい、調和をとって発展するようにし、国の建設の海洋利用ニーズを保証し、海上の軍事施設も保護する。

(2) 発展目標。主に次のようなものである。①海洋経済発展の全体的目標。海洋経済が国民経済に占める割合を更に引き上げ、特色のある海洋経済区域を形成して、海洋経済を国民経済の新しい成長分野とし、わが国を徐々に海洋強国としていく。②全国の海洋経済成長目標。2005年までに、海洋産業の付加価値がGDPに占める割合を4%前後に引き上げ、2010年には5%以上とする。こうして海洋産業を国民経済の基幹産業にしていく。③沿海地区の海洋経済の発展目標。2005年までに、海洋産業付加価値がGDPに占める割合を8%以上にする。2010年には、沿海地区の海洋経済が新たな発展を遂げ、海洋産業の付加価値がGDPに占める割合が10%以上に達し、海洋経済に強い省(自治区、直轄市)がいくつかできている。④海洋の生態環境と資源保護の目標。2005年までに、主な汚染物質の海への排出量が2000年比で10%減少し、近岸海域の生態環境の悪化が次第に緩やかになり、外海の水質が良好な状態に保たれ、海洋の生物資源の衰退が基本的に抑止できる。2010年には、海に排出される汚染物質の量が更に抑えられ、海洋の生態建設で新たな進展が見られ、沿海都市付近の海域、重要な湾で著しい成果が現れている。

3. 主な海洋産業が実現する目標。

(1) 全体的目標。『計画綱要』は、海洋産業が構造を調整し、配置を改善し、規模を拡大し、効果を重視し、科学技術的要素を高め、持続的で急速な発展を実現すべきことを打ち出している。

(2) 産業の類型。『計画綱要』は、海洋漁業、海洋交通運輸業、海洋石油天然ガス業、海浜観光業、

海洋船舶工業、海洋生物医薬といった面で、基幹産業を形成し、その他の海洋産業の発展をリードすることを打ち出している。

(3) 主な産業政策。たとえば、海洋石油天然ガス業では、探査と開発をともに重視し、利用と保護をともに省みる政策。海洋石油天然ガスの資源探査と開発では、「2種類の資源〈石油と天然ガス〉、2つの市場〈国内市場と国外市場〉を重視する」原則を貫き、石油と天然ガスをともに重視し、国内に立脚しつつ海外でも発展を図り、自分だけの開発と対外的協力をともに重視して、論争のある海域の石油天然ガス資源の探査開発方式を積極的に模索する。科学技術による創造を貫き、探査の成功率を引き上げる。上流と下流の一体化を貫いて、下流産業を選択的に発展させ、産業構造を整え、産業のリスク対処能力を高める。

4. 海洋経済区域の配置。『計画綱要』は、海洋経済区域を海岸帯および近隣海域、島と近隣海域、大陸棚と排他的経済水域、国際的海底区域の4つの区域に分類し、それぞれの区域の政策と目標を定めている。次にそれをまとめる。

(1) 海岸帯と近隣海域。『計画綱要』は、わが国の海岸帯と近隣海域を11の総合的経済区域に分け、自然条件と資源条件、経済の発展水準、行政区画に基づき、それぞれの区域がその長所を発揮することで、11の経済区域をそれぞれに特色を持った海洋経済区域へと建設することを打ち出している。

(2) 島と近隣海域。『計画綱要』は、当該海域の次のような発展目標を打ち出している。①海と海をまたぐインフラの建設に力を入れ、中心島嶼の水源の涵養と風力エネルギー、潮汐エネルギー発電所の建設に力を入れる。②島の漁業構造と配置を調整し、深水養殖を重点的に発展させる。③島のレジャー、観光、生態を特色とする旅行の開発を図る。④海水の淡水化利用を普及させる。⑤各種の島および近隣海域の自然保護区を作る。

(3) 大陸棚と排他的経済水域。『計画綱要』は当該区域の産業政策を定めている。第1は漁業区域の政策である。すなわち、各海域の特徴に基づいて、具体的な漁業政策を制定している。たとえば、黄海では、黄海は漁業資源の衰退が深刻なため、漁獲を抑制し、海洋魚類の産卵場、餌場、越冬場、回遊区域の保護に力を入れ、エビや回遊魚類の増殖放流規模を拡大する。東海では、東海的主要漁業資源が衰退しているため、様々な経済魚種、エビ類の餌場、越冬場および一部の種類の産卵場の資源保護に力を入れ、人工漁礁を投下し、漁獲量規制制度を厳しく実施して、漁業資源を徐々に回復させる。南海では、南海は漁業資源が豊富で種類も多いが、漁獲を抑制して、人工漁礁を適度に投下し、漁業資源の回復をスピードアップさせ、漁業資源の調査を引き続き実施し、捕獲できる漁業資源を増やす。第2は石油天然ガス区域の政策である。黄海の石油天然ガス区域については、更に調査、探査を進め、商業的な石油天然ガス田の発見につとめる。東海の石油天然ガス区域については、探査業務に力を入れて、様々な形式で台西盆地と台西南盆地の探査を進め、石油天然ガス産出量を安定的に増やす。南海の石油天然ガス区域については、珠江口盆地、琼東南盆地、北部湾(トンキン湾)盆地境界油田、鶯歌海盆地の石油天然ガス資源の探査に力を入れ、探査の範囲と程度を拡大して、石油天然ガス資源の備蓄を増やし、北部湾(トンキン湾)油田、東方ガス田の開発を重点的に行う。同時に、わが国の南部海域の石油天然ガス資源の探査に力を入れ、対外協力の形式を探り、わが国の南海南部の海洋権益を擁護する。

(4) 国際的な海底区域。『計画綱要』は、①わが国が国際的な海底資源の探査、研究、開発に力を入れるべきこと、②深海探査を引き続き実施し、深海技術の発展に力を入れ、深海産業を適時に発展させるべきこと、③多金属団塊探査鉱区を特定し、コバルト・リッチ・クラスト等新型鉱産の調査を実施するとともに、国際的な海底区域におけるほかの資源の準備調査も行って、生物遺伝子技術の研究と開発にも力を入れるべきこと、④深海資源の探査と開発の技術力を向上させ、わが国の国際的な海底区域における権益を擁護すべきことが示されている。

5. 海洋の生態環境と資源の保護。この部分で、『計画綱要』は、全体的な政策を提示した上で、4つの面の問題について重点的に具体的な規定を行っている。

(1) 全体的政策。すなわちマクロの政策。『計画綱要』は、海洋機能区分制度を厳しく実施し、海洋資源を合理的に開発し、保護し、海洋汚染と生態破壊を防止し、海洋経済の持続可能な発展を促進すべきことを打ち出している。

(2) 具体的政策。主に4つの面に分けられる。第1は海洋汚染の防止、対策。具体的な政策と措置は次の通りである。①陸源汚染物質の排出を厳しく規制し、陸源汚染物質の排出に当たっては必ず基準を満たす。②重点海域で汚染物質の海への排出の総量規制制度を徐々に実施する。③近岸海域の環境の質を改善し、河口、湾、都市付近の海域での対策と保護を重点的に行う。④海上の汚染源の管理に力を入れ、船舶ならびに港湾の汚染防止設備の配備率を高め、基準を満たした排出を実現する。海上の石油生産・輸送設備には石油汚染防止設備と機材を配備して、突発的な汚染事故を減らす。⑤重点海域の汚染対策を実施する。たとえば、渤海の総合的対策と管理を強化し、渤海の総合的対策能力をスピーディに向上させ、大連湾、膠州湾、杭州湾、舟山湾、舟山海域等の重点海域の総合的対策業務を実施する。

第2は海洋の生態保護である。『計画綱要』は、海洋の生態保護の重点として、典型的な海洋生態系の保護に力を入れ、近海の重要な生態機能区を修復し、様々な特色を具えた海洋自然保護区を構築し整備し、良好な循環を持つ海洋生態系を形成することを挙げている。それは具体的には次のようなことである。①全国的に海洋生態の調査を実施し、マングローブ、珊瑚礁、海草ベッド、河口、海浜湿地等特殊な海洋生態系およびその生物の多様性の調査研究と保護を重点的に実施し、既存の海洋自然保護区の保護能力を高め、管理水準を引き上げ、新しい海洋自然保護区を計画、建設する。②近海の重要な生態機能区の修復と対策に力を入れる。重点は、渤海、舟山海域、福建の南海域、南海北部浅海等の生態環境の回復と保護である。③海洋生態観測所をいくつも建設する。④海洋生態保護と開発利用のモデルケースを実施する。

第3は海洋生物資源の保護である。すなわち、わが国は、①近海の伝統的漁業資源の捕獲を規制し、圧縮して、引き続き禁漁区、禁漁期、修漁制度を実行し、重点漁場が損なわれぬよう確実に保証しなければならない。②重点漁場、河川の河口、湾等の海域の水生資源生育区域の保護に力を入れる。③保護のための人工漁礁を投下し、珍しい種の増殖礁の建設に力を入れ、放流する品種と規模を拡大し、増殖させる優れた生物資源の種類と数量を拡大する。④希少で危機に瀕した物种の保護区を建設する。

第4は海岸、河口、砂浜の保護である。具体的には①岸線資源の合理的な利用、海岸調査評価の実施、海岸利用・保護計画の制定。②それぞれの土地にあわせて、重点を決めて、河口の総合的整

備を実施する。③湿地の埋め立て、海の埋め立てを厳しく規制する。

6. 海洋経済発展の主な措置。海にかかわる法律、法規体系ならびに管理体系を構築、整備し、海洋の管理体制を整え、海洋経済発展に対する投融資・技術的サポートに力を入れ、政府の機能を強化、整備し、各種業務の徹底を推進するため、『計画綱要』は海洋経済発展の7項目の措置を提示している。

(1) 法律、法規体系を整え、執法に力を入れ、海洋の管理体制を整える。すなわち、上述の措置を通して、各部門の海洋管理における職責を明確にする。その目的は、海洋経済発展のニーズに適応した行政調整メカニズムを構築し、海洋経済分野の市場秩序を守り、行政審査制度を改革し整備して、国内外企業の海洋経済分野への参入のために良好な投資環境を作り出すことである。

(2) 科学技術による海の振興を実行し、海洋産業の競争力を高める。すなわち、①各レベル政府の海洋科学技術力構築への投入では、海洋経済を大きくリードする役割を果たす海洋生物、海洋石油天然ガスの探査開発、海水利用、海洋観測、深海探査といった技術の研究開発を重点的にサポートし、②海洋科学技術の創造力を向上させて、いくつかの海洋科学技術分野で大きな前進を成し遂げ、③同時に、海洋人材戦略を実施して、海洋の科学技術、経営管理の人材育成をスピードアップする。

(3) 投融資ルートを広げて、企業の投資主体としての地位を確立する。すなわち、①海洋インフラ建設の投融資ルートを拡大して、企業の海洋経済過程における投資主体としての地位を確立し、大型海洋産業企業集団と国内外市場との競争の作用を発揮させ、重点的海洋産業の国際的競争力の向上に努め、②国内外の各種投資者が法に基づき平等に海洋経済の開発に参加するよう奨励し、これをサポートする。

(4) 沿海地区自身の長所をいかして、海洋経済の発展を推進する。すなわち、①行政的分割や市場封鎖を打ち破り、資源が合理的に配置され、特色を持った海洋経済区域の形成に努め、②沿海の各省、自治区、直轄市政府が国の海洋経済発展の全体的要求に照らしつつ、実情に基づいて、それぞれの地域の海洋経済発展計画を早急に制定し、実施する。

(5) 海洋環境保護に対する投資を拡大して、海洋経済の持続可能な発展を保障する。すなわち、①汚染源の管理を重点的に行い、沿海都市、河川沿岸都市における污水・固体廃棄物処理施設の建設をスピードアップし、②海洋生態環境観測システム、評価体系を整え、③赤潮研究、観測、予報に力を入れて、赤潮観測区を構築し、④非政府組織の海洋生態環境保護活動を奨励し、⑤海洋環境保護の国際協力を強化する。

(6) 扶助に力を入れ、島の建設と発展を促進する。すなわち、①各レベル政府の海洋インフラ建設に対する投入で、島の交通、電力、水利といったプロジェクトの建設を重点的にサポートし、②沿海地区の各レベル政府が貧しい島に対する財政移転支出に力を入れ、③沿海島嶼の対外開放分野を徐々に拡大して、様々なルートから資金を集めて島の建設に参加する。

(7) 海洋防災・被害軽減能力を向上させ、海洋サービス体系を整える。すなわち、①海洋の立体的観測・予報ネットワークを作り、広い範囲、長い時効、高い精度の予報サービスを実施し、有効な観測、評価、警報能力を形成し、沿海の防潮施設を完備して、暴風波、高潮等の海洋災害による損失を抑え、②海洋ITの発展に努めて、海洋の空間基礎地理情報システムを構築し、海洋政務の情報化に力を入れ、③船舶の安全管理を強化し、航行の秩序を整備・維持し、海上の交通安全管理・緊急救助システ

ムを整え、航海の保障、海上救命、救助のレベルを向上させていく。

（四）初歩的な成果。わが国の『計画綱要』が制定、公布、実施されて以来、各レベルの政府はこの規則の目標に向かってまい進し、一定の成果をあげてきた。それは主に次のような点等に現れている。海域環境の汚染がある程度抑制され、海域利用の立件・審査・監督制度が基本的に整い、海洋資源探査の手段・設備がある程度向上し、海上の法執行設備・人材がある程度強化され、国際的な海底区域の資源探査に力が入れられ、海洋の境界画定をめぐる争いに基本的な成果が現れ、海洋災害の予報・管理制度が基本的に成立した。しかし、『計画綱要』が提示した目標と要求を実現するためには、『計画綱要』で推奨された主な措置を引き続き実行して、海洋資源を合理的に利用、開発し、海域を管理し、国の海洋権益を守っていく必要がある。

第三章 海洋事務を管理する機構と職権

金永明（上海社会科学院法学研究所）

周知の通り、わが国には海洋事務を管理する機関が大変多く、その職権は明確ではない。そのため、海洋事務のスピード、敏感さ、多様性、複雑性に対応するのが非常に難しくなっている。「九つの龍が海を荒らす」という言い方からも、海にかかわる部門が多く、状況が複雑なことがうかがわれる。以下に、海洋事務を管理する主な機関とその職権の問題についてまとめて述べる。

一. 国家海洋局

(一) 基本的概況。国家海洋局は国務院の許可を経て 1964 年に北京で成立した。当時は国務院の所属機関であった。現在は国土資源部の所属で、海域の利用と海洋の環境保護を監督、管理し、法に基づき海洋権益を守り、海洋をめぐる科学技術研究を組織する行政機関である。国家海洋局は現在のところ、本部機関(司室が 9)、所属団体または機構(25)から構成される。同時に、沿海の各省、直轄市、自治区の各レベル政府機構にも、相応の海洋主管部門が設置されている。海洋事務の管理機構はすでに全国の主な地域にあまねく存在する。

(二) 主な職能。国務院が国家海洋局を設置した当初の職能は、「国防建設のために奉仕し、国民経済建設のために奉仕すること」であった。現在、国家海洋局の主な職能は次の 7 つの面に及ぶ。

1. 関連の政策と法規の制定。すなわち、①わが国の海岸帯、島、内海、領海、接続水域、大陸棚、排他的経済水域およびその他の管轄海域の海洋をめぐる基本的法律、法規ならびに政策を制定する。②海洋機能区分、海洋科学技術計画、科学技術による海振興戦略の決定を組織する。③国の海洋に関する基礎データを管理し、海洋経済と社会の発展に関する統計作業について責任を持つ。
2. 海域の利用の監督管理と審査許可。すなわち、海域(海岸帯を含む)の利用を監督管理し、海域使用許可証を発行し、規定に基づき海域の有償使用制度を制定、実施し、海底電線やパイプラインの敷設を管理し、海域の境界調査について責任を持ち、これを組織する。
3. 海洋環境保護制度の制定。すなわち、海洋の環境保護と汚染対策計画、規準、規範、ならびに汚染物の海への排出基準や総量規制制度の制定を組織する。具体的には、①国家基準に照らして、陸源汚染物の海洋への排出を監督し、海洋の石油探査開発、海洋への廃棄物投棄、海洋工事による汚染被害を防止する環境保護を主管する。②海洋環境の調査、観測、監視、評価を管理し、海洋生物の多様性や海洋生態環境の保護を監督し、海洋自然保護区ならびに特別保護区を監督管理する。③海岸・海洋における新設、改造、拡張工事プロジェクトの環境アセスメント報告書を審査する。
4. 海洋の科学調査活動の監督管理。すなわち、①渉外の海洋科学調査研究活動を監督管理し、法に基づき渉外の海洋科学調査研究活動を監督し、法に基づき渉外の海洋施設建設、海底工事、そ

の他の開発活動を監督する。②海洋権益を守る政策、措置の研究を組織し、周辺諸国の海域との境界画定および帰属に紛争のある島嶼をめぐる対策について検討し、提案を行う。③公海、国際的海底のうちわが国に属する資源権益を守る。④関連の国際海洋条約の履行を組織する。⑤対外的な協力、交流を組織する。

5. 「中国海監」＜海洋調査船＞の法執行活動の監督管理。すなわち、「中国海監」を管理し、法に基づき巡航監視、監督管理を実施し、違法な活動を取りしめる。

6. 総合的な調査と科学技術の難関突破の組織。すなわち、①海洋の基礎的総合調査、海洋の重大な科学技術難関突破・ハイテク研究を組織する。②海洋観測、災害予報・災害警報、総合的情報、基準計量等の公益サービスシステムを管理する。③海洋災害予報・海洋災害警報、海洋環境予報(天気予報・警報を含む)の発表について責任を持つ。④極地と大洋の視察業務を管理する。

7. その他の職能。すなわち、国务院と国土資源部からまかされたその他の事項を担当する。

二. 国家海事局

1998年10月27日、国务院の許可を経て、正式に成立した。国家海事局は交通部の直属機関である。その主な職責は、国の水上の安全監督と船舶の汚染防止、船舶および海上施設の検査、航海保障管理と行政執法について責任を持ち、交通部の安全生産等の管理職能を履行することである。国家海事局の主な職責は、具体的に以下の8つの面を含む。

(一) 国の水上安全の監督管理ならびに船舶の汚染防止、船舶および海上施設の検査、航海保障および交通業界安全生産の方針、政策、法規ならびに技術規範、基準を制定し、その実施を組織する。

(二) 統一的に水上の安全を管理し、船舶汚染を防止する。①船舶所有者の安全な生産のための条件と水運企業の安全管理体系について監督、管理する。②水上の交通事故、船舶汚染事故、水上の交通違反案件について調査し、処理する。③交通業界の安全生産業務を責任機関として管理する。

(三) 船舶、海上施設の検査業界の管理、船舶の耐航性・船舶の技術の管理について責任を持つ。①船舶および海上施設の法定検査、証明書発行業務について管理する。②船舶検査機関と船舶検査人の資格を審査認定し、外国の船舶検査組織の中国における代表機関設立を審査、許可し、監督管理を実施する。③中国籍船舶の登録、証明書発行、検査ならびに出入港(出入国)査証について責任を持つ。④外国籍船舶の出入国とわが国の港、水域における監督管理について責任を持つ。⑤船舶の危険物、その他貨物の積載に関する安全監督について責任を持つ。

(四) 船員、パイロットの資格研修、試験、証明書発行の管理について責任を持つ。①船員、パイロットの研修機関の資質およびその品質体系について審査、監督管理する。②海員手帳の管理業務につ

いて責任を持つ。

(五)通航の秩序、通航の環境を管理する。①航行禁止区域、航路、交通規制区域、港外泊地、安全作業区域等の水域を責任を持って区分する。②航行禁止区域、航路、交通規制区域、泊地、安全作業区域等の水域の監督管理について責任を持ち、水上の交通秩序を守る。③船舶の停泊の安全条件について審査、決定する。④通航の安全とかかわる岸線の利用、水上水中施工、作業について審査、許可する。⑤沈没船、沈没物の引き上げと航行障害物の除去を管理する。⑥全国の航行警告(通告)を管理、公布し、国際航行警告システムの中国国家調整員の業務を実施する。⑦外国籍船舶のわが国の非開放水域への臨時進入について審査許可する。⑧港の対外開放関連の審査業務および中国便利運輸委員会の日常的業務について責任を持つ。

(六)航海保障業務。①沿海の無線標識・水上安全通信について管理する。②海域・港湾の航路の測量・製図を管理し、航海関連図書資料の編集印刷を組織する。③交通業界の測量・製図業務を担当機関として管理する。④水上捜索活動を組織、調整、指導し、中国の海上捜索・救難センターの日常的業務について責任を持つ。

(七)海事業務の管理。①国際的な海事条約の実施を組織する。②「船旗国<船籍国>」および「港湾国」の監督管理義務を履行し、法に基づき国家主権を守る。③関連の海事業務、国際組織業務ならびに関連の国際的協力、交流事項について責任を持つ。

(八)海事計画の制定等。①全国の海事系統の中長期発展計画ならびに関連計画の制定を組織する。②所属団体の基本的建設、財務、教育、科学技術、人事、労働賃金、精神的教育といった業務を管理する。③船舶の港務費、船舶の重量税関連の管理業務について責任を持つ。④全国の海事系統の統計と業界気風の構築について責任を持つ。

三. 中国海監総隊

中国海監総隊は1999年1月3日に成立した。国家海洋局直属の組織であり、海上の巡視、法の執行を行う機関で、国家公務員制度に照らして管理される。その主な職能は、関連の法律、規定に照らして、中国の管轄海域(海岸帯を含む)を巡航監視し、海洋権益の侵犯・海域の違法な利用・海洋環境と資源の損害・海上施設の破壊・海上秩序の擾乱といった法律違反、規則違反行為を取り締まるとともに、委託または授権によりその他の海上の法執行業務を行うことである。中国海監の主な職責は、具体的に次のいくつかの面に及ぶ。

- (一)海洋における法執行・監察業務の計画、全体計画を制定し、実施を組織する。
- (二)中国海監の経費使用計画を制定し、業務経費の使用を監督管理する。
- (三)中国海監グループを構築、管理し、海洋執法・監察業務の規則制度を制定する。
- (四)わが国の管轄海域の海洋執法・監察業務の調整を組織し、海洋執法・監察公報・通報を出す。
- (五)海上の重大な事件について緊急監視、調査取調べを行い、法に基づき取り締まる。

- (六) 海洋監視網を構築して管理し、海洋の執法・監察関連情報を管理する。
- (七) 海洋執法・監察の技術サポートシステムを構築して管理し、海洋執法・監察の技術的規範、基準の制定を組織する。
- (八) 海洋監察員の資格管理・研修業務を請負い、海洋監察員証書を審査、発行する。
- (九) 中国海監の船舶、航空機、設備、物資の配備、メンテナンス計画を制定し、その実施を組織し、中国海監の船舶、航空機の安全な作業を監督する。海監グループの配備と使用を管理する。
- (十) 中国海監の船舶、航空機の「舷号」ならびに中国海監スタッフの着衣、表示の使用について監督し、管理する。
- (十一) 国家海洋局からまかされたその他の事項。

現在、中国海監の各地における機構は基本的に整ってきている。現在までのところ、全国にすでに、「海域総隊が 3、省レベルの総隊が 10、地(市)レベルの支隊が 46、県レベルの大隊が 142」という 4 段階からなる海監執法機関が存在する。人員の配置においても、設備の投入においても、基本的に一定の規模を具えており、果たすべき役割を果たしている。

四. 農業部漁業局

農業部漁業局(中華人民共和國漁政漁港監督管理局)の海洋事務管理面での職責は主に次のようなものである。

- (一) 漁業発展のための技術的進歩についてその措置を研究、制定し、漁業資源を保護し、合理的に開発、利用する。
- (二) 重大な渉外漁業紛争の処理、国の海洋・淡水管轄水域の漁業権益の擁護について引き受ける。
- (三) 遠洋漁業の開発、漁業通信、漁業水域の生態環境および水生野生動植物の保護について組織する。
- (四) 水産物の加工、流通、生物からのヨウ素製造を指導する。
- (五) 漁船、漁業機械、魚網漁具の建造・製造規範、技術基準を制定して、その実施を監督する。
- (六) 国際的な漁業条約、二国間・多国間の漁業協定の実施を監督し、国を代表して漁船検査、漁政、漁港の監督管理権を行使する。

このほか、農業部東海区漁政漁港監督局、黄渤海区漁政漁港監督管理局、南海区漁政漁港監督管理局が、国を代表して、所在の海域の漁政、漁港の監督管理の職能を行使する。また、農業部漁業船舶検査局が国を代表して、漁船の検査と監督管理の職能を行使する。

五. 中国税関

中国税関は、国の出入国監督管理機関であり、組織機構上 3 つの段階に分けられる。つまり税関総署(広東分署、天津・上海の 2 つの特派員事務所)、41 の直属税関、全国に設けられた 313 の所属税関である。中国税関が監督管理する港は 247 にのぼる。

中国税関は縦型の管理体制を採っており、税関総署が中国税関の最高指導機関であり、國務院の所属機関であって、全国の税関を統一的に管理している。税関総署の機関内には 15 の部門が設けら

れ、北京の直属事業団体が 6、社会団体が 4、派遣機関が 1、在外機関が 3 ある。

中国税関は「法に基づき行政を行い、国のために厳しい検査を行い、経済のために尽くし、発展を促進する」との業務方針と、「政治的に堅固で、業務的に頑強すぎることを、信頼に値する」との組織としての要求を掲げている。

中国税関の基本的職能は、①出入国する輸送機関、貨物、荷物物品、郵便物、その他の物品を監督管理すること、②関税ならびにその他の税金、費用を徴収すること、③密輸を取り締まること、④税関統計を作成すること、⑤その他の税関業務を行うこと、である。

第四章 海洋問題に対する中国の政策と実践

金永明（上海社会科学院法学研究所）

中国は一貫して海洋の開放利用と保護を強調し、国の海洋政策と海洋法制の整備に力を尽くしてきた。たとえば、わが国の党中央は第16回大会の報告の中で、「海洋開発実施」の戦略的決定を明確に打ち出したし、国務院も2004年の『政府業務報告』で、「海洋資源の開発と保護を重視すべきである」ことを指摘した。上述の政策の提示と実施は、わが国が社会経済の発展過程においてエネルギー資源問題を解決し、わが国の社会経済の持続的な発展を保障し、調和の取れた社会を築く上で指導的意味、重要な役割を持つ。もちろん、わが国は一貫して海洋立法業務も重視し、現在までに海洋活動を規範化する一連の法規を制定してきた。それにより、わが国の海洋の法律体系は基本的に規模を整えてきた。

一. わが国の海洋開発政策と国際的・地域的な海洋開発法制環境、ならびにわが国の対策

(一) わが国の海洋開発戦略実施の緊迫性

1. 国内のエネルギー需要は日増しに増加している。わが国は1993年に初めて石油の純輸入国になって以来、その石油輸入量は急上昇を続けてきた。たとえば、2002年には6,941万tであったのが2003年には9,112万tに増加し、2004年には更に1億2,272万tに大幅増加し、2005年には1.3億tに達した。2004年は2003年比で34.7%増え、2005年は2004年比で3.3%増えている。予測によれば、2010年の中国の石油消費は3億tに達し、2020年には更に3.9億tとなる。こうした石油の不足分の半分は海外からの供給に依存することになる。一般的に、国内資源需要が急上昇している主な原因としては、産業構造が適切さを欠いていること、産業のエネルギー消費が大きく効率が低いこと、生産設備の生産技術が遅れていること、社会発展のスピードが速すぎること、エネルギー利用の形式が単一であること、都市化の進展が早いこと、国外の高エネルギー消費産業が移転してきていること、浪費が深刻であること等が考えられる。こうした問題点は近い将来には解決不能である。つまり、わが国はすでに深刻なエネルギーの安全問題に直面しており、それがすでにわが国の経済社会の持続的な発展を直接制約し、わが国の現代化建設の歩みに影響を与えているのである。

2. 海洋開発は厳しい情勢に直面している。すでに述べた通り、国際法ならびに「国連海洋法条約」の関連規定により、わが国が主張する管轄海域面積は300万平方キロに達するが、実際に制御している海域面積は200万平方キロに満たない。わが国の海洋開発を取り巻く周辺の状況は非常に厳しい。それは主に次のような点に現れている。

第1に、紛争のある海域面積が広い。わが国は内海渤海を除く別の海域で、他国との間に程度は異なるが様々な紛争を抱えている。また、周辺8カ国（朝鮮、韓国、日本、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ベトナム、インドネシア）との間に海域境界の問題が存在する上、このうちの5つの国との間には島の帰属をめぐる問題が存在する。その紛争海域面積は約150万平方キロにも達する。

第2に、島嶼の占有状況が深刻である。東海では、日本がわが国の釣魚島等の島嶼を無理やり占有

しており、南海では南沙諸島地域で各国の矛盾がより深刻である。南海の大きな海域はすでにベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ブルネイ等の国によってそれぞれの排他的経済水域に組み入れられている。南沙諸島にはあわせて 178 の島があるが、現在のところすでに 51 が各国によって占有されている。このうち他国が占有している島が 40 あまりあり、わが国が進駐しているのはわずか 8 島である。この点から明らかな通り、島嶼帰属の問題は、境界をめぐる争いを含めて深刻である。

第 3 に、資源の利用面で試練に直面している。海洋生物資源、とりわけ漁業資源の権益が試練に直面している。紛争海域において、わが国の正常な漁業生産は騒擾に遭い、漁民はしばしば捜査、拿捕、ひどい場合には殺戮に遭い、漁業資源は略奪的な捕獲に遭っている。海洋石油天然ガス資源も同じで、ひどい場合には略奪的な開発を受けている。南海周辺の一部諸国は、わが国の南沙海域の石油天然ガス資源をほしいままに採掘しており、そのためにわが国は南海で毎年約 1 億 t の石油を失っている。わが国の海洋資源利用は損失をこうむっている。

第 4 に、海洋資源の開発が遅れている。わが国の海洋資源(非生物資源)の開発利用度は低く、設備、技術は遅れており、また過度の開発が行われた海域では汚染が深刻である。わが国は太平洋の海底ですでに 7.5 万平方キロあまりの金属性団塊鉱区の排他的探査開発権ならびに優先的な商業採掘権を獲得しているが、わが国の深海底資源採掘技術は、環境保護技術を含めて、厳しい試練に直面している。また、わが国がすでに探査を行った海域はきわめて限られており、なすべきことはあまりにも多い。このほか、わが国において、海域活動を管理する機関にはばらばらに分断されているという欠点があり、強力な海上の総合的執法・権利維持集団を含めて、海洋事務を統一的に調整する管理機構がなく、わが国の海洋事務を全体的に規範化するプラン、計画にも欠けている。このため、わが国は技術水準を含めて、管理水準を総合的に引き上げ、海洋事務に対応していく必要がある。

とにかく、わが国は、国情に照らし、外国の有用な経験に学んで、海洋開発をスピードアップし、国の海洋開発戦略を実行していく必要がある。海洋開発を保障するためのキーポイントは、海洋開発に付随する海洋開発の法律制度を整えることである。

(二) 世界・地域(二国間)とわが国の海洋開発の法制環境について

以上に述べた通り、国の海洋開発戦略を実施するために重要なのは、海洋開発の法律制度を利用し、整えることである。次に、世界、地域(二国間)および国内の関連の制度から針、海洋開発の法制環境について考えてみる。

1. 国際的な海洋開発の法律制度。周知の通り、国際社会で海洋開発活動を規範化する主な法律は『国連海洋法条約』(以下条約と略称する)である。条約の海洋開発面での特徴は主に次の点である。

第 1 に、排他的経済水域と大陸棚の資源開発の新制度を構築した。条約の第 56 条、第 77 条は、沿岸国が排他的経済水域と大陸棚の天然資源に対して探査、開発の権利を有し、沿岸国がその権利を行使するために海洋資源開発の関連施設を作ることができることを定めている。条約に存在する欠点は、条約が排他的経済水域と大陸棚の境界画定についてのみ原則を定めており、実際の操作性が欠けていることである。一方、肯定すべき点は、境界画定について合意ができない場合について、過渡期

の一時的な措置を定めている点である²⁷。この制度は、双方の矛盾、紛争を緩和する上である程度積極的な役割を果たす。もちろん、沿岸国は有効な措置を採って海洋環境を保護する義務を負う。

第 2 に、人類共同財産という原則が条約の中で地位を確立しており、この原則が「深海底」制度に用いられている。「深海底」制度は、各国が平等に「深海底」活動に参加し、「深海底」活動の利益を分かち合い、各国が「深海底」の環境を保護する義務と責任を負うとともに、海洋科学研究等を実施する権利を有することが定められている。条約は「深海底」制度が全人類の利益に寄与することを確実に保障するため、更に専門的に「深海底」の活動を管理し、監督する機構を設立した。それが国際海底機構（以下機構と略称）である²⁸。

「深海底」制度は海洋資源開発活動に重要な役割を果たす。人類共同財産との原則の実施に有利なばかりでなく、新しい国際的な海洋経済秩序の構築にも有利である。

第 3 に、国際的紛争の解決メカニズムを構築している。条約は附属書六（国際海洋法裁判所規程）に基づき条約の解釈と適用をめぐる紛争について権限を持つ国際海洋法裁判所を設立しており、更には紛争を解決する強制的手続きも規定している。同時に、国際海洋法裁判所に、「深海底」活動の紛争を専門に処理する常設の裁判部を設置している。それが国際海底紛争裁判部である²⁹。国際海洋法裁判所およびその海底紛争裁判部の構築は、紛争の解決に有利に働き、海洋資源の開発活動の実施を確実に保証するものである。

第 4 に、「深海底」制度の原則を確実に実施するため、条約は更に予備的規定を定めている。すなわち、条約の第 82 条には、沿岸国が 200 海里を超える大陸棚上の非生物資源を開発する場合には、機構を通して金銭を支払うか現物を抛出することが定められている。当該条項の規定には、獲得した利益を機構が公平に分配するとの「深海底」制度の原則が体现されている。同時に、条約第 76 条第 8 項には、沿岸国の 200 海里を超える大陸棚の確定については条約が設立した機関、大陸棚限界委員会の提案を受け入れるべきことが定められている。この条項の規定は、国際機関の役割を体现している。1997 年に成立した大陸棚限界委員会はすでに実質的に業務を展開しており、ロシア、ブラジル、オーストラリアといった国から 200 海里を超える大陸棚に関する申請プランを受け取っている。

もちろん、様々なことが原因となって、条約は海洋開発の面でなお欠点を持つ。しかし肯定すべきことは、条約締結国の数からしても（現在までのところ条約締結国は 148 カ国）、各国の実践状況から見ても、条約は国際社会から普遍的に遵守されており、安定して発展していて、国際的な海洋活動を管理する権威ある文書となるにいたっている。条約は各国の海洋資源開発のために重要な法的基礎を提供している。

²⁷ たとえば、条約第 74 条第 3 項には、「向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国の間において排他的経済水域の境界画定で合意に達するまでの間、関係国は、理解および協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取り決めを行い、過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくしまたは妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的な取り決めは、最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない」と定められており、条約第 83 条第 3 項の大陸棚の境界画定についての規定も上の条項と基本的に一致している。

²⁸ 条約第 1 条第 1 項(a)、第 133 条第 1 項、第 136 条、第 141 条、第 143 条第 3 項、第 156 条第 1 項、第 157 条第 1 項を参照。

²⁹ 条約付属書 VI 第 1 条第 1 項、条約第 286 条、287 条、288 条、296 条、条約第 186 条、第 187 条、第 188 条、条約付属書 VI 第 14 条を参照。

2. 地域(二国間)の海洋開発の法律制度。わが国の海域と他国との間に紛争のある国は多くが東南アジアの国々である。しかし喜ぶべきことに、わが国はこうした国々と良好な国際関係を有している。こうした安定した関係は、地域(二国間)の法制環境も含めて、明らかにわが国が国の海洋開発戦略を実施する上で有利である。主に次のものである。

第1に、わが国は2003年6月28日、『東南アジア友好協力条約』および2つの修正議定書を批准してこれに加盟した。当該条約は、ASEAN 成立後はじめて採択された法的拘束力を有する文書で、ASEAN 加盟国の相互関係の行動準則であると考えられている。中国の当該条約加盟は、中国とASEAN 諸国との間の政治的な相互信頼関係が深まり、協力レベルが更に高まったことの表れである。これは、中国とASEAN との関係の長期的な安定と発展に有利に働き、中国が良好な周辺環境を固める上でも有利であり、この地域の平和と安定を共同で守っていくためにも有利である。

第2に、わが国と東南アジア各国は2002年11月4日、『南海各方向行為宣言』に調印した。この宣言で各方は、①国連憲章の主旨と原則、条約、東南アジア友好協力条約、平和共存5原則およびその他の国際法準則を踏まえて、平和と相互尊重を基礎とし、信頼関係構築の道を探ることを約束し、②武力に訴えたり、武力で互いに威嚇しあうのではなく、関連主権国家との友好的協議と話し合いを通して、平和的方法で相互間の領土、管轄権をめぐる紛争を解決することを約束し、③紛争を複雑にし、拡大し、平和と安定に影響を与える行動をとらずに、自制して、建設的な方法で対立を処理し、様々な方法で相互信頼関係を構築する道を探ることを約束し、④紛争が全面的に永久に解決するまで、協力できる部分を探し協力できるよう努め、協議と話し合いに力を入れて、紛争の平和的解決を推進することを約束し、⑤当該地域の平和と安定を促進する上で、南海における行動準則の制定がいかに重要かについて改めて確認した。この宣言の調印は、当該地域の平和、安定および経済的發展のため、関連諸国間の対立、紛争の平和で永久的な解決のために有利な条件を創り出すものである。

第3に、中越北部湾(トンキン湾)境界・漁業協力両協定が2004年6月30日に発効した。中越北部湾(トンキン湾)境界画定協定と漁業協力協定の発効は重要な意味を持つ。中越双方は政治的な相互信頼を強め、協力分野を更に広げている。たとえば、『中越共同声明』(2005年11月2日)で双方は、友好・相互信頼を増進し、互惠協力を推進し、共同發展を促進することは中越両国の根本的利益にかなうことであるとの認識を示した。双方は同時に、北部湾(トンキン湾)境界画定協定と漁業協力協定の実施状況について積極的に評価し、引き続きこの2つの協定を確実に実施し、海上の治安と漁業生産の秩序を共同で擁護し、北部湾(トンキン湾)共同漁区の漁業資源共同調査を積極的に展開し、境界をまたぐ石油天然ガス構造の探査採掘協力をスタートさせ、両国海軍の北部湾(トンキン湾)共同巡邏を早期に実施することで同意した。双方は、北部湾(トンキン湾)外の海域の境界画定についても早急に協議を開始し、当該海域での共同開発の問題を話し合うことでも同意した。北部湾(トンキン湾)境界画定協定と漁業協力協定の積極的な役割がすでに顕現していることがうかがわれる。

第4に、中国、フィリピン、ベトナムは2005年3月14日、『南中国海合意区における3カ国共同海洋地震活動に関する取極』に調印した。この取極の主な目的は、三者の協力を通して、地震・地球物理的方法で紛争海域の地質構造や石油天然ガス埋蔵量を調査し、商業的採掘の価値があるか否か判定することにある。この取極の調印と実施は、「紛争は据え置き、共同開発を行う」との原則を実行し、実質的な一步を踏み出したという点で、当該地域の平和と安定の擁護の上で重要な意味を持つ。もちろん、これはまた『南海各方向行為宣言』の重要な措置でもある。この取極は、他の国との間の海洋紛争解

決にも参考となるであろう。

上述の通り、世界、地域(二国間)の海洋開発の法制環境は、わが国が海洋開発戦略を実施する上で有利なものとなっている。

3. 国内の海洋開発法制環境。

(1) 国内の海洋開発に関する法律制度の概要。現在までのところ、わが国が制定した、海洋活動を規範化する法規には主に次のようなものがある。中華人民共和国(以下中国と略称)政府の領海に関する声明(1958年9月4日)、中国の対外協力による海洋石油資源採掘条例(1982年1月30日、2001年9月23日改訂)、中国海洋環境保護法(1982年8月23日、1999年12月25日改訂)、中国海上交通安全法(1983年9月2日)、中国石油探査開発環境保護管理条例(1983年12月29日)、中国船舶海域污染防治管理条例(1983年12月29日)、中国海洋廃棄物投棄管理条例(1985年3月6日)、中国漁業法(1986年1月20日、2000年10月31日改訂)、中国鉍産資源法(1986年3月19日、1996年8月29日改定)、中国船舶解体による環境污染防治管理条例(1988年5月18日)、海底電線パイプライン敷設管理規定(1990年2月11日)、中国海岸工事建設プロジェクトによる汚染被害防止のための海洋環境管理条例(1990年5月25日)、中国陸源汚染物による汚染被害防止のための海洋環境管理条例(1990年5月25日)、中国領海および接続海域法(1992年2月25日)、全国人民代表大会常務委員会の国連海洋法条約批准に関する決定(1996年5月15日)、中国涉外海洋科学研究管理規定(1996年6月18日)、中国排他的經濟水域及び大陸棚法(1998年6月29日)、中国海域使用管理法(2001年10月27日)、海洋行政処罰実施方法(2002年12月25日)、無人島保護・利用管理規定(2003年7月1日)、投棄区管理暫定規定(2003年11月14日)、海底電線パイプライン保護規定(2004年1月9日)。ただし上述の海洋法規は部門法または具体法または原則法であり、これが調整するのは各管理機関が管轄する局所的な利益であって、全体性、調整性には欠ける。

(2) わが国の海洋の法律体系に存在する問題。一般的に、主に次のような問題があると認識されている。第1に、法制が十分に整備されていない。様々な原因により、わが国の海洋をめぐる法律制度は主に改革開放政策が実施されるようになってから構築され、発展したものである。特に、わが国が1996年に条約に加盟する前後に海洋をめぐる法律制度が制定されている。こうした法律は改革開放政策によって求められたものであり、改革開放政策の産物であり、更に発展させ、豊かにし、整えていく必要がある。また、一部の法規はすでに現在の情勢に適合しなくなっており、改訂の必要がある。このため、わが国は現在その整備に努めている。たとえば、現在立法中の主な法規には、島嶼立法、海域使用権管理条例、海域使用金徴収管理条例、海洋工事環境保護管理条例等がある。これについては肯定的に評価するに値する。

第2に、ばらばらに分断されている。わが国には海洋事務または海洋活動を管理する機関が数多くあり、窓口が多く、権利、義務責任が不明確で、ばらばらに分断されている。こうした状況で、海洋事務のスピード、複雑さ、多様性、 민감さに対応することは明らかに無理があり、海洋事務につきスピーディに決定し、反応し、解決することは不可能である。

第3に、全体性、全局性に欠ける。海洋法規の制定部門が多く存在するため、海洋活動の規範化も各自が管轄する範囲または区域にのみかかわるものとなり、部門間の協力、調整、意思の疎通が十分ではない。そのため、総合的に国の海洋政策を実施することができず、総合的に国の海洋事務を管理

することができず、総合的に国の海洋権益を守ることができない。これでは、海洋事務の発展情勢、要求にこたえることは明らかに不可能である。

第 4 に、奨励・補償メカニズムに欠ける。周知の通り、海洋資源の開発、利用には巨額の資金と先進的な技術が必要である。しかし、わが国の海洋法規の多くは、企業による海洋資源開発への投資を有力に奨励、補償する具体的な措置、優遇政策に欠ける。これでは開発者または投資者の積極性を引き出すには明らかに不利である。

以上の通り、わが国には基本的に海洋の法律体系ができてきているが、重大な欠陥があり、国の海洋開発戦略面での必要を考慮しても、明らかにギャップがある。よって、これを整備する必要がある。

(三)わが国の海洋開発をめぐる法制整備の提案

わが国の海洋開発をめぐる問題については、主に次の 2 つの面から整備していく必要がある。

1. 世界、地域(2 国間)の海洋開発をめぐる法律制度を利用する。上述の通り、世界や地域(2 国間)の海洋開発をめぐる法制環境はわが国が海洋開発戦略を実施する上で有利であり、わが国はこれを正しく利用しなければならない。そのためには、わが国は条約や地域(二国間)の関連の条約の義務を積極的に履行する必要がある。そして、他国との協力を次々と拡大し、世界や地域の海洋活動に引き続き積極的に参与し、わが国の海洋事務への対応力を高め、平和的な方法で各種海域紛争を解決しなければならない。また、わが国は大国としての政治外交面での優位性を利用し、世界の平和と安定の維持に力を注ぎ、とりわけわが国の周辺地域の平和と安定を守ることで、海洋開発戦略を実施する環境を確実に保証しなければならない。

2. わが国の海洋開発をめぐる法制を整える。わが国が国家海洋開発戦略を順調に実施できるよう保障し、わが国の現代化のためのエネルギー供給を確実に保障し、調和のとれた社会を築くため、また世界の平和と発展に寄与するため、国家海洋開発法の制定を含め、海洋開発をめぐる法律制度を更に整備していかねばならない。

二. 日中間の東海における境界画定をめぐる紛争と今後の見通し

以上にも述べた通り、わが国が直面する海洋問題には、境界画定をめぐる紛争もあれば、島嶼の帰属をめぐる問題もあって、その情勢は非常に厳しく、真剣に対処する必要がある。現在、わが国は日本との間で、東海の石油天然ガス資源の開発問題をめぐり、深刻な意見の相違、対立を抱えている。東海の石油天然ガス資源所在の紛争海域をいかに公平に区分し、その資源を合理的に探査、開発するかという問題は、双方の関係を改善する上で重要な道の一つであることは間違いない。

(一)日中の東海における石油天然ガス資源をめぐる紛争とその経緯

1. 紛争の突出。東海における石油天然ガス資源をめぐる紛争がヒートアップを始めたのは 2004 年 5 月 27 日である。日本の杏林大学の平松茂雄教授が飛行機からわが国の東海における天然ガス採掘施設の建設状況を視察し、5 月 28 日の『東京新聞』に、「中国が日中国境海域に天然ガス採掘施設を建設」、「日中両国間の新たな懸案」との記事が掲載されたのである。その記事は、わが国の「春暁」天然ガス田の位置が日本が一方的に定めたいわゆる両国の東海における「中間線」からわずか 5 km に位

置し、1998年に完成した平湖天然ガス田と比較して、距離が東側に一挙に65km近づいたとして、驚くべきことに、「中国は東海に向けて勢力を拡大し」、「中国は東海の海底資源の独占をたくらんでいる」、としたのである。メディアで騒ぎ、政府に圧力をかけ、海洋権益を守る行動を起こすよう国に求める意図である。これに対して、日本政府は中国側の提案と反対をよそに、次のような一連のあやまった措置を採った。その結果、東海の大陸棚問題が日増しにヒートアップすることとなったのである。その措置は次のようなものであった。①2004年6月、日本政府は、「海洋権益に関する閣僚会議」を設立し、日本企業の東海における石油天然ガスの採掘を奨励した。②2004年7月、日本政府はいわゆる「中間線」より東の紛争のある区域において、ノルウェーの調査船をレンタルして石油天然ガスの探査を行い、春暁石油天然ガス田付近の地質構造を調査した。③2005年4月、日本政府は、日本企業による東海石油天然ガス試掘の審査申請に対する受理と審査を開始した。④2005年7月、日本政府は、帝国石油に対して東海の石油天然ガス試掘権を与えた。⑤2005年8月、帝国石油は東海の石油天然ガス試掘のための全ての手続きを終えた。遺憾なことに、日本側は一方で中国側が提示した「紛争は据え置き、共同開発を行う」との提案を拒否しながら、中国側に対して東海海域内で開発した一連の海底石油天然ガス田の具体的な位置、掘削の深度、その他の試験採掘のデータといった関連の詳細なデータを提示するよう無理な要求をつきつけた。日本は同時に、中国が「中間線」付近で石油天然ガスを採掘すれば、日本に属する資源をストローで吸うように吸い取ってしまうことは避けられないとし、「ストロー効果」を強調して、中国側に関連の採掘データを求めた。これもまた実際には即さない話である。また、日中双方が東海問題について協議した後も、日本側は依然として独断専行し、日本の帝国石油に試掘許可を与えた。日本側のこうした主張や対抗行為は明らかに矛盾や問題を深刻化させるものであって、問題の最終的な解決には不利である。

2. 紛争の沿革。討議が突出する前から、日中双方には東海の大陸棚の境界画定問題において意見の相違が存在していた。日中間の東海石油天然ガス資源境界区画紛争は、主に次のような段階を経てきた。

(1) 潜伏期。主なポイントは1982年の中国駐在大使館が中国の交通部に一部の地図を渡し、日中間の海域を中間線に基づく方法で区画するよう提示したことである。日本が東海大陸棚の境界区分を提示した大きな理由は、1968年に国連極東委員会が設置したアジア海底鉱産資源共同探査調整委員会が出した探査報告書であった。当該の報告書によれば、東海、とりわけ釣魚島付近には大量の石油資源が埋蔵されているということであった。それ以降、日本側に明らかな行動が見られたのは1974年で、日本は東海の中間線より東の紛争海域で中国側の強い反対にもかかわらず、中国を排除して、韓国との間で共同開発協定を締結した。

(2) 沈黙期。中国が1970年以来東海の石油天然ガス資源に対する探査、開発を行ってきたにもかかわらず、日本側は東海大陸棚における石油天然ガス資源の探査開発活動について沈黙を守っていた。分析によれば、日本側が現在その沈黙を破ったのには次のような主な理由がある。

第1に、日中間の石油天然ガス関係に大きな変化が生じ、中国の石油天然ガスを日本側に輸出することができなくなった。日本側は、中国側から石油天然ガスを輸入できるのであれば、日本の中東の石

油に対する依存度が弱まると考え、中国との間で衝突が生じるのをできる限り避けていた。ところが現在、中国は世界の石油輸入国となり、日中間は石油問題において相互補填の関係から競争の関係へと関係がかわった。そのため、東海大陸棚問題に対する日本の立場も温和なものから強硬なものへと変化した。

第2に、中国が東海における石油天然ガス開発で良好な業績をあげたことが日本側の考え方を刺激した。日本側はもともと、東海は地質条件も複雑で、探査開発は難度もリスクも高いと考え、輕易にかかわることをためらった。そして、国内企業の東海における資源開発活動を凍結した。ところが現在、中国が東海の石油天然ガス資源の探査と開発で次々と良好な業績をあげるのを見て、考えを変え、東海の資源開発活動を実施したいと考えるようになった。そのために、東海の大陸棚問題を重視するようになった。

第3に、東アジアの国際的な政治環境に変化が生じた。とりわけ27年の改革開放政策を経て、中国は総合的国力を大幅に向上させ、国際的な政治的地位、とりわけ東アジアにおける地位を著しく改善し、向上させてきた。そこで、日本は、日本が東アジアで引き続き優位性を保ち、中国の持続的な発展を阻止し、中国脅威論を消し去るため、様々な手立てを考えて中国の平和的発展の歩みを食い止めようとしている。このため、東海の大陸棚問題の面で強硬で非協力的な態度を採るようになった。

(3) 緩和期。現在までに、日中双方は東海問題ですでに3回にわたる協議を行った。その結果、双方の紛争は少し緩和している。

第1回協議は2004年10月25日に北京で行われた。会談の中で、双方は各自の東海の境界画定問題に関する立場を説明した。合意に達することはなかったが、双方は話し合いを通して問題の公平な解決を図るべきだとの認識で一致した。日本が中国に対して東海における石油天然ガス資源の探査、開発を停止するように求めた件については、双方が引き続き協議を通して問題を解決することで同意した。

第2回協議は2005年5月30日に北京で行われた。会談の中で、双方は各自の立場と主張を述べ、各自が関心を持っていることを伝えるとともに、東海境界画定をめぐる協議の開始、共同開発の推進といった問題について踏み込んだ意見の交換を行った。双方は、日中両国首脳の日ジャカルタ会談における共通認識に照らし、対話、平和的協議を通して、東海問題を適切に処理し解決すべきであるという点で認識が一致した。日中両国首脳の日ジャカルタ会談における共同コミュニケ(計5点)は、双方間の紛争の解決を含め、関係改善の方向を指し示すものであった。その要旨は次のようなものである。

第1に、『日中政府共同声明』、『日中平和友好条約』、『平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言』の3つの政治的文書を厳格に遵守し、実際の行動を以って、21世紀に向けた日中間の友好協力関係に力を尽くす。

第2に、「歴史を鏡とし、未来に目を向ける」ことを確実に貫く。日本側には厳粛で慎重な態度で歴史の問題を取り扱うよう希望する。

第3に、台湾問題を正しく取り扱う。台湾問題は中国にとって核心的利益である。日本側には、実際の行動を以って、「一つの中国の堅持、台湾独立不支持」の約束を体現するよう希望する。

第4に、対話、平等な話し合いを通して、日中間の意見の食い違いを適切に処理し、意見の食い違いを解決する方法を積極的に模索して、日中友好の大局が新たな干渉や衝撃を受けないようにする。

第 5 に、双方の広範な領域における交流と協力をいっそう強化し、民間の友好的な往来を更に拡大することにより、相互理解を増進し、共同の利益を拡大して、日中関係を健全に安定して前進させる。

第 3 回協議は 2005 年 9 月 30 日から 10 月 1 日にかけて東京で行われた。会談の中で、双方は各自の原則的立場を述べた上で、日中関係の大局を考慮し、「平和、協力、双方に有利」との目標を追求し、東海における共同開発の可能性を真剣に探るとともに、この方向で積極的に努力していくことで認識が一致した。双方は、協議の進展を早めることに同意し、原則として 10 月中には北京で協議を行うことに同意したが、様々なことが原因となって、現在まで第四回協議は行われていない。日中の戦略対話の結果から見ると、第 4 回協議は近い将来実施されることになる。双方は共同開発について協議することで同意している。

以上から、日中双方が共同で努力し、東海問題について早急に、平和的に解決し、「共同開発」を実施しようと力を尽くしていることがうかがえる。これは喜ばしいことである。ただ、東海境界画定問題の最終的解決にはなお時間がかかることは否定できない。友好的な政治的雰囲気が必要であり、とりわけ政治的決断が必要である。双方は具体的原則や方法の問題でなお共通の認識に達しておらず、とりわけ共同開発の海域画定の面に意見の食い違いがあるため、時間はかかる。

3. 紛争の焦点。日中双方の東海境界画定に対する立場と態度について論述する前に、東海大陸棚の概要について説明する必要がある。

(1) 東海大陸棚の概要。東海大陸棚は中国、日本、朝鮮の 3 国の間に位置する。東西の幅は 150 海里から 360 海里、南北の長さは 630 海里である³⁰。条約の排他的経済水域ならびに大陸棚制度に関する関連規定に基づけば、東海の東西部には中国と日本の排他的経済水域と大陸棚が一部重なる海域が存在する。そのために、双方には境界画定をめぐる紛争がある。実際には、境界画定をめぐる紛争は排他的経済水域と大陸棚の境界画定の 2 種類に分かれるが、200 海里的排他的経済水域ならびに大陸棚の重なりを考慮し、同時に条約が定めた関連規定に基づくと、沿岸国の排他的経済水域の海底ならびに底土に対する権利は大陸棚制度に照らして執行されまたは行使されるべきである³¹。つまり、沿岸国の海底ならびに底土に対する権利では、大陸棚の法律制度が排他的経済水域制度に優先される。このため、以下では、大陸棚の法律制度から東海の石油天然ガス資源の紛争、すなわち東海の大陸棚境界画定の問題を論述する。

(2) 東海の大陸棚境界画定をめぐる紛争の焦点。東海大陸棚の東西両部分の間には沖縄トラフがある。沖縄トラフの地質構造から見ると、トラフの両側では地質構造の性質が完全に異なる。東側は地質上は琉球島弧と称され、地殻運動が異常に活発である。一方、西側は安定した大型の沈降盆地である。つまり、沖縄トラフはわが国の東海大陸棚と琉球島棚との天然の境界線を構成しているのであり、これを両国の大陸棚の境界画定の根拠とすべきなのである。東海大陸棚の堆積物の特徴と形成から見ると、その堆積物は生物の死骸を多く含んだ砂または砂質堆積物を特徴としている。成因から見ると、その堆積物は主に中国大陸から黄河、長江およびその他の中国河川を通して東海に流れ込み、堆積したものである。とりわけ大陸棚上の大変広い面積を持つ凹陷帯は、中国大陸から来た大量の堆積物

³⁰ 魏敏編集『海洋法』法律出版社 1987 年版 182 頁を参照。

³¹ 条約第 56 条第 3 項を参照。

によってきわめて厚い堆積層を形成しており、豊かな石油天然ガス貯蔵区域となっている。このことから、東海の大陸棚は中国の東部大陸の自然の延長であり、中国大陸が東海大陸棚の豊富な石油天然ガス資源の源泉であることが分かる。このため、わが国は、「自然の延長」ということを踏まえて、公平の原則に照らし、協議により境界を画定することで、公平な解決を図り、東海大陸棚境界画定で則るべき主要な原則を得ることを主張している。これによれば、沖縄トラフがわが国の東海大陸棚と琉球大陸棚の天然の境界線をなしているのであり、わが国の東海大陸棚は 200 海里から 370 海里まで伸びている。

これに対して日本は、中間線または等距離線の原則を東海大陸棚境界画定の原則とすることを主張している。中国と日本の琉球の間は「共同大陸棚」であって、沖縄トラフは日中の東海大陸棚の天然の境界ではなく、緊密に連なった日中大陸棚間の偶然の凹みにすぎず、ノルウェートラフ同様、境界画定の重要な要素とはなりえないというのである。そして、日中の互いの大陸棚の間の具体的状況を考慮せずに対等に境界を画定しようと主張するのである。これによって境界を画定すると、日中大陸棚の境界は沖縄トラフの西になる。わが国が得られる大陸棚範囲は約 140 海里から 180 海里となる。そして日本は、沖縄トラフ西の石油埋蔵量が最も期待される大部分の海域を獲得することになる。日本側が主張する原則と方法で境界を画定した場合、中国側は約 30 万平方キロの大陸棚面積を失うことになる。

このほか、日中双方は釣魚島の問題でも深刻な意見の食い違いがある。

以上から明らかな通り、東海の大陸棚境界画定の問題、特に境界画定に適用すべき原則と方法について、日中双方には深刻な意見の食い違いが存在する。言葉をかえれば、日中の東海大陸棚境界画定の紛争は次の 3 つの面に集中している。第 1 は境界画定の原則の問題であり、第 2 は境界画定の方法の問題、第 3 は釣魚島の地位および境界画定における役割の問題である。

(二) 東海における大陸棚境界画定をめぐる紛争の国際法の解釈

1. 東海における大陸棚境界画定の原則の問題。すでに述べたが、東海における大陸棚の境界画定の原則問題において、中国は、東海大陸棚の境界画定では、「自然の延長」であることを基礎として、公平の原則に則って、公平な解決を求めるべきであることを主張している³²。一方日本は、中間線または等距離線の原則に照らして解決すべきであると主張している。実際、中国側が提示している境界画定の基礎と原則は条約の中で認められたものであり、国際法を基礎としている。たとえば、条約の第 76 条第 1 項には、沿岸国の大陸棚にはその領海より外のその陸地領土の全ての自然の延長が含まれることが定められており、条約の第 83 条第 1 項には、海岸が向かい合っているか隣接している国の間の大陸棚の境界については、国際法を基礎として協議で境界を画定し、公平な解決をはかるべきことが定められている。上述の条項から分かる通り、条約で大陸棚の境界画定を行う際の権利の基礎は「自然の延長であること」である。また、国際裁判所は 1969 年、北海大陸棚の案件で、大陸棚が沿岸国の陸地領土の海面下の延長であるという自然な事実を示し、「自然の延長であること」が大陸棚とかかわ

³² たとえば、わが国の『排他的経済水域及び大陸棚法』第 2 条には、中国の大陸棚は中華人民共和国領海の外で本国の陸地領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁にいたるまでの海面下の区域の海底と底土であり、中国と海岸が隣り合った国、海岸が向かい合った国の間で、大陸棚に関する主張が重なりあった場合、国際法を基礎とし、公平を原則として、協議して境界を定めることが定められている。同時に、中国は 1996 年に国連海洋法条約を批准した際、大陸棚境界画定紛争の原則について、「中国は海岸が向かい合ったり隣り合ったりしている国との間で、協議を通し、国際法を基礎とし、公平を原則として、各自の海洋管轄の境界を画定する」との声明を行っている。国家海洋局政策法規弁公室編の『中華人民共和国海洋法規選編』(第三版)海洋出版社 2001 年版 11 頁、3 頁を参照。

る全ての規則の中で最も基本的な法的規則であることを認定している。また、大陸棚の境界画定では公平の原則に照らし、関連の全ての状況を考慮して、協定を通して画定を行うことで、各方ができる限りその陸地領土が海ならびに海の下に向かう自然の延長を構成する全ての部分を得ることができ、一方で別の一方の陸地領土の自然の延長を侵犯しないようにしなければならないとした。日本側が主張する中間線の原則または等距離線の原則は、国際法の基礎もなければ国際裁判所の支持も得られるものではない。国際裁判所は 1985 年、リビア・マルタ大陸棚事件で、これまでの国家の実践では等距離方法または何らかの方法を強制する規則が存在することは証明できないことを指摘した。『大陸棚条約』第 6 条には中間線または等距離線による境界画定の原則が定められているが、国際裁判所は 1969 年の北海大陸棚事件で、等距離線による境界画定は非常に便利な方法だが、この方法は法的規則とするには足りず、これは実在法でもなければ、現在出現している習慣国際法規則でもない、と明確に指摘した。その上、日中双方はいずれも『大陸棚条約』の締結国ではなく、当該の条約を遵守する義務もなければ、その拘束を受けることもない。この他、国際的な実践においても、大陸棚の境界画定で等距離線に厳格に照らした画定が行われたことはなく、いずれも等距離線を調整または修正した上で合意に達したものである³³。最後に、条約の第 311 条第 1 項の規定によれば、条約はジュネーブ海洋法四条約(1958 年)に優先され、締結国に対して優先的に適用されることが定められている。

このため、東海の大陸棚境界画定の原則の問題では、中国側が主張するように、自然な延長であることを基礎とし、公平の原則に照らして、公平な解決を求めることを東海大陸棚の境界を画定する基本的な原則、基礎とすべきである。

2. 東海の大陸棚の境界画定の方法の問題。実際、大陸棚の法律制度の大陸棚の概念は地質地理学上の大陸棚の概念に起源を持つ。それは大陸の海岸から外に向かって、大陸棚斜面の傾斜が平坦な海底区域まで伸びる自然の延長を指す。東海の大陸棚の地質構造ならびに成因、堆積物の特徴から見ると、沖縄トラフは東海の大陸棚と日本の琉球諸島の島棚の間の天然の境界を構成しており、沖縄トラフこそ東海の大陸棚を区分する天然の境界線である。日中の東海の大陸棚がいずれも一つの大陸棚に位置するという日本の主張する観点は、地質、地理構造面での事実的根拠に欠ける上、日本側は現在に至るまでデータを含めて関連の資料を提示できずにいる。また、沖縄トラフは、東海の大陸棚と琉球諸島の島棚の間の海底と底土の連続性を分断する特徴を持つ。これはノルウェートラフとは根本的に異なるのである。よって、沖縄トラフの東海における境界画定の役割を軽視することはできない³⁴。

3. 釣魚島の東海大陸棚境界画定における地位と役割。(1) 釣魚島の概要。釣魚諸島は中国台湾省基隆市の東北約 92 海里の東海海域に位置する台湾省の附属島嶼である。諸島は釣魚島、黄尾嶼、南小島、北小島および一部の岩礁から構成される。釣魚島付近に豊富な石油天然ガス資源があり、また釣魚島が戦略的に重要な位置にあることから、ここは日中双方争奪の場となってきた。

³³ 朱曉青主編：『国際法』社会科学文献出版社 2005 年版 150-151 頁。傅昆成『国際海洋法-平衡境界画定論』三民書局 1992 年版 70 頁。

³⁴ 余民才：「日中の東海における石油天然ガスをめぐる紛争の国際法的分析-あわせて紛争の解決案を論ず」『法商研究』2005 年第 1 期 48 頁。

釣魚島の所属問題については、日本には2つの対立した主張がある。

第1は、釣魚島は日本に属するという主張である。その代表的人物は国際法学者の奥原敏雄国土館大学教授である。彼は、無主物先占理論に基づき、日本が釣魚島に対して主権を持つことを主張している。しかし、明朝の時代から、釣魚島はわが国の海防管轄範囲に含まれており、無主地などではなかった。日本は釣魚島諸島を自国に組み入れ、自国に帰属させるため、主に次のような措置を採ってきた。日本は下関条約が結ばれる3ヶ月前に、勝手にこの島嶼を沖縄県の管轄に組み入れ、1900年にその名を「尖閣諸島」と改名した。1945年8月、日本は『ポツダム宣言』を受け入れて無条件降伏を宣言したが、これは日本が台湾の附属部分である釣魚島を含めて台湾を中国に返還したことを意味している。というのも、その宣言が「カイロ宣言の条件を実施すること」を定めていたからである。1943年12月の『カイロ宣言』には、日本が中国から窃取した東北、台湾、澎湖列島等を含む土地を中国に返すことが定められている。日本は1951年9月8日にアメリカとの間で『サンフランシスコ和平条約』を締結し、釣魚諸島と沖縄をアメリカの管轄に託した。これに対して、わが国政府は、この和平条約は違法で、無効なもので、認めることはできないとした。アメリカと日本は1971年6月17日に『沖縄返還協定』を締結したが、その中でわが国の釣魚島等の島嶼も返還地域に含まれた。これに対してわが国政府は強く反対したが、その後アメリカ国務省スポークスマンは、沖縄への施政権の返還は尖閣列島の主権問題に何の影響も与えないとの考えを示した。日本がどのような方式、方法を採用して釣魚諸島を占有しようとしたくらんでも、結局それは実現しなかったのである。日中国交回復に際して、中国政府は全局を考え、釣魚島をめぐる紛争は据え置き、後の代になってから解決することを宣言した。ところが日本は中国の立場を無視し、1979年には釣魚島に空港を建設した。これにはもちろん中国大陆と台湾の海峡両岸がともに抗議した。また、日本は1990年に釣魚島に灯台を作って再び「釣魚島保護」の嵐を巻き起こした。1996年7月、今度は日本青年社が釣魚島に新たに灯台を設け、中国大陆と台湾の両方から激しい抗議を受けた。日本は無主地先占の理論に基づき釣魚島に対する主権を主張しているが、それはありえない。

第2は、釣魚島は中国に所属するという主張である。この主張を代表するのは、歴史学者の井上清教授であった。彼は歴史学者としての観点から、広範な文献資料を考証し、日本の国際法学者の無主物先占に対する理論を引用して、無主地先占の誤った理論を批判し、釣魚島は中国に属するとの結論を出している³⁵。

わが国は、釣魚島およびその附属の島嶼は古くからわが国の神聖なる領土であったと考える。それは中国人が一番先に見つけ、一番先に名づけ、一番先に開発したばかりでなく、中国政府が一番先にこれに主権を行使したのである。主に次のような点に現われている。

(a) 中国は釣魚島に一番先に命名した。たとえば、明代の文献にすでに釣魚島赤尾嶼、黄尾嶼の名称が見られる。アメリカ施政下の琉球政府公文にも、黄尾嶼、赤尾嶼といった名称がそのまま使用されている。

(b) 釣魚島は早い時期からわが国の海上防衛領域であった。明朝の多くの歴史的文献、たとえば胡宗憲が編纂した『海国編』、茅元儀が編纂した『武備志』、施永久が編纂した『武備秘書』といった書籍にはいずれも釣魚島等の島嶼が中国の海上防衛範囲にあったことが明記されている。

³⁵ 井上清著『釣魚島：歴史と主権』 賈俊琪、于偉訳、中国社会科学出版社1997年版45-51頁。

(c) 釣魚島は中国の版図の中にある。明と清の時代、中国は自らの属国であった琉球国と頻りに往来しており、琉球が毎年船を派遣して年貢を納めていたほか、琉球で新国王が即位すれば、中国の皇帝が使者を派遣して土地を封じていた。その冊封記録にはいずれも、中国と琉球の境界が赤尾嶼と久米島の間にあったことが記載されている。

(d) 琉球国の地図には一貫して釣魚島諸島が含まれていない。康熙 40 年(1701 年)、琉球国の使節である蔡鋌が献上した『中山世譜』の地図と説明には琉球の 36 島が記載されているが、そこには釣魚島等の島嶼はない。日本が出版した一連の琉球に関する地図にも釣魚島およびその附属の島嶼は含まれていない。

(e) 清朝の皇太后がかつて、釣魚島をその大臣に褒美として与えている。光緒 19 年(1893 年)10 月、慈禧皇太后は詔書を出して、「釣魚島、黄尾嶼、赤尾嶼の 3 つの小島を盛宣懷に褒美として与えて産業を行わせ、薬の採取に用いさせる」³⁶としている。

(2) 釣魚島の東海の境界画定における地位と役割。釣魚島の戦略的に重要な位置と付近の資源の豊富さゆえに、日中双方が権利の主張を簡単には放棄することはありえない。このため、釣魚島の主権問題の解決は大変難しく、時間と知恵が必要となる。そこで、有効な一つの方法は、日中双方が釣魚島の主権をめぐる紛争を据え置いて、東海の大陸棚資源を早急に開発するための臨時の手配を行うことである。釣魚島の東海大陸棚境界画定における地位と役割をどのように確立するかは解決すべき差し迫った問題である。

(三) 東海における境界画定をめぐる紛争を解決する方法と共同開発

1. 争いの解決方法。東海の大陸棚境界画定の問題で、当該の紛争によって引き起こされた争いを解決するためには、主に以下のいくつかの方法がある。それは武力的方法、政治的方法、法的方法である。

(1) 武力的方法。武力で東海における大陸棚境界画定をめぐる争いを解決することは、武力で国際的な紛争を解決することを禁止する『国連憲章』の原則に適合しないばかりでなく、武力の使用はすでに国際的な強制法規則となっており、各国が必ず守らねばならない規則となっている。その上、『日中政府共同声明』(1972 年)、『日中平和友好条約』(1978 年)の規定する宗旨や原則にも適合しない³⁷。

(2) 政治的方法。国際的紛争を平和的に解決する政治方法を利用して、東海における大陸棚境界画定をめぐる争いを解決することは、『国連憲章』が定める国際的紛争の平和的解決の原則に適合するばかりでなく、『日中政府共同声明』や『日中平和友好条約』の原則、精神にも適合するもので、提唱し、堅持するに値する。最近の発展状況を見るに、双方は現在協議(話し合い)を通じて徐々に意見の

³⁶ 王可菊:「釣魚島とその東海境界画定に対する影響」中国社会科学院国際法研究センター『海洋法研究会論文集』所収(2005 年 10 月)。

³⁷ 『日中政府共同声明』には、中国政府と日本政府が平和共存 5 原則を踏まえ、両国に永続的な平和友好関係を築くことに同意することが盛り込まれている。上述の原則と国連憲章の原則を踏まえ、両国政府は、相互の関係の中で、武力や武力的威嚇に訴えるのではなく、平和的手段により全ての紛争を解決することを確認した。『日中平和友好条約』の前言で、日中両国政府は、日中両国政府の共同声明が両国間の平和友好関係の基礎であることを確認した。そして、第 1 条第 2 項には、平和共存 5 原則ならびに国連憲章の原則を踏まえ、条約締結双方が相互の関係の中で、武力や武力的威嚇に訴えるのではなく、平和的手段により全ての紛争を解決することが定められている。『現在の日中関係と情勢 教育ルーブリーフ文選』、紅旗出版社 2005 年版 77- 81 頁。

相違点を減らし、争いの平和的解決に向けて歩みだしているようである。

(3) 法的方法。法的方法を用いて紛争を解決する場合、時間も手間もかかり、その上双方が対立しやすく、双方の関係にマイナスに働く。主権や領土という重大な問題にかかわる場合、中国は一貫して双方の話し合いにより問題を解決することを主張し、紛争を第三者の裁決にゆだねることには賛成してこなかった。しかし、わが国も応訴の準備はすべきであろう。たとえば関連の資料、データの収集を行い、国際的な司法手続きについて検討すること等により、挑戦を受けて立つ準備をするのである。

上述の通り、政治的方法が東海の大陸棚をめぐる境界画定の紛争を解決する最も好ましく実施可能な方法である。具体的に言えば、主権をめぐる紛争は据え置いて、現実的で実施可能な臨時的対応をし、共同開発を実施するのである。

2. 共同開発の重要な意義。

(1) 基本的概念。2 つまたは 2 つ以上の国が話し合いを通じて政府間合意に達し、主に、最終的に境界が画定されていない領土紛争区域に潜在する天然の資源を開発、分配し、共同で、その天然資源を含め、領土重複区に対し管轄権を行使する。

(2) 重要な特徴。主に次のような特徴がある。①実践性。共同開発の目的は、紛争区域の潜在的天然資源に対して、協力合意を通して探査、開発を行い、これを実践することである。②有益性。関係国が紛争を据え置いて早急に探査、開発を行うことは、各側が意見の食い違いをなくし、実在の利益を得る上で有利に働く。③臨時性。共同開発は、紛争区域の天然資源の開発であり、その協定は最終的な紛争の解決には当たらず、また紛争区域の地位や最終的な境界画定には影響を与えず、過渡的性質を持つ。④共同性。共同開発合意の主旨は、双方または多方が紛争区域で共同開発を行うことを奨励し、一方的な開発を禁止することにある³⁸。

(3) 法的依拠。共同開発の法的依拠で最も重要なのは条約第 83 条第 3 項である。そこには、大陸棚をめぐる境界画定の合意が成立するまで、「関係国は理解および協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するためおよびそのような過渡的期間において最終的な合意への到達をあやうくまたは妨げないためにあらゆる努力を払う」と定められている。条約は「共同開発」という言葉は用いていないが、「暫定的な取極」には「共同開発」も含まれるし、「共同開発」は「暫定的な取極」の重要な形式である。同時に、協議による「共同開発」はすでに各国によって採用され、発展させられており、実践が明らかにしている通り、「共同開発」は強大な生命力を具備している。たとえば、1979 年のタイとマレーシアの『タイ湾両国大陸棚境界画定区域の海底資源の開発をめぐる共同管理局の了解覚書』、1989 年のオーストラリアとインドネシアの『インドネシアチモールと北オーストラリア区域内の協力区域に関する条約』または『チモールギャップ条約』がある。また、共同開発は国際裁判所からも認められている。たとえば、国際裁判所は北海大陸棚事件において、大陸棚の境界画定は協議により解決すること、または協議が成立しない場合には重複区域を公平に分割すること、または共同開発の協議を通して解決することができるとしている³⁹。

³⁸ 共同開発の概念、特徴、基礎等の面の内容については、高之国の『国際法上の共同開発の法的概念と関連の問題』高之国、張海文、賈宇主編『国際海洋法論文集(一)』海洋出版社 2004 年版 44- 64 頁所収を参照。

³⁹ 秦曉程：「海底資源の共同開発にかかわるいくつかの国際法の問題」、『政法フォーラム』2000 年第 1 期、136 頁所収。See *ICJ Reports*, 1969, p.53

(4) 主な類型。大陸棚の境界が画定されているか否かで、共同開発は 2 種類に分けられる。一つはすでに画定された境界をまたいだ天然資源の共同開発であり、もう一つは重複区域で境界が未画定の天然資源に対して探査、開発を行う共同開発である。しかし、一般に言う「共同開発」は後者を指す。具体的には次の何種類かの方式に分けることができる。第 1 は地質学上の協力方式である。すなわち、既定の境界線をまたいだ両側の一定の範囲の共同鉱床に対して、各自の領域内の埋蔵予測量を踏まえて年度採掘量を定める。第 2 は共同作業方式である。すなわち、双方の契約に基づいてそれぞれに管轄権を持つ開発者が共同で作業を行う。第 3 は、提携方式で、各開発者が契約締結で単独の作業管理者を指定し、全ての開発者のために共同鉱区の開発を単独で行わせ、その上で開発権を持つ各者で利益を分けるという提携方式である。第 4 は共同開発方式である。共同鉱区が一つの全体を成していて分割できない場合、各者が大陸棚の鉱産資源を共有し、共同開発権を行使する。第 5 は協力開発方式である。事前に、将来発見される共同鉱床資源について、大陸棚境界画定の協定の中に協力開発の条項を挿入する⁴⁰。

現在、必要なのは早急に協議のメカニズムを推進し、対話と交流を通して、紛争区域について暫定的な取極を行うことである。このために、双方は主に次のような義務を負うべきである。(1) 各者が合意成立のために誠意を持って協議を進め、同時に協議に実質的意味を持たせるだけの行動を採って、協議を推進する。(2) 各者があらゆる特殊な状況をも考慮して、公平の原則が実現するよう行動する。

周知の通り、中国は日中関係を非常に重要なものとしてとらえており、「歴史を鏡とし、未来に目を向ける」ことを主張するとともに、「友好的で、協力的で、互惠的で、双方に有利な新しい形の日中関係をともに構築する」ことを打ち出して、それを確実に実行している。これは大変貴重なことである。これまで一貫して、日中関係の悪化はいずれも日本側が扇動し挑発したことにより引き起こされており、この点については日本側が責任を持ち、解決すべきである。東海の大陸棚をめぐる境界画定の問題では、日本側は考え方を統一し、歩調をあわせて、確実に有効で実施可能な措置を採り、意見の食い違いを早期に解決し、共同開発を実施することにより、東海の大陸棚資源を共同で手に入れるべきである。

また、日中両国はいずれも重要な国であって、相互補完性が大変強い。とりわけ、環境保護、エネルギー、技術、資金といった面で、日本側は強大な優位性を有しており、日中間には協力できる広い分野と発展の空間が存在する。「仲良くやれば両者に利があるが、争えば両者が傷つく」ことはすでに実践によって証明されている。この点は決して忘れてはならない。

日中双方がともに努力すれば、東海の大陸棚紛争をめぐる協議も進み、双方が満足できる公平な境界画定協定を結ぶことができ、共同開発を実施して、他国の大陸棚境界画定紛争解決のためにモデルを示すこともでき、双方が利を得る例をまた一つ示すことができる。しかし、指摘しておかねばならないのは、国の間で陸地や海域の境界画定協定を締結できるのは、政治的な関係が和やかな場合だということである。このため、日中双方、とりわけ日本は実際的な行動と措置を採って、和やかな二国間の政治的友好環境を創造すべきである。

⁴⁰ 山本草二著:『国際法』有斐閣 1999 年版 413-414 頁参照。

三. 中越北部湾(トンキン湾)の境界画定協定について

(一) 北部湾(トンキン湾)の概況

北部湾(トンキン湾)は中越両国の陸地と中国海南島によって囲まれた半閉鎖的な湾である。面積は12.8万平方キロ。北部湾(トンキン湾)は海底資源が豊富である。その主なものを次に示した。

1. 海底石油天然ガス資源。北部湾(トンキン湾)はその地域的な優位性が著しい。この湾は東南アジアに面し、背後には中国の広大な西南地方が控え、香港・マカオに近く、ベトナムに連なる。同時に、北部湾(トンキン湾)は石油埋蔵条件に恵まれ、豊富な石油天然ガス資源が埋蔵されている。

2. 海洋生物資源。北部湾(トンキン湾)はわが国でも有名な漁場である。熱帯、亜熱帯の内海に当たることから、ここでは様々な種類の海洋生物が急速に成長し繁殖する。調査によれば、北部湾(トンキン湾)の魚類は900種あまりに達し、主な経済魚類が50種類あまりあって、魚類資源は70-80万tに達する。エビ類も200種類あまりいて、主な経済エビ類が10種類あまり存在する。北部湾(トンキン湾)沿海には経済貝類も大変多い。また、様々な科学的、薬剂的価値を有する海洋生物、稀有な資源も存在する。

3. 海底鉱産資源。北部湾(トンキン湾)海底の堆積物には豊富な砂鉱が含まれている。主なものは、チタン鉄鉱、金紅石、ジルコン、モナズ石、燐酸イットリウム、板チタン石等である。

しかし、北部湾(トンキン湾)は比較的狭い湾で、幅は約110海里から180海里の間である。中越両国は1996年と1994年にそれぞれ『国連海洋法条約』を批准したが、この『国連海洋法条約』の排他的経済水域と大陸棚制度の関連規定によれば、両国の北部湾(トンキン湾)海域の排他的経済水域と大陸棚は全てが重なる。このため、双方は協議により境界を画定することで、海域の重複の問題を解決することを迫られた。

(二) 中越北部湾(トンキン湾)境界画定協定の話し合いの過程とその成果

海上の境界画定は国の利益や民族の感情にかかわり、国の主権、主権的権益、管轄権にかかわるため、非常に重要で複雑な問題である。当然、中越の北部湾(トンキン湾)境界画定も例外ではなく、難度は非常に高い。中越北部湾(トンキン湾)の境界画定をめぐる話し合いには27年の歳月が費やされた。通常、これは3つの段階に分けられる。第1段階は1974年、第2段階は1977年から1978年、第3段階は1992年から2000年である。第1段階と第2段階においては、双方の立場があまりにもかけ離れていたため、結果は得られなかった。双方の話し合いに突破口が開かれたのは1991年を始まりとする。すなわち、両国の関係が正常化して、双方は北部湾(トンキン湾)を含めた辺境の領土問題を早急に解決する必要を認識し、外交、国防、漁業、測量、地方政府といった部門から構成される政府国境協議代表団を成立させ、北部湾(トンキン湾)の第3段階の境界画定協議を開始したのである。第3段階は1992年から2000年までの9年にわたったが、この間、双方の間では政府協議が7回行われ、政府代表団団長の会談が3回、国連作業班会談が18回行われ、専門家班による会議は数多く開かれた。平均すると毎年、様々な形の話し合いまたは会談が5回行われたことになる。

協議の中で、双方は境界画定原則について意見の一致を見た。すなわち、『国連海洋法条約』

(1982年)を含め、国際法ならびに国際的な実践を踏まえ、北部湾(トンキン湾)の実際の状況を踏まえて、公平で合理的に北部湾(トンキン湾)の境界を画定するとの原則である。また、両国首脳がこの話し合いに注目したことで、話し合いは推進された。双方の複雑で辛抱強い話し合いを経て、中越両国は2000年12月25日、ついに北京で、『中国とベトナムの北部湾(トンキン湾)における領海、排他的経済海域と大陸棚の境界画定に関する両国の協定』ならびに『中国・ベトナム政府の北部湾(トンキン湾)漁業協力協定』が締結された⁴¹。2004年6月30日、中越国境協議のための政府代表団団長がベトナムのハノイで上述の協定の批准書と照会書類を交換した。この日から、中越の2つの協定は発効した。北部湾(トンキン湾)境界画定協定の発効は、わが国に初めての海上の国境が誕生したことを物語るできごとであり、重要な歴史的意味がある。

(三) 中越北部湾(トンキン湾)の境界画定協定の話し合いの過程で取り扱われた主な問題

中越北部湾(トンキン湾)境界画定協定の話し合いの過程で、双方は主に次の3つの問題について協議を行い、共通の認識を得た。

1. 面積の問題。中国側が提示した、「両国の北部湾(トンキン湾)における全体的な政治地理的情勢をほぼ平衡を保つようにする」との観点に基づくとともに、国際法によって認められた公平の原則を踏まえ、双方は、北部湾(トンキン湾)にかかわる状況を十分に考慮し、国際的な実践例を参考として、北部湾(トンキン湾)の境界画定について話し合いを行い、公平な境界画定結果を得た。中越北部湾(トンキン湾)境界画定協定によれば、中越北部湾(トンキン湾)の領海、排他的経済水域、大陸棚の境界線は合計21の座標点をつなげたもので、北は中越国境の北侖河(カロン川)河口から南は北部湾(トンキン湾)の南口に至る約500kmのラインである。双方が得た海域面積はほぼ同じであり、双方とも満足できる公平な結果が得られた。

2. 漁業の問題。北部湾(トンキン湾)の境界画定は漁業資源の配分利用、そして湾岸の数十万中国漁民の切実な利益に直接かかわる。このため中国は、北部湾(トンキン湾)での境界画定に当たっては漁業問題を適切に解決すべきであり、境界画定協定は漁業協定と同時に調印され、同時に発効するものでなければならないと主張した。

努力の結果、双方は境界画定協定と漁業協定を同時に進行させ、2000年12月25日に北部湾(トンキン湾)境界画定協定を調印すると同時に中越北部湾(トンキン湾)漁業協力協定を締結した。その後も協議を重ね、2004年4月29日、中越双方は北京で漁業協力協定補足議定書を締結した⁴²。こうして、双方は北部湾(トンキン湾)における漁業にかかわる事項を最終的に適切に解決するに至った。

漁業協力協定により、双方は、境界をまたぐ3万平方キロあまりの共同漁区を画定してここに両国漁

⁴¹ 中越北部湾(トンキン湾)境界画定協定は、序言、本文11条、結びの部分から構成される。このうち第1条では、双方が北部湾(トンキン湾)の境界画定を行う上での法的依拠が確認され、画定の範囲が明確にされている。第2条から第5条では、21の境界点で、両国の北部湾(トンキン湾)における領海、排他的経済水域、大陸棚の境界線が画定されている。この境界線は長さ約506kmで、中越双方の海域面積の割合は47:53である。中越北部湾(トンキン湾)漁業協力協定は序言、本文2222条、付属書類から構成されている。また緊急避難に関する付属書類が計3項ある。これについては、賈宇、張海文編の『国際海洋法の新たな進展』海洋出版社2005年版2182頁を参照。

⁴² 中越北部湾(トンキン湾)漁業協力協定補足協定書は序言、本文8条から構成される。

船がいずれも進入できるものとし、その期限を15年間と定めた。このほか、共同漁区の北側に境界をまたぐ過渡的水域を設け、4年の期限の間、両国の漁船がここで作業をすることを許可した。同時に、漁業協力協定は双方が互恵の精神に基づき、共同漁区内で長期的な漁業協力を実施することを定めている。双方は、北部湾(トンキン湾)漁業連合委員会を設立して協力にかかわる事項を具体的に実行することで合意した。上述の取極は、わが国漁民の北部湾(トンキン湾)における伝統的な捕獲の方式にできる限り影響を与えないことを目的としたものであり、新しい海洋法制度の下で漁業管理を実施しつつあるわが国の全体的な背景の中で、漁業産業の調整や漁民の転業転職のために十分な時間を確保することを目的としたものである。

もちろん、漁業協力協定によって構築された北部湾(トンキン湾)の漁業資源協力管理のメカニズムは、双方の漁業関係を整える上で役立ち、北部湾(トンキン湾)における両国漁民の作業秩序を作り上げる上で役立ち、最終的には湾内漁業資源の持続可能な利用や湾内の生態環境の保護に役立つものであり、わが国の長期的な漁業利益に適合し、わが国の湾岸海域漁民の子孫の仕事や生活に有益である。

3. 石油天然ガスの問題。双方は、相手側に帰すことになった領海、排他的経済水域、大陸棚に対する管轄にかかわる権利を尊重することで同意した。双方はいずれも各自の大陸棚上で自ら石油天然ガスまたは鉱産資源を探索、採掘する権利を有する。ただし、未探索の境界をまたぐ単一の石油天然ガス地質構造または境界をまたいで埋蔵される鉱産資源については、各国の境界画定条約や実践を参照として、双方でそれにつき友好的な協議を行い、協力して採掘する旨の合意を行うべきであることを取極めた。

(四) 中越北部湾(トンキン湾)境界画定協定の意味

北部湾境界画定協定は中越の北部湾(トンキン湾)における領海、排他的経済水域、大陸棚の境界線を確定したものであり、これによってわが国で初めての海上の国境線が定まった。その意味は大きい。主に次のような意味がある。

1. 公平面での意味。北部湾(トンキン湾)境界画定協定で確定された中越の境界線は、中越双方が新しい海洋法の秩序に適応し、海洋の境界画定の問題を公平に解決する上で成し遂げた成功例である。中国側が提示した「両国の北部湾(トンキン湾)における全体的な政治地理的關係をほぼ平衡を保つようにする」との基本的観点を踏まえて、双方に帰属する海域面積がほぼ相当となる公平な結果を生み出すことができ、同時に、漁業協力協定の締結を通して、境界画定後の北部湾(トンキン湾)漁業資源の合理的な配分と擁護を実現した。

2. 協力面での意味。北部湾(トンキン湾)境界画定協定は双方にとって有利な取極であり、中越關係の長期的で安定した発展という面で大きな意味を持つ。北部湾(トンキン湾)境界画定協定と漁業協力協定は両国ならびに両国国民双方の利益にかなうものであり、双方が能力を有し、知恵を有することを明らかに示すものであった。両国關係に中長期的に存在してきた歴史的な問題を友好的な話し合いによりうまく解決できたことは、両国が長期的に安定し、未来に目を向け、友好關係を保ち、全面的な

協力関係を築く上で極めて大きな役割を果たすであろうし、両国の政治的な相互信頼や他の分野での密接な協力関係を増進することになる。

3. 実務面での意味。北部湾(トンキン湾)境界画定協定の調印は、平和的な方法で領土境界紛争を解決したいというわが国の立場を十分に明らかにし、広く認められた国際法により国際的事務を処理する誠意を中国が持っていることを示し、責任を果たす大国というわが国のイメージを打ち立てる出来事であって、外交的実践の成功例であった。上述の協定の発効は、わが国と周辺諸国との相互信頼を増進する上で有益であり、また地域の安全と安定を守る上で積極的な役割を果たすものとなる。

4. 模範面での意味。北部湾(トンキン湾)の境界画定で中国は海上における境界を初めて画定した。これは中国が今後別の隣国との間で海上の境界線を確定する上で経験となり、参考となる。また、わが国が国内で有効な海洋管理体制を検討し構築していく契機ともなる。

四. マラッカ海峡の概況

(一) マラッカ海峡の概況

マラッカ海峡はマレー半島とスマトラ島との間に位置する細長い水道であり、東南から西北に伸びている。その西北の端はアンダマン海に通じ、東南の端は南海に通じる。海峡の全長は約 1,080 km、西北部で最も幅が広い部分は幅 370 km、東南部で幅が最も狭い部分は幅わずか 37 km である。マラッカ海峡は太平洋とインド洋をつなぐ要道であり、アジア、アフリカ、オセアニア、ヨーロッパ沿岸国にとっては往来上の重要な海上通路であって、先進国の多くはここを通過して石油や戦略的物資を運んでいる。こうした点から、マラッカ海峡の戦略的地位の大きさがうかがえる。

(二) 中国のマラッカ海峡に対する態度

周知の通り、2003 年以來、中国は石油の純輸入国となった。またマラッカ海峡は中国にとって石油輸入の輸送ルートとして重要な通路である。このため、マラッカ海峡の重要性、とりわけ当該海峡付近の航行の安全は、中国政府の関心の焦点でもある。

中国とマラッカ海峡の間には深いつながりがある。歴史的に見ると、中国の航海家は西洋の人々よりもはるか以前からこの海峡を通過していた。15 世紀はじめの明朝永楽年間には、鄭和が膨大な船隊を率いてマラッカ海峡を抜け、幾多の波を乗り越え、広大なインド洋を航行して、中国人の足跡を西アジアや東アフリカに残した。現在でも、マラッカ海峡の沿岸には中国国外では最大の華人墓地が残っている。その中には鄭和が西洋へ行った時代にまでさかのぼることができる墓もある。600 年後の今日、中国の海洋事業が発展し対外開放が拡大するとともに、マラッカ海峡の中国に対する重要性は日増しに顕著なものとなっている。

水運上から見て、マラッカ海峡は中国領海から大変近く、中国からインド洋に通じる重要な通路である。マラッカ海峡が地域以外の勢力、何らかの意図を持つ勢力によって制御されるようなことがあれば、中国の水上輸送の安全が影響をこうむることはさげがたい。とりわけ国際情勢に不確定要素が存在する状況においては、この航路は常に争いごとにより遮断される可能性を持っている。今後相当長い間、中国はマラッカ海峡というこの海上輸送路を使用することになる。このため、なんとかしてマラッカ海峡

の安全に参与し、安全を守って、海峡の航路がスムーズに使用できるよう確実に保証することは中国が避けて通れない重要な課題である。

(三) 国際社会がマラッカ海峡の安全を非常に重視している

マラッカ海峡の戦略的地位が重要であることから、何世紀にもわたって、海賊の活動がマラッカ海峡を脅かしてきた。とりわけここ数年は状況がますます悪化している。2001年に起こったアメリカを対象とした同時多発テロ事件以来、マラッカ海峡でもテロ攻撃の可能性が増している。国際的な海事組織によると、2004年にはあわせて445件の海賊による襲撃が発生したが、これは当該組織が1992年に関連のデータの記録を始めて以来2番目に多い数字であった。この海賊による襲撃の約1/3はマラッカ海峡を含むインドネシアの海域で発生している。このため、各国はいずれもマラッカ海峡の付近の海域に対する管理を強化している。たとえば、アメリカは、アメリカの武装部隊がマラッカ海峡の安全確保の面でより積極的な役割を果たしうることを暗示した。ところがそれがマレーシアやインドネシアの反対を呼んだ。両国政府関係者は、自分たちの安全部隊にはこの問題を解決する力が十分あるとの考えを示し、インドネシア、シンガポール、マレーシアの三カ国の海軍がマラッカ海峡で共同巡邏を開始して、海賊やテロ活動を取り締まり、三カ国にはこの海域の巡邏行動を協力して行う力があることを示した。

(四) マラッカ海峡の航行保護面における中国の役割と対策

長期にわたり、インドネシアやマレーシア等は非常に強い主権意識を持っており、他国が軍事的な手段を通してマラッカ海峡の航路を管理しようとする動きには非常に敏感で、強い反感を持ってきた。このため、中国は一方でインドネシアやマレーシア等がマラッカ海峡を管理制御する立場を支持し、マラッカ海峡の安全は沿岸関係国が責任をもつべきだという考え方を採っている。しかし一方で、中国はマラッカ海峡の安全にかかわる協力に参与せざるを得ない。というのも、マラッカ海峡の沿岸三カ国でこの海域の航行の安全を管理制御するには力に限りがあるからであり、沿岸国も、国家主権を損なわないことを前提として海峡の安全を国際的に協力して守ることについては受け入れる態度を示している。また、中国のマラッカ海峡航路の利用率が高まるとともに、マラッカ海峡の安全をめぐる対話への中国の参与が、東南アジア諸国から理解されるようになり、東南アジア諸国の不安や心配もなくなってきた。安全協力面での措置として、海上安全のための対話は非常に積極的で適切な方式である。すなわち、政府間で海上の航行の安全等多数の問題について率直に対話を行うのである。その内容には海賊の活動の取り締まり、海洋環境の保護、海上の救難や人道主義的援助といった多くの面が含まれる。このほか、安全のための対話を実施すると同時に、中国は関連諸国と海上の情報を享有し、それを安全のための協力拡大の一部としている。たとえば、中国とASEAN諸国は海上通信協力のルートを探り、マラッカ海峡ないし地域の海上の安全な航行について情報の交流、情報の交換を実施することができる。

もちろん、わが国がマラッカ海峡にかかわる輸送方法や輸送通路を探すことも必要である。分析によれば、一つの有効かつ実施可能な案は、中国・ミャンマー石油輸送パイプラインを建設して、マラッカ海峡によって制約されるわが国のエネルギー安全上の問題を解決するというものである。当然、中国・ミャンマー石油輸送パイプラインの建設にも、解決し克服すべき多くの難題が存在し、他国の支持と理解を得ることも必要である。

第五章 無人島に関する中国の立場—国内法上の対応と国際的な立場

龔迎春（外交学院国際法研究所）

一 無人島の概念とその法的地位

無人島には、一般的に考えれば、少なくとも2種類の島が含まれる。一つは、人間が住める島ではあるが、現に定住する人口の無い島である。もう一つは、人間の住める島ではなく、過去においても、現在においても、人間が定住することの無い島である。ある島は人間の住める島であるかどうかを判断する際に、過去の実績と現状を基準に考察しかできないので、過去も現在も人間の住める島ではないが、科学技術の発展に伴い、将来的に人間が住めるようになる可能性のある無人の島が後者に含まれると考えられる。

国内法における無人島の概念と法的地位はそれぞれの国の事情によって異なっていると考えられる。中国は2003年7月1日に施行された「無人島の保護と利用に関する管理規定」には、無人島の概念について次のように定めている:無人島とは、わが国管轄海域内に住民登録ができないとする島嶼、岩及び低潮高地などを指す(第34条)。つまり、中国国内法における無人島の概念には、島のほか、岩及び低潮高地も含まれている。

国内法における島、岩及び低潮高地は国家領土としての法的地位はまったく相違が無いが、国際法上の法的地位は、12海里領海を有するかどうか、12海里領海を有することに止まるかどうか、また200海里排他的経済水域と大陸棚まで主張できるか否かによって大きな違いを呈する。島の法的地位は国際法上の紛争対象になる際に、適用されるのは紛争当事国の国内法ではなく、関連の国際法が適用されるべきであろう。

国際法における島の概念とその法的地位を決める決定的要因は有人であるか又は無人であるか、ということではない。国連海洋法条約第121条はまったく別の要件で島の法的地位を定めている。まず、島の地理的構成要件について、同条約第121条1項は「自然に形成された陸地であって」と「水に囲まれ、高潮時においても水面上にある」ことを島である前提とする。その上、同条3項は「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することができる」という基準で、上述1項の要件に満たした島を更に分類している:つまり200排他的経済水域と大陸棚を主張できる「島」と領海しか主張できない「岩」である(121条3項)。

従って、島の国際法上の地位を考察する際に、まず、地理的に島であるかどうかを判断しなければならない。当該島は「自然に形成された陸地であって、高潮の時にも水面上にある」ことが確認されてから、次の要件で、排他的経済水域と大陸棚を主張できる島か、それとも12海里的領海しか主張できない岩かを判断する。つまり、国連海洋法条約第121条3項に言う「岩」も「自然に形成された陸地であって、高潮の時にも水面上にある」という2つの要件に満たしているから、地理的には「島」ではあるが、「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することができない」から、法的には領海しか主張できない“岩”である。

二 中国国内法における無人島の法的地位

(一)「無人島の保護と利用に関する管理規定」の背景と内容

1 「規定」成立の背景

中国が主張する管轄海域には、面積 500 平方メートルを越える島が 6500 以上もあり、そのうち有人の島が 433 で、残りの 94%は全て定住人口のない無人の島である⁴³。2003 年 7 月 1 日から「無人島の保護と利用に関する管理規定」施行したが、それまで、無人島の所有権や、その利用と保護に関する法律・法規がなかったため⁴⁴、外国人を含む個人や企業による植物の乱伐、動物の乱獲、石材を切り出すための島での爆破、無人島をゴミ捨て場にするなど、無法状態が続いた。その結果、無人島及びその周辺海域の生態系や海洋環境が破壊されただけでなく、島嶼を爆破する行為は領海基点となる島嶼の地形を変え、領海と管轄海域の喪失につながる恐れも現実にはあった⁴⁵。

また、領土権紛争が存在する無人島に対して、長期的に管理を行わなければ、実効的な管理措置の欠如と見なされ、領土帰属問題に不利な立場に置かれるのではないか、という危惧も無人島の保護と利用に関する法律・法規の成立に拍車をかけた⁴⁶。

2003 年 3 月に開催された第 10 期全国人民代表大会と中国人民政治協商会議第 1 次会議の会期中に、会議代表から「海島法の制定に関する議案」、「海島の開発と建設に関する政策を制定する議案」、「海島の保護と利用管理法の制定に関する議案」などの提案が出され、海島の自然環境、資源、生態などを総合的に管理する法制度の必要性が訴えられた。これらを背景に、同年 7 月に「無人島の保護と利用に関する管理規定」が法的拘束力のある行政法規として制定し、施行されたのである⁴⁷。「規定」は国家海洋局、民政部及び軍の総参謀部に共同で発布されたので、行政法規に止まったが、2004 年 5 月から同年 11 月に掛けて、「中華人民共和国海島保護と利用法(草案)」(以下、「海島法」と略す)が「規定」成立の勢いに乗じて、2004 年末に完成される運びとなった。同法案は現在全人代環境資源委員会において審議される段階にあり、次期の全人代会議において立法手続きが完了するという⁴⁸。

上述の「規定」と審議中の「海島法」とはどういう関係にあるか？これについて、国家海洋局の王曙光局長は 2003 年 7 月に「規定」が施行される際に、次のように説明している：「無人島の保護と利用に関する管理規定」が成立したが、当面の目的は国の海島に関する立法作業を促進することである。具体的な管理方法については、より細分化する必要があるので、国の同意が得られる前に、各地方は如何

⁴³ 20012 年 7 月 272 日に国家海洋局が制定した「無人島および周辺海域の保護と管理の強化に関する若干の意見」による統計数字である。

⁴⁴ 20012 年 7 月 272 日に、国家海洋局は沿海各省、自治区、直轄市の関係所属部署(海洋局(庁)、国家海洋局各分局及び中国海監総隊)に対して、「無人島および周辺海域の保護と管理の強化に関する若干の意見」という通達を出したが、法的拘束力のない行政規則である。

⁴⁵ 「中国将依法管理無居民海島利用活動納入法制化」、中国新聞網、20032 年 7 月 1 日。
<http://www.chinanews.com.cn/n/2003-07-01/26/319448.html>

⁴⁶ 趙凌「無人島管理規定施行 釣魚島可租?」、人民網、20032 年 7 月 13 日。
<http://unn.people.com.cn/GB/14748/1973892.html>

⁴⁷ 国家海洋局海域管理司「無居民海島保護与利用管理規定」発布実施、国家海洋局東海分局。
<http://www.shsea.gov.cn/Module/Show.aspx?id=1848>

⁴⁸ 「人大将審議水污染防治修改稿 環境立法正展開」、『中国人代新聞』、20062 年 1 月 13。
<http://npc.people.com.cn/GB/14957/53049/4024548.html>

なる実質的な管理方法の実施も行ってはならない⁴⁹。このように、「規定」制定の主な目的は、国家法である「海島法」の立法作業を促進することであり、「海島法」が成立するまで、一応「規定」で無人島の所有権や、その保護と利用の管理に関する法的空白を埋めることができたので、ある意味で、「規定」は「海島法」が成立する前にとられた応急措置であると言える。

また、中国では、法律と法規の成立過程が異なり、全国人民代表大会での立法手続きはかなり複雑な作業であり、時間も掛かる⁵⁰。それと比べて、行政機関による関連行政法規の制定は、憲法や、現存の法律に違反しない限り、より簡単な手続きで成立させることができる。更に、無人島の問題は漁業、国土資源、環境、国防など多方面に関わる総合的な問題であり、部門利益による考慮の相違も「海島法」の立法作業を一層難しくする一要因と考えられる。その上、無人島の管理問題が無秩序と無法状態が続く中、これ以上放任できない緊急性もある。これらを受けて、「海島法」は国家海洋局の内部通達、関連行政機関による行政法規、全人代による立法手続きという逆のプロセスをたどって、成立を迎えようとしている。

2 「無人島の保護と利用に関する管理規定」の主な内容：

無人島とは、「わが国管轄海域内に住民登録ができないとする島嶼、岩及び低潮高地などを指す」（第34条）。

「規定」の趣旨は無人島管理の強化、無人島の生態環境の保護、国家海洋権益と国防安全の維持、無人島の合理的利用の促進である（第1条）。

「規定」の適用範囲について、「中華人民共和国の内水、領海、排他的経済水域、大陸棚及びその他の管轄海域における無人島の保護と利用活動に適用する」と定めている（第2条）。これにより、領土紛争のある無人島における保護と利用活動も当然「規定」の適用対象となる⁵¹。なお、個人や民間団体による無人島への上陸は「無人島の保護と利用活動」に当たるかどうかについて明確な言及がない。

無人島の所有権とその利用について、国が無人島を所有すると定めた上、国が無人島の機能を区分・分類した上、保護、利用計画を進める。団体、個人が無人島を利用する場合には、申請および認可が必要となる。利用期限は最長 50 年以下である。外国資本による無人島の開発、利用は国务院の許可が必要である。無人島利用にあたって、島及びその周辺海域の生態環境、自然景観に損害を与える行為を厳しく制限されている。

中国では、現在公表されている 78 の領海基点の中、67 は無人島であるが、「規定」は領海基線の基点となる無人島及びその周辺海域に対して、採石、砂利の採取、爆破、射撃など破壊的な活動を禁止し、厳格な保護制度を定めている。

「規定」は無人島の有人化についても規制している。「無人島は住民票登録及び企業登録の所在地としてはならない。無人島を有人島に転ずる必要が確かにある場合に、規定に従い申請手続きをした上、国家海洋局、民政部及び軍の参謀部に届けなければならない。

⁴⁹ 「王曙光局長在学习貫徹全国海洋經濟規畫綱要庁局長會議上的講話」、国家海洋局。
<http://www.soa.gov.cn/hys/200303/031229b.htm>

⁵⁰ 全人代の立法手続きについて、「全国人大的立法程序」、中国網。
<http://www.china.org.cn/chinese/zhuanti/284015.htm>

⁵¹ 前掲注(43)。また、「中国民間保釣考察船遭日方強行阻攔」、人民網日本版。
<http://japan.people.com.cn/2004/1/18/200411891119.htm>

三 国際法における沖ノ鳥島の法的地位に関する中国の立場

(一) 問題の発端

2004年5月24日に、中国国家海洋局の研究者が「人造の沖ノ鳥を認めない」⁵²と題する論文を発表し、沖ノ鳥島周辺に200海里排他的経済水域と大陸棚を設定することは国連海洋法条約第121条1項と3項の規定に違反していると指摘し、沖ノ鳥島から60海里も離れている公海海域で海洋調査をしている中国の海洋調査船の活動は国連海洋法条約第87条に定められている公海自由の一つである海洋の科学調査の自由に当たる、国際法上正当な行為である、と主張している。

同論文の中に、沖ノ鳥島が排他的経済水域と大陸棚を主張できない理由が2つ挙げられている:一つは、日本政府は1988年以来、300億円の巨額資金を投じ、鉄筋やコンクリートなどで沖ノ鳥島に対する補強工事を行い、人工的に“島”を作り、観測施設や、気象観測装置、ヘリコプター離発着用プラットフォームまで建設されている。沖ノ鳥島の地理的現状は日本政府が人為的に拡張した結果であり、自然に形成された陸地ではない。もう一つは、沖ノ鳥島は「人間の居住とそれ自身の経済生活を維持できない岩」であるため、排他的経済水域と大陸棚を設定できない。

(二) 中国政府の立場

国際法上における沖ノ鳥島の法的地位及び国連海洋法条約第121条の解釈について、中国政府は次の見解を示している:「中日間の沖ノ鳥岩礁をめぐる論争はその排他的経済水域問題であり、岩礁自体の問題ではない。国連海洋法条約第121条の規定によると、岩には排他的経済水域を主張する条件がない。条約の具体的条文は2つある。第1、島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、満潮時においても水面上にあるものをいう。第2、人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。この2カ条の条約原文は、一つの概念を構成している。沖ノ鳥岩礁に主張できる海域の性格と範囲について、日本はこれとは異なる認識を示しているが、われわれは双方が友好的協議を通じて、これによって生ずる問題を適切に処理すべきだと考える」⁵³。

中国政府の見解を前述研究者の論文と比べてみれば分かるように、前者は「沖ノ鳥は人工の島である」と言わずに、沖ノ鳥島は第121条3項の「岩」に該当する、との立場を明確にした上、第121条1項と3項の解釈について、「この2カ条の条約原文は、一つの概念を構成している」と明言した。「一つの概念」とは、明らかに島の概念を指しているので、3項の岩に関する文言も島の概念の一部を構成している。その意味では、「岩も島の一種である」と言えるかもしれないが、この種の「島」は人間の居住又は独自の経済的生活を維持できない故、排他的経済水域と大陸棚を設定することができないのである。

(三) 日本の反論

中国政府及び研究者の主張に対して、日本では反論の声があるが、主に「岩である、島ではない」という一点に集中し、「人造の沖ノ鳥」について、まったく触れていない。

⁵² 宇、李明傑「不認可人造的“沖ノ鳥”」、『瞭望東方週刊』、2004年5月24日。http://www.sina.com.cn

⁵³ 「外交部發言人章啓月就日本交涉我考察船進入沖之鳥島附近海域答記者問」、2004年12月19日。中華人民共和國外交部、http://www.fmprc.gov.cn/chn/xwfw/fyrth/t174067.htm

日本の反論を纏めて見ると、主に以下の論点が見られる：

- 1、 中国では1988年3月11日付『解放軍報』には、巨額の資金を投じて岩礁を保持する沖ノ鳥島の工事について、「優れた試みである」と評価した記事を掲載したのではないかと、また、中国も南沙諸島の岩礁に人工施設を作ったのではないかと、という批判である⁵⁴。
- 2、 島と岩を分類する国際法上の明確な基準がなく、さらに「人間居住」とか「経済生活」の法的概念についての国際的合意も無い中では、沖ノ鳥島を121条1項の「島」として認定し、同条2項に基づき、排他的経済水域・大陸棚を設定することができると思えることは、それなりの妥当性がある⁵⁵。
- 3、 沖ノ鳥島については、日本が1977年に200海里の漁業水域を設定した時も、また200海里の排他的経済水域を1996年に設定した時も沈黙していた中国が、突如として最近、121条3項違反を理由に批判の声を上げたが、中国以外のどこの国からも反対の声がなかった。

上述の論点について、次の事実を踏まえた上、それぞれ別の視点で論ずることもできよう。

まず、1988年3月11日付「解放軍報」の署名論文はあくまでも個人の見解であり、中国政府の公的見解ではないことに注意すべきであろう。また、上述の個人見解は、沖ノ鳥島の護岸工事に対して「優れた試み」と賞賛したが、沖ノ鳥島に200海里排他的水域の設定に対する評価ではなかった。そもそも、1988年に、日本はまだ200海里排他的経済水域を設定していなかった。また、中国は南沙諸島の領海基線、基点を未だ公表していないので、当然南沙諸島の特定の島嶼を基点として、200海里排他的経済水域も設定していない。従って、中国は南沙諸島の島嶼に人工施設を作ったとしても、その行為の性質と目的は領土権に関わるものであるゆえ、沖ノ鳥島問題と比べて論ずるのは不適切であろう。

第2に、海洋法条約第121条3項の「人間居住」とか「経済生活」の解釈について国際的に合意が無いからこそ、同条の適用と解釈に関する日中間の紛争が生じているのである。3項の規定が条文として存在する以上、ほかの国からも疑問の声が上がることはいつでも可能であろう。なぜなら、日本の主張に同調できない国にとっては、沖ノ鳥島周辺海域は公海であり、日本が大陸棚として主張している海底部分は、人類の共同遺産である国際海底区域である。国際法上における沖ノ鳥島の法的地位について、現段階では政府レベルで日本と異なる見解を展開しているのは中国政府だけだが、欧米のマスコミ⁵⁶や、研究者の論述⁵⁷または国家実行を見れば、必ずしも日本の立場が支持されているとは思えない。

第3に、1977年5月2日に日本は国連海洋法会議の結論を待たずに、「漁業水域に関する暫定措置法」を成立させ、沖ノ鳥島周辺で200海里の漁業水域を設定したが、当時、国連海洋法条約はまだ

⁵⁴ 平松茂雄「中国は南沙の人工島改造を忘れたか 沖ノ鳥島めぐり身勝手な言い分」、「産経新聞」2004年5月18日。

⁵⁵ 栗林忠男、「沖ノ鳥島の国際法上の地位」、日本財団、2004年12月16日。
http://www.nippon-foundation.or.jp/ships/topics_dtl/2004788/20047881.html

⁵⁶ 2005年2月17日付『日本経済新聞』が共同通信社の記事次のように引用している：「2005年2月16日日付の米紙ウォールストリート・ジャーナルは、「沖ノ鳥島問題で日本、困難な立場に」との見出しで、沖ノ鳥島が、周辺海域を排他的経済水域（EEZ）に設定できる「島」でなく「岩」にすぎないと中国が主張している問題を一面で取り上げ、日本政府は同島の消失を避ける対策は取っているが、国連海洋法条約でEEZ主張の条件となっている経済活動を創出する努力をほとんどしてこなかったと指摘した上で、同島は無人で経済活動もなく、米国などの海洋法専門家らが中国の主張を正当とみている」。

⁵⁷ Jon Van Dyke, “Speck in the Ocean Meets Law of the Sea”, *The New York Times*, January 21, 1988.

成立しておらず、200 海里漁業水域を設定したことは日本の一方的国内措置に過ぎなかった。その上、同法は漁業及び水産動植物の採捕に関する管轄権を設定しただけで、沖ノ鳥島周辺水域における他国の海洋利用に対する影響はほとんどなかった。かつて、英国も日本と同じく、漁業資源を確保するために、ロッコール (Rockall) 島周辺に漁業水域を設定したが、1996 年に国連海洋法条約に加入する際に、国際法の規定と抵触している国内措置を改め、「ロッコール島が条約第 121 条 3 項の下で、漁業水域のための有効な基点ではない、という声明が付されている」⁵⁸。

(四) 解決の見通し

高潮の時に、数センチしか海面上に出ていない小さな環礁に、広大な排他的経済水域と大陸棚を設定することは、国連海洋法条約の趣旨及び国際社会の共通利益の観点からみれば、果たして妥当であろうか。

本質的にみれば、日中両国が国際法上における沖ノ鳥島の法的地位に関する認識の相違とそれにより生じた紛争は海洋の科学的調査に関わるものではなく、海洋法条約第 121 条 3 項の岩に関する文言の異なる解釈にある。この問題を両国の間で協議によって解決することは望ましいが、解決が得られない場合に、国連海洋法条約第 15 部の紛争解決手続きを利用して、非強制的ないし強制的紛争解決手続きに付することも一つの選択肢であろう⁵⁹。さらに、島の制度において、関連条文の解釈・適用上の曖昧さが指摘されている中、沖ノ鳥島に限らず、議論の余地がまだ残されている国際法上の島の制度について、より広い範囲で再検討することも必要であろう。

⁵⁸ 前掲注(55)。

⁵⁹ 20052 年 4 月に、韓国の朴春浩教授が中国上海交通大学の講演会でこの解決案を提示した。

おわりに

金永明（上海社会科学院法学研究所）

中国は「海洋開発戦略」を打ち出して以来、海洋開発をめぐる法制の構築と整備に力を尽くし、ある程度の成果をあげてきた。しかし、中国が直面する海洋開発をめぐる情勢は依然として非常に厳しく、手を緩めることはできない。わが国政府は一方で世界、地域または区域、そして二国間の海洋開発制度を積極的に利用する必要がある。これには、海洋事務の協力や交流、大陸棚境界画定委員会に対する200海里より外側の大陸棚申請案の提出、深海底資源の探査活動の積極的な実施、極地研究作業の強化が含まれる。わが国はまた一方で、国内の海洋開発をめぐる法制の整備を引き続き行う必要がある。これには、海洋開発法の制定、排他的経済水域及び大陸棚法の附属法規の制定などが含まれる。よって、平和的な世界及び二国間の海洋をめぐる紛争の解決、中国の海洋事業の発展、国の海洋権益の確保などを実現させる。

執筆者紹介

【はじめに、第2章～第4章】

金 永明 (Jin Yongming) 上海社会科学院法学研究所 助理研究員
法学博士(華東政法学院・中国)。主な論文に「海洋資源開発の法律制度について」「商務と法律」(第3号、2005年);「国連憲章安全保障制度の研究」『政治と法律』(第3号、2005年);「深海底の法的地位と資源開発制度」『広島法学』(第28巻、2004年)など。
専攻:国際法、国際海洋法

【第1章】

薛 桂芳 (Guifang (Julia) Xue) 中国海洋大学海洋法学研究所 所長、教授
法学博士(ウーロンゴン大学・オーストラリア)。主な論文に「国連海洋法条約体制下のわが国の海洋権益の維持に対する対策と助言」『中国海洋大学学报』(2005年6月);
“Bilateral Fisheries Agreements for the Cooperative Management of Shared Resources of the China Seas: A Note,” *36 Ocean Development and International Law*, 2005 など。
専攻:国際法、国際海洋法

【第5章】

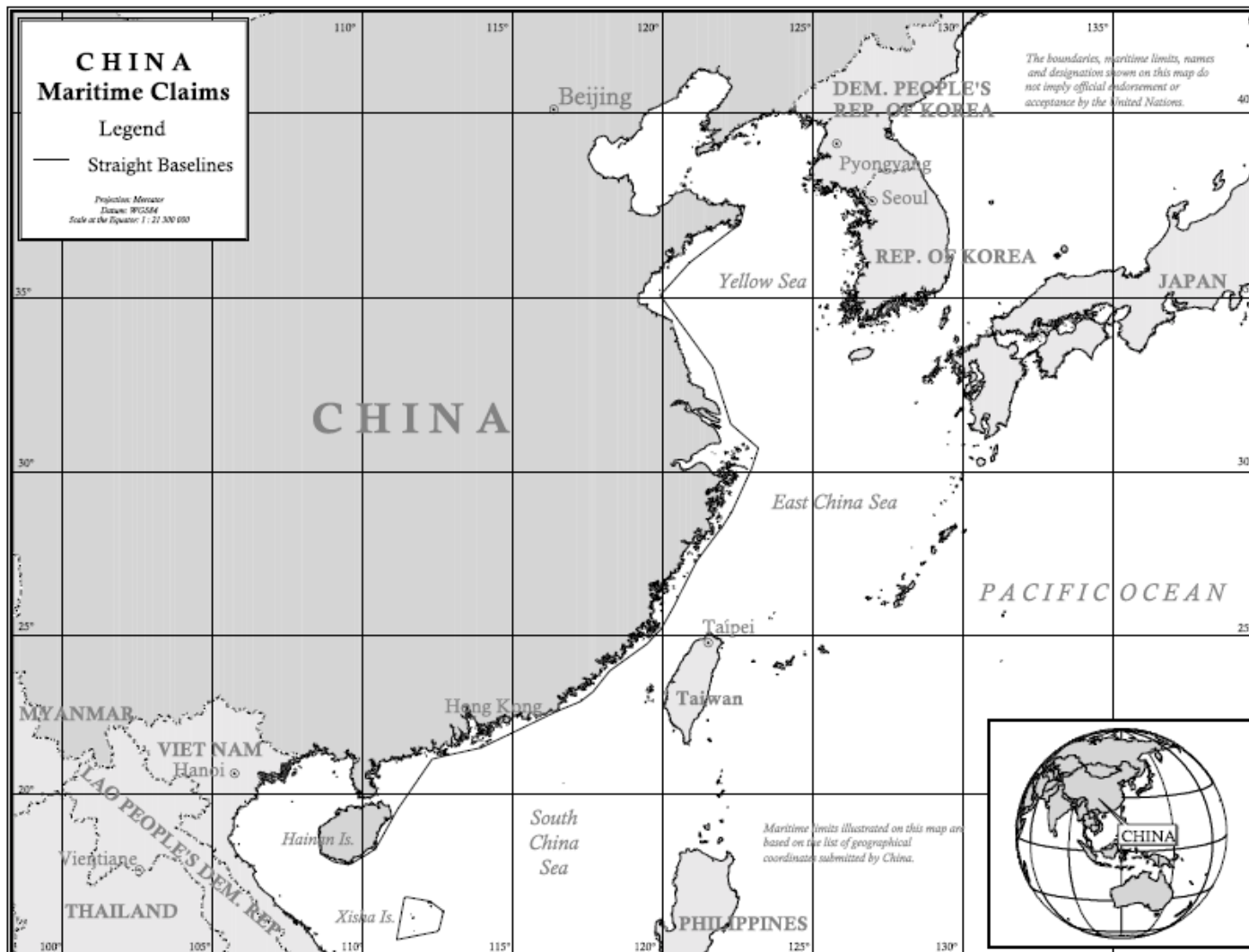
龔 迎春 (Gong Yingchun) 外交学院国際法学部 講師
法学博士(慶應義塾大学・日本)。主な論文に「六甲海峡使用国合作……的形成背景及・状分析」『外交評論』(2006年第1期)、「中国における海洋法の理論と実践—領海制度」『法学政治学論究(慶應義塾大学)』(第43号、1999年)など。
専攻:国際法、国際海洋法

(執筆順)

* * *

2. 資料

- (1) 中国の海域に対する主張／直線基線の概念図
- (2) 中国排他的経済水域及び大陸棚法 (1998年施行)
- (3) 中国海洋環境保護法 (2000年施行)
- (4) 中国海域使用管理法 (2002年施行)
- (5) 無人島の保護と利用に関する管理規定 (2003年施行)
- (6) 中国海洋政策関連ウェブサイト集



Map index: CHN-MZN7-1996

© Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, Office of Legal Affairs, United Nations, 1999

資料(1) 中国の海域に対する主張／ 直線基線の概念図

* 注 1: 図中の基線は中国政府が国連海洋法務部(DOALOS)に提出した座標点を基にDOALOSが作成したものである。図中の国境線、海上の境界線、名称及び示される位置は、国連による公式な支持又は受諾を意味しない

* 注 2: 報告書本文でも留意されるように、現在のところ中国政府は排他的経済水域及び大陸棚に関する海上の境界線を示す図を公表していない(北部(トンキン)湾のみ座標点が国連に提出済)

出典 / Source:

国連海洋法務部(DOALOS) Website
http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/PDFFILES/MAPS/CHN_MZN7_1996b&w.pdf

=====
資料(2) 中国排他的經濟水域及び大陸棚法(1998年施行)
=====

第一条 中華人民共和国(以下、中国とする)が排他的經濟水域及び大陸棚に対して主権及び管轄権を行使し、国家の海洋權益を維持するため、本法を制定する。

第二条 中国の排他的經濟水域は、中国の領海外で領海に隣接する水域であり、測量された領海幅の基線からの距離 200 海里までである。

中国の大陸棚は、中国の領海以外でわが国の陸地領土に基づくすべての自然的延伸であり、大陸棚周縁の海底区域の海床及び底土まで拡張され、測量された領海幅の基線から大陸棚周縁までの距離が 200 海里未満である場合には、200 海里まで拡張される。

中国と海岸が接しているかまたは関連する国家の排他的經濟水域及び大陸棚の主張が重複している場合には、国際法を基礎として公平原則に基づき協議の上で境界を画定する。

第三条 中国は排他的經濟水域における海床上を被覆する水域、海床及びその底土の天然資源の探査、開発、維持と管理、及びその他経済的な開発及び探査の実施、例えば海水、海流及び風力を利用したエネルギー生産に対して、主権を行使する。

中国は排他的經濟水域の人工的島嶼、施設及び構造体の建造、使用及び海洋科学研究、海洋環境の保護及び保全に対して管轄権を行使する。

本法で言及される排他的經濟水域の天然資源には、生物資源及び非生物資源が含まれる。

第四条 中国は大陸棚の探査及び大陸棚の天然資源の開発のために、大陸棚に対して主権を行使する。

中国は大陸棚の人工的島嶼、施設及び構造体の建造、使用及び海洋科学研究、海洋環境の保護及び保全に対して管轄権を行使する。

本法で言及される大陸棚の天然資源には、海床及び底土の鉱物とその他非生物資源、及び定住種に属する生物、つまり漁労段階において海床上または海床下で移動不能であるかまたはその身体が海床または底土と接触を維持しなければ移動不能である生物が含まれる。

第五条 いかなる国際組織、外国の組織または個人も中国の排他的經濟水域に進入して漁業活動に従事する場合には、中国の主管機関の認可を得るとともに、中国の法律、法規及び中国と関係国が締結している条約、協定を遵守しなければならない。

中国の主管機関は各種の必要とする保護及び管理措置を講じ、排他的經濟水域の生物資源が過度に開発される危険性に曝されることがないことを確保する権利を有する。

第六条 中国の主管機関は排他的經濟水域の境界を跨ぐ種群、高度回遊性魚種、海洋哺乳動物、中国の河川由来の河川遡上産卵種群、中国の水域内で大部分の生命周期を過ごす降河産卵魚種に対して、それを保護並びに管理する権利を有する。

中国はわが国河川由来の河川遡上産卵種群に対し、主要な利益を享受する。

第七条 いかなる国際組織、外国の組織または個人も中国の排他的經濟水域及び大陸棚の天然資源に対して探査、開発活動を実施するかまたは中国の大陸棚上において何らかの目的のためにボーリングを実施する場合には、中国の主管機関の認可を得るとともに、中国の法律、法規を遵守しなければならない。

第八条 中国は排他的經濟水域及び大陸棚における人工的島嶼、施設及び構造体の建造並びにその建造、操

作及び使用についての授権及び管理に関する排他的権利を有する。

中国は排他的経済水域及び大陸棚の人工的島嶼、施設及び構造体に対して排他的管轄権を行使し、それには税関、財政、衛生、安全及び出入国関連の法律及び法規方面の管轄権が含まれる。

中国の主管機関は排他的経済水域及び大陸棚の人工的島嶼、施設及び構造体の周囲に安全地帯を設定する権利を有し、併せて当該地帯に適当な措置を講じ、航行の安全及び人工的島嶼、施設と構造体の安全を確保することができる。

第九条 いかなる国際組織、外国の組織または個人も中国の排他的経済水域及び大陸棚において海洋科学研究を実施する場合には、中国の主管機関の認可を受けるとともに、中国の法律、法規を遵守しなければならない。

第十条 中国の主管機関は必要とする措置を講じ、海洋環境の汚染を防止、減少及び規制し、排他的経済水域及び大陸棚の海洋環境を保護及び保全する権利を有する。

第十一条 いずれの国家も国際法及び中国の法律、法規を遵守するという前提の下で、中国の排他的経済水域において航行、飛行の自由を享受し、中国の排他的経済水域及び大陸棚において海底ケーブル及びパイプラインを敷設する自由、及び上記自由と関連するその他合法的に海洋を使用する便宜を享受することができる。海底ケーブル及びパイプラインを敷設する経路については、中国の主管機関の同意を得なければならない。

第十二条 中国は排他的経済水域の生物資源を探索、開発、保護及び管理する主権を行使する際には、中国の法律、法規の遵守を確保するため、臨検、検査、逮捕及び司法手続きの実施など必要とする措置を講じることができる。

中国は排他的経済水域及び大陸棚における中国の法律、法規に違反にする行為に対し、必要とする措置を講じる権利を有し、法に基づき法的責任を追及するとともに、継続追跡権を行使することができる。

第十三条 中国は排他的経済水域及び大陸棚において享受する権利について、本法で規定されていない場合には、国際法及び中国のその他関連する法律、法規に基づきそれを行使する。

第十四条 本法の規定は中国が享受する歴史的な権利には影響を及ぼさない。

第十五条 中国政府は本法に基づき関連する規定を制定することができる。

第十六条 本法は公布日より施行する。

(海洋政策研究財団仮訳)

=====
資料(3) 中国海洋環境保護法(2000年施行)
=====

第1章 総則

第1条 海洋環境の保護と改善及び海洋資源の保護と汚染被害の対策、並びに生態系均衡の維持、国民の健康保障、そして経済と社会発展の継続性の可能を促進するために、本法を制定する。

第2条 本法の適用範囲は中国の内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚及び中国が管轄する他の海域である。中国の管轄する海域内で行う航行、調査、開発、生産、観光、科学的研究及びその他の活動、或いは沿岸陸域内での海洋環境に対して影響を及ぼす活動を行ういかなる団体と個人が本法を守れなければならない。中国管轄以外の海域からの原因で中国管轄海域が汚染された場合も、本法を適用する。

第3条 国家は重点海域における汚染物質の排出総量に対する規制を制定して当該制度を執行する。また、主要な汚染物の排出総量の規制指標を確定すると共に主要な汚染源の排出規制量を分配する。具体的な方法は国務院によって制定する。

第4条 すべての団体と個人は海洋環境保護する義務があると同時に、海洋環境を汚染被害した団体と個人及び海洋環境の管理監督者の職務上の過失行為に対して監督または告発する権限を持つ。

第5条 国務院環境保護の行政主管部門は国家全体の環境保護を統一管理・監督する団体として、全国の海洋環境保護に対して指導、調整及び監督すると共に、陸上起因汚染物の予防管理及び海岸建設事業により海洋汚染被害に対して環境保護の責任を負う。国家の海洋行政管理部門は海洋環境の監督管理及び海洋環境に対する調査、監視、判断と科学研究を実施すると共に、全国海洋建設事業と廃棄物の投棄による海洋汚染被害に対して環境保護の責任を負う。国家の海事行政主管部門は港湾区域内の非軍事船舶と港湾区域外の非漁業、非軍事船舶の海洋環境汚染に対する監督管理の責任を負い、汚染事故に対して調査及び処理責任を負う；中国が管轄する海域での航行、停泊または作業する外国籍の船舶によって汚染事故があった場合は、当該船に対して乗船検査及び処理することができる。船舶の汚染事故が漁業に被害を及ぼした場合は、漁業行政主管部門と共同に調査及び処理をしなければならない。国家の漁業行政主管部門は漁港区域内の非軍事船舶と漁港区域外の漁業船舶による海洋環境汚染に対する監督管理責任を負う。漁業水域の生態環境を保護すると共に前条に定めた汚染事故以外の漁業の汚染事故を調査及び処理するに責任を負う。軍隊の環境保護部門は軍事船舶による海洋環境汚染を監督管理及び汚染事故に対する調査または処理する責任を負う。沿岸県級以上の地方人民政府が海洋環境の監督管理権限を行使しその職責は省、自治区、直轄市の人民政府が本法及び国務院の関連規定によって確定する。

第2章 海洋環境の監督管理

第6条 国家の海洋行政主管部門は国務院の関連部門と沿岸省、自治区、直轄市の人民政府と共に全国の海洋機能区画管理方案を策定し、国務院に許可を申請する。沿岸地方の各級人民政府は全国及び地方の海洋機能区画に基づいて科学的かつ合理的に海域を使用しなければならない。

第7条 国家は海洋機能区画に基づいて、全国海洋環境保護計画及び重点海域地区などの海洋環境保護計画を策定する。重点海域と隣接する関連沿岸省、自治区、直轄市の人民政府及び海洋環境の監督管理の権限を行使する部門は海洋環境保護地域協力体の組織を構成することができる。そして、重点海域地区など

の海洋環境保護計画の執行、海洋環境汚染防止対策及び海洋生態保護に対する責任を負う。

第8条 地区の範囲を超える海洋環境問題は関連する沿岸海の地方人民政府によって協議解決する。あるいは上級人民政府の参加によって協議解決する。部門の権限を越える重大な海洋環境問題は国務院の環境保護行政主管部門によって調整する;調整しても解決ができない場合は国務院によって決定する。

第9条 国家は海洋環境状況及び国家の経済と技術条件に基づいて、国家海洋環境基準を制定する。国家海洋環境基準で規定されていない項目に対しては、沿岸省、自治区、直轄市の人民政府が地方海洋環境基準を制定することができる。沿岸地方の各級人民政府は国家及び地方の海洋環境基準規定と当該行政区近辺海域の環境水準の状況に基づいて、海洋環境保護の目標と任務を確定し、人民政府の事業計画に組み入れて管理を執行する。

第10条 国家と地方の水汚染物排出基準を制定する際には、国家と地方の海洋環境基準を重要な根拠にしなければならない。国家が制定し、執行している汚染物排出総量規制の重点海域においては水汚染物排出基準を制定する際、主要汚染物の排出総量規制指標も重要な根拠にしなければならない。

第11条 直接海洋に汚染物を排出している団体と個人は国家规定に従って、汚染物排出費を納めなければならない。海洋に廃棄物を投棄するときには、国家规定に従って投棄費を納めなければならない。本法によって徴収した汚染物質の排出費、投棄費は必ず海洋環境汚染の整備に用いなければならないし、他の用途に流用してはならない。具体的な内容は国務院によって規定する。

第12条 汚染物の排出が標準を超えた場合、あるいは限定期間内に汚染物排出を削減が満たさない場合、あるいは海洋環境に重大な汚染被害を及ぼした場合に対しては限定期限内に問題を処理しなければならない。限定期限内に処理することは国務院の規定権限によって決定する。

第13条 国家は海洋環境汚染対策のため科学技術の研究と開発を強化する。海洋環境に重大な汚染を及ぼす後進生産技術及び設備に対して、使用を最大限抑制する。企業も海洋汚染防止のため、清潔なエネルギー及び効率的な資源利用と低汚染生産技術を優先的にしようしなければならない。

第14条 国家の海洋行政主管部門は国家の環境監視測定と監視規範または標準によって、全国の海洋環境の調査、監視測定、監視管理すると共に、具体的な実施方法を制定し、関連部門と共同に全国の海洋環境を監視測定と監視するネットワークを組織し、定期的に海洋環境水準を点検して、海洋調査結果を発表する。本法によって海洋環境監督管理の権限を持つ部門はそれぞれ管轄する水域の監視測定する責任を負う。他の関連部門は全国海洋環境監視測定ネットワークの業務によって、それぞれ河口及び主要な汚染物排出口を監視測定する責任を負う。

第15条 国務院の関連部門は国務院の環境保護の行政主管部門が全国環境観測官報に必要な海洋環境監視測定資料を提供しなければならない。環境保護の行政主管部門は関連部門に海洋環境監督管理関連資料を提供しなければならない。

第16条 国家の海洋行政主管部門は国家が制定した環境監視測定及び監視情報の管理制度に基づいて、海洋の総合情報システムの管理に責任を負って、海洋環境保護の監督管理にサービスを提供する。

第17条 事故あるいはその他の突発的事件の発生によって、海洋環境汚染が及ぼした、あるいは及ぼす可能性のある団体と個人が必ず直ちに有効な措置をとらなければならない。同時に直ちに恐れがある被害者に通知すると共に本法に規定された海洋環境の監督管理の権限を持つ部門に報告し、そして調査及び処理を受ける。沿岸海の県級以上の地方人民政府は当該行政地域近辺の海域環境が重大な汚染を受ける時、必

ず被害を解除あるいは軽減に有効な措置をとらなければならない。

第 18 条 国家は海洋の環境汚染を防止するため、国家重大海上汚染事故応急計画を制定する。国家の海洋行政主管部門は海洋石油探査開発による海上石油流出汚染応急計画を制定する責任を負って、国務院の環境保護行政部門に該当計画を提出する義務がある。国家の海事行政主管部門は全国の船舶による重大な海上石油流出汚染事故応急計画を制定する責任を負って、国務院の環境保護の行政部門に当該計画を提出する義務がある。重大な海洋環境汚染の事故が発生する可能性のある部門が国家の規定に基づいて、汚染事故の応急計画を制定すると共に現地の環境保護の行政主管部門と海洋の行政主管部門に当該計画を提出する義務がある。沿岸県級以上の地方人民政府と関連部門は重大な海上汚染事故が発生する際、必ず応急計画に従って被害を解除あるいは軽減しなければならない。

第 19 条 本法によって、海洋環境の監督管理の権限を持つ部門は海上で必要なとき、連合で法律を執行することができる。監視による海上で汚染事故あるいは本法規定を反する行為を発見する際、制止及び調査して証拠を取ることができる。必要な場合は有効な措置をとって、汚染事態の拡大を防止と共に関連主管部門に報告し、処理を求める権限がある。本法によって海洋環境の監督管理の権限を持つ部門が管轄範囲内に汚染物を排出する団体と個人に対して現場の検査を行うことの権限がある。検査される側は検査者に実際状況の反映された必要の資料を提供しなければならない。検査機関は検査される側の技術秘密と業務秘密を守られなければならない。

第 3 章 海洋生態保護

第 20 条 国務院と沿岸地方の各級人民政府は有効な措置をとって、マングローブ、サンゴ礁、沿岸湿地、島、湾、河口、重要な漁業の水域など典型的かつ代表性のある海洋の生態システムを持つ地域、稀少で絶滅のおそれがある海洋生物の天然集中生息地、重要な経済価値を持つ海洋生物生息地および重大な科学文化価値を持つ海洋歴史遺跡と自然の観を保護しなければならない。破壊された重要な経済及び社会価値を持つ海洋生態系に対しては、整備と回復の努力をしなければならない。

第 21 条 国務院の関連部門と沿岸省級人民政府は海洋生態を保護するため、必要な場合海洋自然保護区を設定することができる。国家水準の海洋自然保護区の指定は国務院の承認を得なければならない。

第 22 条 下記の条件に該当する場合は海洋自然保護区の指定が可能である。

- ① 典型的な海洋自然・地理特性をもつ地区、代表的な自然生態地区及び破壊されたが保護により回復可能な海洋自然生態地区
- ② 海洋生物の種類が非常に豊富な地区、あるいは稀少で絶滅のおそれがある海洋生物種の天然集中生息地
- ③ 特殊な保護価値を持つ海域、海岸、島、沿岸湿地、河口と湾など
- ④ 重大な科学文化の価値をもつ海洋自然遺跡地区
- ⑤ その他の特殊な保護の必要がある地区

第 23 条 特殊な地理条件、生態系、生物または非生物資源及び海洋開発利用の特殊な需要を持つ地区に対しては、海洋特別保護区として指定し、有効的な保護措置及び科学的な方式で特殊管理を行うことができる。

第 24 条 海洋資源の開発利用するときには、海洋機能区画配置に基づいて、海洋生態環境破壊をもたらしてはならない。

第 25 条 新種の海洋動植物を導入する際、科学的な論証を行い、海洋生態システムに対して危険を及ぼすことを避けなければならない。

第26条 島と周囲海域の資源を開発する際、厳格な生態の保護の措置をとり、島の地形、岸の浜、植生及び島の周囲海域の生態環境に対して破壊をもたらしてはならない。

第27条 沿岸地方の各級人民政府は、現地の自然環境特徴を結び付け、海岸保護施設、沿岸防護林、沿岸都市及び町の園林と緑地を造成し、海岸浸食と海水侵入地区に対しては総合的な管理を行わなければならない。海岸保護施設、沿岸防護林、沿岸都市及び町の園林と緑地を壊すことを禁止する。

第28条 国家は親環境的な漁業の発展、多様かつ親環境的な漁業生産様式の拡散、海洋生態の改善を促進する。海水養殖場の新設、改築または拡張する際、環境影響判断を実施しなければならない。海水養殖の場合には、科学的で養殖の密度を確定し、合理的に餌と肥を投入し、正しく薬物を使用し、海洋環境の汚染を起こさないようにしなければならない。

第4章 陸上起因汚染物による海洋環境汚染被害に対する対策

第29条 海域に陸上から源汚染物を排出するのは必ず国家あるいは地方に規定した標準と関連規定を厳格に執行しなければならない。

第30条 海への汚染物排出口の位置を選択するときには、海洋機能区画、海水水利条件及び関連規定に基づいて、科学論証を通じて後、設ける市級以上の人民政府の環境保護行政主管部門に審査、承認を得なければならない。環境保護の行政主管部門は海への汚染物の排出口を設けることを許可する前に、必ず海洋、海事、漁業の行政主管部門及び軍隊の環境保護部門の意見を求めなければならない。海洋自然保護区、重要な漁業の水域、海辺の名勝及びその他の特殊な保護地区で、新たに汚染物排出口を設置してはならない。条件が可能な地区では、汚染物排出口を深海に設けて、離岸排出を執行することができる。陸上起因源汚染物を深海で、離岸排出する排出口を設けるときには、海洋機能区画、海水水利条件と海底施設などの関連状況を考慮しなければならない。具体的な内容は國務院によって定める。

第31条 省、自治区、直轄市の人民政府の環境保護行政主管部門と水行政主管部門は水の汚染予防・対策に関連する法律の規定に基づいて、河口管理を強化し、汚染を防いで、河口の水質が良好な状態に維持しなければならない。

第32条 陸上から汚染物質を排出する部門は必ず環境保護行政主管部門の方に所有している汚染物排出施設、処理施設及び正常作業条件での排出陸源汚染物の種類、数量及び濃度を申告する。並びに海洋環境汚染管理の関連技術と資料を提供しなければならない。排出する汚染物の種類、数量と濃度が重大な変化がある際、直ちに申告しなければならない。汚染物処理施設を取り除く、或いは使わずに置きする前には、必ず環境保護の行政主管部門の許可を得なければならない。

第33条 海域に油類、酸液体、塩基の液体、猛毒の廃液及び中、高レベルの放射性廃水の排出は禁止する。海域に低レベルの放射性廃水を排出することを厳格に制限する；確かに排出しなければならない場合は、国家の輻射予防保護に関する規定を必ず厳格に執行しなければならない。海域に分解しにくい有機物と重金属を含んでいる廃水の排出することは厳格に制御する。

第34条 病原体を含む医療の污水、生活廃水及び工業廃水は必ず処理を通して、国家の関連排出基準に合ったから、海域に排出しなければならない。

第35条 有機物と栄養物質を含む工業廃水、生活廃水を湾、半閉鎖海及び他の自浄能力の弱い海域への排出

は厳格に制御する。

第 36 条 海域に熱廃水の排出は必ず有効な措置を取り、近隣漁業水域の水温が国家の海洋環境基準に合わせて、熱汚染による水産資源危険を避けなければならない。

第 37 条 沿岸耕地、林地で使用する化学農薬は必ず国家の農薬安全使用規定に従って使わなければならない。沿岸耕地、林地では適切な化学肥料及び植物生長調整剤を使わなければならない。

第 38 条 岸の浜で選鉱くず、スラッグ、石炭灰のかす、ごみなど固体廃棄物を放棄、積んで置き及び処理するときは、中国の固体廃棄物環境汚染対策法の関連規定に従って執行する。

第 39 条 中国の内水及び領海を通じて危険な廃棄物を転送することが禁止する。中国の管轄するその他の海域を通じて危険な廃棄物を転送する前は、必ず国務院の環境保護の行政主管部門の書面の許可を得なければならない。

第 40 条 沿岸都市の人民政府は都市の排水管網を建設及び改善し、計画的に都市の汚水処理場あるいはその他の汚水を集中的処理する施設を建設し、都市汚水の総合的整理を強化しなければならない。汚水の海洋処理施設の建設は、必ず国家の関連規定に合致しなければならない。

第 41 条 国家は必要な措置をとって、大気圏からの、あるいは大気圏がもたらす海洋環境汚染を防止、減少または制御する措置をとる。

第 5 章 海岸建設事業による海洋環境汚染被害に対する対策

第 42 条 海岸建設事業の新たに推進、改築及び拡張するときには、必ず国家の関連建設事業の環境保護管理に関する規定に従わなければならないし、汚染を防ぐための必要な資金を建設投資計画に反映される。法律に基づいて確定した海洋自然保護区、海辺の名勝、重要な漁業水域及びその他の特殊な保護が必要な地区で、環境を汚染するまたは景観を破壊する海岸建設事業及びその他の活動を遂行してはならない。

第 43 条 海岸建設事業関連部門は必ず建設事業の妥当性調査の段階で、海洋環境を科学的な調査を行い、自然環境及び社会の条件に基づいて、合理的に建設用地を選んで、環境影響に関する報告書を作成する。環境影響の報告書が海洋行政部門によって審査を受けた後、環境保護行政主管部門から審査と承認を申請する。環境保護の行政主管部門は環境報告書を承認する前に、必ず海事、漁業行政主管部門及び軍隊の環境保護部門の意見を求めなければならない。

第 44 条 海岸建設事業の環境保護施設は必ず主体工事と同時に設計・施工・運転しなければならない。環境保護施設が環境保護行政主管部門の検査を経ていない場合は、建設施設の試運転をしてはならない；環境保護施設が環境保護行政主管部門を経ていない、または検査に不合格の場合は、建設施設の運転・生産、あるいは使用してはならない。

第 45 条 沿岸陸域で有効な管理措置を備えていないまま化学製紙、化学工業、染色、製革、電気メッキ、醸造、油の精製、海岸での船解体及びその他の海洋環境に重大な汚染をもたらす工業生産の新開発を禁止する

第 46 条 海岸建設事業推進する際、必ず有効な措置をとり、国家と地方の重点的に保護する野生の動植物及びその生存環境と海洋水産資源を保護しなければならない。海岸で砂利と石を採取、掘ることを厳格に制限する。露天で海岸の砂鉱山を掘るあるいは岸で井戸を掘って海底の鉱物資源を採掘することは、必ず有効な措置をとって、海洋汚染を防止しなければならない。

第6章 海洋建設事業による海洋環境汚染被害に対する対策

第47条 海洋建設事業は必ず海洋機能区画、海洋環境保護計画及び国家の関連環境保護基準に合致して推進し、妥当性調査の段階で、海洋環境影響報告書を作成し、海洋行政主管部門の審査とともに環境保護行政主管部門に予備案を提出し、環境保護行政主管部門の監督を受ける。海洋行政主管部門が海洋環境影響の報告書を審査する前、必ず海事、漁業行政主管部門及び軍隊の環境保護部門の意見を求めなければならない。

第48条 海洋建設事業の環境保護施設は必ず主体工事と同時に設計し・施工・運転しなければならない。環境保護施設は海洋行政主管部門の検査を経ていない場合は、建設施設の試運転をしてはならない；環境保護施設は海洋行政主管部門を経ていない、または検査に不合格の場合は、建設施設の運転・生産、あるいは使用してはならない。環境保護施設を取り除く、あるいは使わずに置くことは、必ず事前に海洋行政主管部門の同意を得なければならない。

第49条 海洋建設事業のときには、基準以上の放射性物質を超えるあるいは溶けて出る有害物質が含む材料を使用してはならない。

第50条 海洋建設事業が爆破作業を伴う際、必ず有効な措置をとり、海洋資源を保護しなければならない。海洋石油探査及び開発においては、必ず有効な措置をとり、油流出事故の発生を避けなければならない。

第51条 海洋の石油さくせい船、油田掘削のプラットフォーム及び採油するプラットフォームの含油汚水と油性の混合物は、必ず処理して基準を満たした後、排出する；残り油と廃棄油は必ず回収し、海に排出してはならない。回収処理を通じた後で排出するときの油含量は国家规定基準を超えてはならない。油田掘削の使った塗る泥水とその他の毒の複合泥水を海に排出してはならない。油田掘削の使った塗る泥水とその他の毒の複合泥水の排出は必ず国家の関連規定に合致しなければならない。

第52条 海洋の石油さくせい船、油田掘削のプラットフォームと採油するプラットフォーム及び他の関連海上施設は海域で油性工業ごみを処理してはならない。その他の工業ごみの処理も海洋の環境汚染をもたらしてはならない。

第53条 海上で石油を試す際、オイルガスが十分に燃えるようにして、油と油性の混合物は海に排出ならないように注意しなければならない。

第54条 海洋石油開発を探査するときには必ず関連規定に基づいて、油流出応急計画を立つ、国家の海洋行政主管部門に審査と承認を申請しなければならない。

第7章 廃棄物の投棄による海洋環境汚染被害に対する対策

第55条 いかなる団体または個人も国家の海洋行政主管部門の許可を得てない場合は、中国の管轄海域にいかなる廃棄物を投棄することができない。廃棄物を投棄しようとする団体または個人は、必ず国家の海洋行政主管部門に書面の申請を提出し、国家の海洋行政主管部門の審査・承認を得て、許可証が交付された後で投棄することができる。中国境界線以外で発生した廃棄物を共和国の管轄海域に投棄することは禁止する。

第56条 国家の海洋行政主管部門は廃棄物の毒性、有毒物質の含有量及び海洋環境への影響程度によって、海洋に廃棄物の投棄における判断プログラムと基準を制定する。海洋に廃棄物を投棄するときには、廃棄

物の類別及び数量によって、級別に管理を執行する。海洋に投棄することができる廃棄物の種類は国家の海洋行政主管部門によって定め、國務院の環境保護行政主管部門の審査意見を通じた後、國務院に承認を申請する。

第 57 条 国家の海洋行政主管部門は科学的、合理的、経済的、安全的な原則に基づいて、海洋投棄区を選んで、國務院の環境保護行政主管部門の審査を受けた後、國務院に承認を申請する。臨時海洋投棄区は国家の海洋行政主管部門によって承認を得ると共に國務院の環境保護の行政主管部門に登録を申請する。国家の海洋行政主管部門は海洋投棄区及び臨時海洋投棄区を選んで承認する前に、必ず国家の海事、漁業行政主管部門の意見を求めなければならない。

第 58 条 国家の海洋行政主管部門が投棄区の使用に対して監督管理し、投棄区の環境を組織的に監視測定する。引き続き使ってはならない投棄区は国家の海洋行政主管部門によって閉鎖され、当該投棄区で行ういかなる行動を中止させると共に國務院に登録を申請する。

第 59 条 廃棄物の投棄許可を得た団体または個人は、必ず許可証の明記した期限と条件に従って、指定した地区に投棄する。承認をした団体または個人は廃棄物を積載した後に確かめなければならない。

第 60 条 廃棄物の投棄許可を得た部門は詳しく投棄状況を記録し、投棄した後、承認を下した部門に書面の報告を提出しなければならない。廃棄物を投棄する船舶は必ず出港するとき、海事行政主管部門に書面の報告を提出しなければならない。

第 61 条 海上で廃棄物を焼却することは禁止する。放射性の廃棄物あるいはその他の放射性物質を海上で処理することは禁止する。廃棄物の中の放射性物質許可濃度は國務院によって制定する。

第 8 章 船舶及び各種活動による海洋環境汚染被害に対する対策

第 62 条 中国の管轄海域でのいかなる船舶及び関係作業は本法の規定に違反して海洋に汚染物、廃棄物、バラスト水、船舶ごみ及びその他の有害物質の排出をしてはならない。船舶汚染物、廃棄物、船舶のごみの接收、船舶客室の清潔、客室の洗う作業の活動に従事するものは必ず相応的処理能力を備なければならない。

第 63 条 船舶は必ず関連規定に基づいて、海洋の環境汚染を防止する証明書及び文書を持ち、汚染物の排出及び操作に関連する行動を行う場合は、確実に記録しなければならない。

第 64 条 船舶は必ず相応する汚染防止設備及び器材を配置しなければならない。汚染の危険性のある貨物を運送する船舶は、必ず運送する貨物が海洋環境に対する汚染を防止あるいは軽減できる構造と設備をしなければならない。

第 65 条 船舶は海上環境汚染を惹起する可能性がある衝突、座礁、火災あるいは爆発など海難事故を防止するため海上交通安全法律と法規規定を守らなければならない。

第 66 条 国家は船舶の油汚染による被害の民事弁償制度を設置・執行する；船舶の油汚染による被害の責任は船主と荷主が共にリスクを負って弁償するのを原則として、船舶の油汚染の保険、油汚染の被害の弁償基金制度を策定する。船舶の油汚染の保険及び油汚染の被害の弁償基金制度の具体的な執行方法は國務院によって規定する。

第 67 条 汚染危険性のある貨物を運送して、港に出入りする船舶、その運送人、貨物所有者あるいは代理人は必ず事前に海事行政主管部門に申告しなければならない。承認を得た後、港の出入り、境界線の通過滞在

あるいは積み卸し作業ができる。

第 68 条 船舶に積載された汚染危険性貨物の種類証明、包装、標識、数量制限などの交付のときは、必ず積載した貨物に対する関連規定に合致しなければならない。船舶に汚染危険性の不明な貨物を積載輸送する場合は、輸送する前に関連規定によって検査する。油類及び有毒有害な貨物の積み卸し作業をする際、船と海岸の両方は必ず安全汚染防止操作規定を守らなければならない。

第 69 条 港、埠頭、積み卸しターミナルと造船所は関連規定によって必ず船舶汚染物を処理する、廃棄物処理施設を十分に備えると共にこの施設が良好な状態を維持しなければならない。油類を積みおろす港、埠頭、積み卸しターミナル及び船舶は油流出汚染応急計画を作成すると共に相応的な油流出汚染に対する応急設備及び器材が配置しなければならない。

第 70 条 下記の活動を行う際、事前に関連規定によって関連部門に申告し、承認あるいは許可を得なければならない。

- ① 船舶が港湾区域内で焼却炉を使用するとき
- ② 船舶が港湾区域内で船倉を洗う、船倉を清潔、排気、バラスト水の排出、残り油、含油汚染水の処理、塗料塗り作業
- ③ 船舶、埠頭、施設で化学の消油剤の使用
- ④ 船舶が水で汚染物あるいは有毒有害物の付いた甲板を洗い流すと
- ⑤ 船舶は散装の液体の汚染の危険性の貨物の作業
- ⑥ 船舶の水上での解体、引き上げること、建造及びその他の水上、水底の船舶作業

第 71 条 船舶が海難事故を起こした際、海洋環境に重大な汚染被害をもたらしたあるいは被害をもたらす可能性のある場合は、国家の海事行政主管部門は強制的に汚染被害を免れる、あるいは減少させる措置をとる権限を持つ。公海の上で海難事故の場合、中国海域に重大な汚染を及ぼす脅しの船舶、海上施設に対して、国家の海事行政主管部門は実際的に発生可能な被害に対する必要な措置をとる権限がある。

第 72 条 すべての船舶は海上汚染を監視する義務である、海上で汚染事故あるいは本法の規定に反する行為を見つけた場合は、直ちに本法により最寄りの海洋環境監督管理権限を持つ部門に報告しなければならない。民間用の航空機が海上で汚染物の排出あるいは汚染事件を見つけた場合は、直ちに最寄りの民間用の航空空中交通管理部門に報告しなければならない。報告を受け取った部門は、直ちに本法により海洋環境の監督管理の権限を持つ部門に通報しなければならない。

第 9 章 法律責任

第 73 条 本法の関連規定に違反して以下のいずれかの行為を行った者は、本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により期限内に違反を終了することを命じられ、あわせて罰金を科せられる。

- ① 海域に本法が排出を禁ずる汚染物質またはその他の物質を排出する者
- ② 本法の規定に従わず海洋に汚染物質を排出し、または基準値を超えて汚染物質を排出する者
- ③ 海洋投棄許可証を取得しないまま海洋に廃棄物を投棄する者
- ④ 事故または突発的事件を発生させ、海洋汚染事故を引き起こしたにもかかわらず、速やかに対応措置をとらない者

上記の①、③項のいずれかに該当する者は三万元以上十二万元以下の罰金に処す。②、④項のいずれかに該当する者は、二万元以上十万元以下の罰金に処す。

第 74 条 本法の関連規定に違反して以下のいずれかの行為を行った者は、本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により警告を受け、または罰金を科せられる。

- ① 規定に従って申告せず、汚染物質排出に関連する事項を報告しない者、または申告時に虚偽の申告をする者
 - ② 事故または突発的事件を発生させたにもかかわらず、規定に従って報告しない者
 - ③ 規定に従って投棄の状況を記録しないか、または規定に従って投棄の報告をしない者
 - ④ 船舶に積載する汚染有害貨物についての申告事項を申告しないか、または虚偽の申告をする者
- 上記の①、③項のいずれかに該当する者は二万元以下の罰金に処す。②、④項のいずれかに該当する者は、五万元以下の罰金に処す。

第 75 条 本法第 19 条第二項の規定に違反して、現場検査を拒否し、または検査を受けるときに虚偽の説明をする者は、本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により警告を受け、あわせて二万元以下の罰金を科せられる。

第 76 条 本法の規定に違反して珊瑚礁、マングローブ林等の海洋生態系および海洋水産資源ならびに海洋保護区に破壊をもたらした者は、本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により期限内に違反を終了し原状回復措置をとることを命じられ、あわせて一万元以上十万元以下の罰金を科せられる。不法に利得を得た者は、その不法利得を没収される。

第 77 条 本法第三十条第一項、第三項に違反し海洋に向けて汚水口を設置した者は、県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門により閉鎖を命じられ、あわせて二万元以上十万元以下の罰金を科せられる。

第 78 条 本法の第三十二条第三項の規定に違反し、環境保護設備を撤去したり使用せずに放置した者は、県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門により再び設置し使用することを命じられ、あわせて一万元以上十万元以下の罰金を科せられる。

第 79 条 本法第三十九条第 2 項の規定に違反して、中国の管轄海域を経由して危険な廃棄物を移送する者は、国家海事行政主管部門より違法に当該危険廃棄物運送を行う船舶の中国の管轄海域からの退出を命じられ、あわせて五万元以上五十万元以下の罰金を科せられる。

第 80 条 本法第四十三条第一項の規定に違反して、審査および許可を経た環境影響報告書を所持しないまま海岸の工事建設計画を実行した者は、県級以上の地方人民政府より期限内に撤去することを命じられる。

第 81 条 本法第四十四条の規定に違反して、海岸建設事業において環境保護のための設備を建設しない者、または環境保護設備が規定の要求を満たさないまま生産活動や運転に移行、または使用した者は、環境保護行政主管部門よりその生産行為または使用の停止を命じられ、あわせて二万元以上十万元以下の罰金を科せられる。

第 82 条 本法第四十五条の規定に違反し、海洋環境を重大に汚染する工業施設を新たに建設した者は、管理権限に従って、県級以上の人民政府により閉鎖を命じられる。

第 83 条 本法第四十七条第一項、第四十八条の規定に違反して、海洋建設事業を進行する者、または海洋工事建設計画において環境保護設備を設置しないか、環境保護設備が規定の要求を満たさないまま生産活動や運転に移行、または使用した者は、海洋行政主管部門より工事または生産、使用の停止を命じられ、あわせて五万元以上二十万元以下の罰金を科せられる。

第 84 条 本法第四十九条の規定に違反して、規準値を超える放射性物質または有毒有害物質が溶け出す物質を含む材料を使用する者は、海洋行政主管部門により五万元以下の罰金を科され、かつ汚染の危険がなくなるまで当該建設計画の実施停止を命じられる。

第 85 条 本法の規定に違反して、海洋において石油の探査開発活動を行い、海洋環境の汚染をもたらした者は、国家海洋行政主管部門により警告を受け、あわせて二万元以上二十万元以下の罰金を科せられる。

第 86 条 本法の規定に違反して、許可証の規定に従わず投棄を行い、または既に閉鎖された投棄地区に廃棄物を投棄した者は、海洋行政主管部門により警告を受け、あわせて三万元以上二十万元以下の罰金を科せられる。事情が重大な場合には、許可証を一時とりあげもしくは取り消すことができる。

第 87 条 本法の第五十五条第三項に違反して、廃棄物を中国の国境外より移送して中国の管轄海域に投棄した者は、国家海洋行政主管部門により警告を受け、かつ発生させたまたは発生させる可能性のあった危険の結果にしたがって十万元以上百万元以下の罰金を科せられる。

第 88 条 本法の関連規定に違反して以下のいずれかの行為を行った者は、本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により警告を受け、または罰金を科せられる。

- ① 港湾、埠頭、積み下ろしターミナル及び船舶に汚染防止設備、機材を配置していない者
 - ② 船舶に防汚証、防汚文書を搭載していない者、または規定に従って汚染排出記録をなしていない者
 - ③ 水上および港区水域で船舶解体、旧船改装、引き揚げ、その他の水上、水中での工事作業に実施して、海洋環境汚染被害を引き起こした者
 - ④ 船舶に積載された貨物に汚染防止のための運送条件を備えさせていない者
- 上記の①、④項のいずれかに該当する者は二万元以上十万元以下の罰金に処す。②項に該当する者は、二万元以下の罰金に処す。③項に該当する者は、五万元以上二十万元以下の罰金に処す。

第 89 条 本法の規定に違反して、船舶、石油プラットフォームおよび油類を積みおろしする港湾、埠頭、積み下ろしターミナルに石油流出に対する対応計画を策定していない者は、本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により警告を受け、または期限内の策定を命じられる。

第 90 条 海洋環境に汚染、被害をもたらした責任者は、危険を除去しかつ損失を賠償しなくてはならない。完全に第三者の故意または過失によって海洋環境の汚染または被害が引き起こされた場合には、その第三者が危険を除去しかつ賠償責任を負わなければならない。

第 91 条 本法の規定に違反して、海洋環境汚染事故を起こした団体または個人は、本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により、発生させた危険と損失に基づいて罰金を科される。直接の責任を負う主管責任者及びにその他の直接責任を負う者が国家の公務員である場合には、法に従って行政処分がなされる。前項の罰金額は、直接損失の 30%とする。但し、最大三十万元を超えてはならない。重大な海洋環境汚染事故を起こし、公私の財産に重大な損失を与えたか、人を傷害、死亡させるなど重大な結果をもたらした者は、法に従い刑事責任を追及させる。

第 92 条 以下の状況のいずれかに該当し、速やかな合理的措置をとったにも関わらず、海洋環境に対する汚染被害の発生を避けることができなかつた場合には、汚染被害の発生についての責任者は責任負担を免れる。

- ① 戦争
- ② 不可抗力による自然災害
- ③ 灯台その他航行補助施設を担当する主管部門が、職責を遂行する際の不注意によるミス、あるいはその他の過失行為

第 93 条 本法第 11 条、第 12 条に関連して支払うべき汚染排出費、投棄費ならびに規定の実施のための期限についての行政処罰は、國務院が規定する。

第 94 条 海洋環境の監督管理者の職権濫用、職務怠慢、汚職の結果、海洋環境に汚染被害がもたらされたときは、法に基づいて行政処分を与える。犯罪を構成する場合には、法に基づいて刑事責任を追及する。

第 10 章 附則

第 95 条 本法において下記の用語の意味は、以下のとおりである。

- ① 海洋環境汚染被害: 直接または間接に物質またはエネルギーを海洋環境中に引入することによってもたらされる海洋生物資源への被害、人体の健康への危険、漁業およびその他の海上における合法的活動に対する障害、海水の使用への被害、環境の質低下などの有害な影響をさす。
- ② 内水: わが国の領海基線の内陸側の全ての海域
- ③ 海浜湿地: 干潮時に水深 6M 以下になる水域及び沿岸浸湿地帯で、水深が 6M を超えない永久性の水域、潮間帯及び沿岸湿地等を含む。
- ④ 海洋機能区画: 海洋の自然属性および社会属性ならびに自然資源および環境の特定条件に従って、海洋利用の主要な機能と使用範囲を区分した計画
- ⑤ 漁業水域: 魚介類の産卵場、餌場、越冬場、回遊路およびに魚介類、海藻類の養殖場。
- ⑥ 油類: あらゆる種類の油およびにその精製品。
- ⑦ 油性混合物: 油分を含むあらゆる混合物。
- ⑧ 排出: 汚染物質を海洋中に放出する行為を指し、あらゆる流出を含む。
- ⑨ 陸上起因汚染源: 陸地から海域に向かって汚染物質を排出することによって、海洋環境汚染を引き起こすまたは引き起こす可能性のある場所、施設等。
- ⑩ 陸上起因汚染物: 陸地汚染源から排出される汚染物質。
- ⑪ 投棄: 船舶、航空機、プラットフォーム、またはその他の積載道具を用いて、海洋に向かって廃棄物またはその他の有害物質を処分する行為。船舶、航空機、プラットフォーム、およびその補助設備ならびにその他の浮遊体を放棄する行為も含む。
- ⑫ 沿海陸域: 沿岸にあるパイプなどの施設、直接または間接に海洋に対する汚染物質の排出またはそれに関連する活動が行う一帯区域
- ⑬ 海上焚焼: 熱により焼却する目的で、海上の燃焼設備で故意に廃棄物またはその他の物質を焼却する行為。但し、船舶、プラットフォームまたはその他の人工構造物が正常に操業を行う過程で付随的に発生する行為は除外する。

第 96 条 海洋環境の監督管理に関する部門の具体的な職権の配分については、本法は未だ規定していない。国務院により規定する。

第 97 条 中国が締結または参加する海洋環境保護に関連する国際条約と本法との間で異なる規定がある場合には、国際条約の規定を適用する。但し、中華人民強化国が留保を宣言した条項は除外する。

第 98 条 本法は、2000 年 4 月 1 日より施行する。

(海洋政策研究財団仮訳)

=====
資料(4) 中国海域使用管理法(2002年施行)
=====

第1章 総則

第1条 この法律は海域使用の管理を強化し、国の海域に対する所有権および海域使用权者の合法的な權益を維持すると共に、海域の合理的な開発及び持続的な利用を促進するために制定する。

第2条 この法律で使われる「海域」とは、中国の内水、領海の水面、海水、海床および底土をいう。「内水」とは、中国の領海基線から陸地側に向かって海岸線までの海域をいう。中国の内水、領海の特定の海域における3ヶ月以上の持続的かつ排他的使用活動を行うときにこの法律を適用する。

第3条 海域は国に所属するものである。国務院は国に代わって海域の所有権を行使する。いかなる団体あるいは個人の不法占拠、商売または他の形式で不法に海域を譲渡してはならない。すべての団体と個人は、海域を使用しようとする際には、この法律に基づいて海域の使用权を得なければならない。

第4条 国は海洋機能区画制度を執行する。海域の使用は海洋の機能区画に合致しなければならない。海洋での体節や埋め立てなど海域の自然な属性を改変する活動に対しては、国が厳格に管理する。

第5条 国は海域に対する使用管理情報システムを構築し、海域の使用状況を管理する。

第6条 国は海域使用权の登録制度を設け、法律に基づいて登録した海域の使用权は法律の保護を受ける。また、国は海域使用統計制度を設け、定期的に海域使用状況についての統計資料を発表する。

第7条 国務院の海洋行政主管部門は、全国の海域の使用にたいする監督管理の責任を持つ。県級以上の沿岸地方政府の海洋行政主管部門は、国務院から管理権限を受け取って、管轄行政区の隣接海域の使用に対して監督管理の責任を持つ。国務院の漁業行政主管部門は、中国漁業法によって、海洋漁業に対して監督管理を実施する。国務院の海事管理機構は、中国海上交通安全法によって、海上の交通安全に対して監督管理を実施する。

第8条 いかなる団体あるいは個人は海域における使用管理法律及び法規を遵守する義務があると同時に、海域における使用管理法律及び法規を違反する行為に対して告発する権利がある。

第9条 海域の保護と合理的な利用及び関連する科学研究において著しい成績をあげた団体あるいは個人に対して、人民政府が奨励する。

第2章 海洋機能の区画

第10条 国務院の海洋行政主管部門は国務院の関連部門と沿岸省、自治区及び直轄市の人民政府と共に、全国の海洋機能区画を編成する。沿岸県級以上の地方人民政府の海洋行政主管部門は人民政府の関連部門と上位の海洋機能区画をもとに、地方の海洋機能区画を編成する。

第11条 海洋機能区画は下記の原則によって編成する。

1. 海域の位置と自然資源及び自然環境などの自然的属性によって、科学的に海域機能を確定する。
2. 経済及び社会発展の必要性により、各業種の海洋用途を全体的に計画立案する。

3. 生態環境の保護並びに改善、海域の持続的な利用は海洋経済の発展を促進する。
4. 海上交通の安全の保障。
5. 国防の安全の保障、軍事的用途の保証。

第 12 条 海洋機能区画は級別に分けられ審査を執行する。全国海洋機能区画は国務院の認可を受ける。沿岸省と自治区及び直轄市における海洋機能区画は当該省・自治区・直轄市の人民政府の審査及び許可を得た後、国務院の認可を受ける。沿岸市と県における海洋の機能区画は当該市と県の人民政府の審査許可を得た後、所属する省、自治区、直轄市の人民政府の認可を受け、国務院の海洋行政主管部門に登録する。

第 13 条 海洋機能区画の改正をするときには、本来の編制機関と同級の関連部門によって提出された修正案に対して審査機関の認可を受ける。認可を受けてない場合は、海洋の機能区画の確定した海域の機能を変えてはならない。国務院の認可を受け、公共の利益・国防の安全あるいは大規模のエネルギー、交通などのインフラ建設を行うなどの理由で、海洋の機能区画を変える必要がある場合、国務院の認可文書に基づき、海洋機能区画を改訂する。

第 14 条 海洋の機能区画が認可を得た後で、社会に公表すること;但し、国の秘密に関する部分は除く。

第 15 条 養殖、製塩業、交通、観光などの業界計画が海域の使用に関連する際、海洋の機能区画に合致するようにならなければならない。沿岸の土地を総体規格、都市計画あるいは港の計画する際、海域の使用と関係する場合は、海洋の機能区画と一体性を保持するようにならなければならない。

第 3 章 海域の使用申請における審査許可

第 16 条 部門あるいは個人は県級以上の人民政府の海洋行政主管部門に海域の使用に対して申請することができる。海域の使用における申請者は下記の書類を提出しなければならない。

- ① 海域の使用申請書
- ② 海域の使用許可書類
- ③ 関係する資産の信用調査証明の書類
- ④ 法律と法規に規定したその他の書類

第 17 条 県級以上の人民政府の海洋行政主管部門は海洋の機能区画によって、海域の使用の申請を審査すると共に本法と自治区・直轄市の人民政府の規定によって、認可権限をもつ人民政府に使用を申請する。海域の使用における審査する際、海洋行政主管部門は同級の関連部門に意見を求めなければならない。

第 18 条 下記の海の使用プロジェクトは国務院に許可を申し込む必要がある。

- ① 海の 50 ヘクタール以上を埋め使用のプロジェクト
- ② 海の百ヘクタール以上を囲む使用のプロジェクト
- ③ 700 ヘクタール以上、海域の自然属性を変更せずにおける海の使用プロジェクト
- ④ 国における重大な建設プロジェクトの海の使用
- ⑤ 国務院の定めたその他の海の使用におけるプロジェクト

上例に規定した海の使用におけるプロジェクトの他の許可審権限は、国務院が省、自治区、直轄市の人民政府に権限を授権して、これを定める。

第 4 章 海域の使用権

第 19 条 海域の使用における申請が法律に基づいて許可を通じて後に、国務院の許可を得たものには、国務院の海洋行政主管部門で登録製本し、海域の使用申請者に使用権証明書を交付する;地方の人民政府の許

可を得たものには、地方の人民政府で登録製本し、海域の使用申請者に使用権証明書を交付する；海域の使用申請者は使用権証明書を受け取った日から、海域における使用権を有する。

第20条 海域の使用権における獲得方式は本法の第19条の規定以外、入札募集あるいは競売の方式を通じて得ることもできる。入札募集あるいは競売方案は海洋の行政主管部門によって制定し、審査権のある人民政府の許可を得た後に組み立て実施する。海洋の行政主管部門が入札募集あるいは競売の計画を制定するのは、同級の関連部門の意見を求めしなければならない。入札募集あるいは競売を完了後、法律の通りに落札者あるいは買い受け者に海域の使用権証明書を交付すること。落札者あるいは買い受け者が海域の使用権証明書を受け取った日から、海域の使用権を有する。

第21条 海域の使用権証明書の交付は社会にも公告しなければならない。海域の使用権証明書を交付するには、法律に基づいて海域の使用金を受け取る以外、他の費用を受け取ってはならない。海域の使用権証明書の交付と管理方法は国务院によりこれを定める。

第22条 本法が実施する前に、すでに農村の集団経済組織あるいは村民委員会によって経営管理する養殖の使用海域は海洋の機能区画に合致する場合は、現地の県級の人民政府における審査・許可を通じて、海域の使用権を当該農村の集団経済組織あるいは村民委員会に確定・交付し、当該集団経済組織の成員によって請け負って、養殖の生産に用いることができる。

第23条 海域の使用権者が法律に基づいて海域の使用、そして利益を獲得する権利は法律によって保護される。いかなる部門あるいは個人がそれを侵してはならない。海域の使用権者は法律に基づいて海域を保護及び合理的な利用が義務づけられる。海域の使用権者は法律の許可範囲内海域における害を及ぼさない、非排他性使用行動に対して妨害をしてはならない。

第24条 海域の使用権者は海域を使用する期間内、法律の許可がないで、海洋における基礎的の測量あるいは製図をしてはならない。海域の使用権者が使用する海域における自然資源あるいは自然環境が重大な変化が発生することを発見する際、直ちに海洋の行政主管部門を報告しなければならない。

第25条 海域の使用権における最長期限は、下記の用途によって確定する：

- ① 養殖用は15年
- ② 船舶解体用は20年
- ③ 旅行及び娯楽用は25年
- ④ 製塩業及び鉱業用は30年
- ⑤ 公益事業用は40年
- ⑥ 港及び造船所などの建設工事は50年

第26条 海域の使用権が期限満了まで、海域の使用を引き続くことを必要とする場合、海の使用権者は遅くとも期限の2ヶ月前に原認可をした人民政府へ延期申請を申し込まなければならない。公共の利益あるいは国の安全に関する海域の使用権を没収する必要となること以外の場合、原認可をした人民政府が延期使用を許可することができる。延期使用の許可を得た使用権者は法律に基づいて使用金を払う義務がある。

第27条 企業の合併あるいは分社や他人と資本を出し合う、共同経営することによる海域の使用権者を変更するときには、海域使用認可をした人民政府から許可を得なければならない。海域の使用権は法律に基づいて譲渡することができる。海域の使用権における譲渡することに関する具体的な方法は国务院から規定する。海域の使用権は法律に基づいて受け継ぐことができる。

第 28 条 海域の使用権者が許可を得ずに海域の用途を変更してはならない。確かに変更が必要な場合は、海洋の機能区画に合致するように、海の使用における認可をした人民政府に許可を申し込みしなければならない。

第 29 条 海域の使用権は期限を超え、使用の延期を申し込んでいない場合あるいは申し込んでいたが許可が得られなかった場合は、海域における使用権が取り消される。海域における使用権が中止した後、海域の前使用権者が海洋環境に汚染する可能性があるまたは他の海洋プロジェクトに影響する施設や構築物を取り除かなければならない。

第 30 条 公共の利益あるいは国の安全のために、海域の使用権を没収する必要がある場合は、海の使用権を認可した元の人民政府が法律に基づく海域の使用権を没収することができる。但し、海域の使用権における期限未満の内に没収された場合は、海域の使用権者に対して、相当な補償を与えなければならない。

第 31 条 海域の使用権に関して論争が発生、当事者の話し合いによって解決ができない場合は、県級以上の人民政府における海洋の行政主管部門から仲裁する；当事者が直接人民法院に訴訟を提訴することもできる。海域の使用権における論争が解決する前に、両方の当事者は海域の使用現状を変えてはならない。

第 32 条 海の埋めるプロジェクトの竣工によって形成した土地は国に属する。海域の使用権者は海の埋める工事の竣工日から三ヶ月以内、海域の使用権証書を根拠に県級以上の人民政府の土地行政主管部門に土地の登録申請を提出し、県級以上の人民政府に製本し、国有土地の使用権証書に変更発行することによって、土地の使用権を確定する。

第 5 章 海域使用金

第 33 条 国は海域の使用に対して有償の使用制度を執行する。部門あるいは個人における海域を使用するのは、国務院の規定に基づいて海域の使用金を支払わなければならない。海域の使用金は国務院の規定によって財政に上納する。漁民が養殖の活動における海域の使用に対して、海域の使用金を受け取ることの具体的な実施手順と方法は国務院によって別に規定する。

第 34 条 海域の使用性質あるいは状況によって、海域の使用金は規定の通り一回で納めることも毎年度で納めることもできる。

第 35 条 下記の海域の使用は海域の使用金は免除される。

- ① 軍事における海域の使用
- ② 公務の船舶のための専用埠頭における海域の使用
- ③ 非営利性の航路及び停泊地など交通における海域の使用
- ④ 教育、科学研究、災害の防止や減少及び海難の際の探索や引き上げなど非営利性公益事業における海域の使用

第 36 条 下記の海の使用が国務院の財政部門と国務院の海洋行政主管部門の規定に基づいて、認可権限をもつ人民政府の財政主管部門の審査と許可を得ることによって、海域の使用金を減額または免除することができる。

- ① 公共設備における海の使用
- ② 国の重大な建設プロジェクトにおける海の使用
- ③ 養殖における海の使用

第6章 検査と監督

第37条 県級以上の人民政府の海洋行政主管部門は海域の使用に対して監督検査を強化しなければならない。県級以上の人民政府の財政部門は海域の使用金の納める状況に対して監督検査を強化しなければならない。

第38条 海洋の行政主管部門は人員育成の強化をしなければならない、海域の使用を管理、監督検査する検査員の管理と業務の素質を高めなければならない。海域の使用における管理、監督検査する検査員が必ず公平に法を執行しなければならないし、職務に忠実で、清廉公正で、丁寧なサービス、法律に基づいて監督を受け入れる。海洋の行政主管部門及び従業員は海域の使用に関係する生産の経営活動に関与してはならない。

第39条 県級以上の人民政府の海洋行政主管部門が監督の職責を履行する際、下記の措置を実施する権限がある。

- ① 部門あるいは個人に対して海域の使用に関連文書と資料の提出を要求する
- ② 部門あるいは個人に対して海域の使用に関する問題の説明を要求する
- ③ 部門あるいは個人の占有した海域の現場に進入そして、調査測量などの調べること
- ④ 当事者の違法行為に対して停止するように命令を下す

第40条 海域の使用を管理する検査員が監督の職責を履行する際、法律を執行する正当な証明書を提示しなくてはならない。関係部門あるいは個人が海洋の行政主管部門における監督検査に対して協力するべきで、検査員が法律に基いて公務を執行することを拒絶するあるいは妨げてはならない。

第41条 法律によって、海洋を監督または管理権のある関連部門が海上で法律を執行する際、お互いによく協力し、支持し、そして、共に国の海域における所有権及び海域の使用権者の合法的権益を守ることをしなければならない。

第7章 法律責任

第42条 認可を受けていないあるいは騙して認可を取って海域を不法占有した場合は、不法占有の海域を返却する責任を課し、海域の原状に回復し、不法使用によって得た所得を没収し、そして不法占有した海域における占有期間及び海域の面積によって通常の使用金の5倍～15倍程の罰金を科する;認可を受けていないあるいは騙して認可を取って海域の囲むと埋める行動に対しては、不法占有した海域における占有期間及び海域の面積によって通常の使用金の10倍～20倍程の罰金を科する。

第43条 海域の使用に対して認可されていない部門が不法で認可下した場合、または認可権限を越えるあるいは海洋機能の計画に合致しない認可文無効となる、不法使用海域が没収される;使用に不法認可に関係する主管者と直接責任者に対して、法律に基づいて懲戒処分を与える。

第44条 本法の第二十三条の規定に反して、海域使用者の合法権利を妨害する行為に対して、被害者は海洋行政主管部門に妨害の排除を申請するあるいは人民法院(人民裁判所)に訴訟することができる;損害を受けた場合は、法律に基づいて損害賠償を請求することができる。

第45条 本法の第二十六条の規定に反して、使用権の期限を満期になっても必要な手続きを行わなく、使用を続けられない場合は、期限付きで取り扱いに責任を課すと共に1万元以下の罰金を科することがある;全く取り扱わない場合は、不法占有として処罰する。

第46条 本法の第二十八条の規定に反して、勝手に海域の用途を変えた場合は、期限内に是正するように責任を課す。不法によって得た所得を没収すると共に用途を変えられた海域の面積及び使用期間によって、通常の使用金の5倍～15倍の罰金を科する;決して是正しない場合は、海域の使用権の証明書を交付した人民政府によって当該証明書を取り消して、海域の使用権を没収する。

第47条 本法の第二十九条の第2項目の規定に反して、使用権を中止後、元の使用権者が規定の通りに海施設や構造物を取り除かない場合は、期限に取り除くように責任を課する;期限を過ぎても決して取り除かない場合は、5万元以内の罰金を科すると共に、県級以上の人民政府の海洋行政主管部門から関係部門に取り除くことを依頼する。必要な費用は元の使用権者から引き受ける。

第48条 本法の規定に反して、年度によって毎年使用金を納めるべき者がその通りにせず納めない場合は、期限内に納めるように責任を課する;期限内で依然納めない場合は、海域の使用権の証明書を交付した人民政府から当該使用権の証明書を取り消して、海域の使用権を没収する。

第49条 本法の規定に反して、海洋の行政主管部門における検査及び監督を拒否、真実の状況を隠し報告しないあるいは関係的資料を提供しない場合は、期限に是正するように責任を課して、警告を与える。場合によって、2万元以下の罰金を科することができる。

第50条 本法に規定した懲戒処罰は県級以上の人民政府の海洋行政主管部門が職権によって決定する。但し、本法によって懲戒処罰を規定したことは除くこととする。

第51条 国務院の海洋の行政主管部門と県級以上の地方人民政府が本法の規定に反して海域の使用権の証明書を交付する場合または海域の使用権の証明書を交付した後に監督管理を行わなく、あるいは不法行為に対して調査や処分しない場合、直接責任を負う主要な担当者とその他の責任人員に対して、法律に基づいて懲戒処分を与える;汚職行為または職権を濫用するか職責を軽んじて犯罪を構成した者には、法律に基づいて刑事責任を問う。

第8章 附則

第52条 中国の内水または領海における使用が3ヶ月に不足して、国防上の安全、海上の交通安全とその他の活動に対して重大な影響をもたらす排他性の活動を行う際、本法の関連規定を参照して海域の臨時使用証明書を取り扱う。

第53条 軍事における海域の使用管理方法は国務院と中央の軍事委員会によって、本法を基づく制定する。

第54条 本法は2002年1月1日から実施する。

(海洋政策研究財団仮訳)

資料(5) 無人島の保護と利用に関する管理規定(2003年施行)

第一章 総則

- 第1条 無人海洋島の管理を強化し、無人海洋島の生態環境を保護し、国家の海洋権益及び国防面の安全を維持し、無人海洋島の合理的利用を促進するため、関連の法律に基づき、本規定を制定する。
- 第2条 中国の内海、領海、専管経済水域、大陸棚及びその他管轄海域内において、無人海洋島の保護及び利用活動に従事する際、本規定を適用する。
- 第3条 無人海洋島は国家の所有に属する。国家は無人海洋島の機能区と保護及び利用計画制度を実行する。
国家は無人海洋島の合理的な開発利用と保護を奨励し、島嶼の爆破、島嶼上での土砂採掘、実体堤防による島嶼連結工事など無人海洋島及びその周囲海域の生態環境及び自然景観を破壊する活動を厳しく規制する。
- 第4条 国家は無人海洋島の名称管理を実施する。無人海洋島の命名、名称変更及び名称標識の設立に際しては、「地名管理条例」及び国家の関連規範、技術標準を遵守しなければならない。
- 第5条 国家は無人海洋島の保護及び利用管理情報システムを構築し、無人海洋島の基本状況及び保護、利用状況に対して調査、監視、モニター及び統計を実施し、基礎情報を公開する。
- 第6条 いかなる機関及び個人といえども無人海洋島の保護及び利用などに関する法律、行政法規を遵守する義務を負い、非合法で無人海洋島を占拠または売買してはならず、併せて本規定に違反する行為に対してそれを告訴並びに告発する権限を持つ。

第二章 機能区分及び計画立案

- 第7条 国家海洋局は国务院の関連部門及び総参謀部と共同で全国無人海洋島の機能区分を制定並びに公布してそれを施行する。
沿海の県レベル以上の地方海洋行政主管部門は同一レベルの関連部門及び関連の軍事機関と共同で、直近上級による無人海洋島機能区分に基づき、地方レベルの無人海洋島機能区分を編成する。地方レベルの無人海洋島機能区分については直近上級の海洋行政主管部門に報告した上で、直近上級の海洋行政主管部門の審査により同意され、登録が認められた後に、それを公布並びに施行しなければならない。
- 第8条 無人海洋島の機能区分については下記原則に基づき編成する。
(一) 海洋島の位置、天然資源及び自然環境などの自然の属性に基づき、海洋島の利用機能を確定する。
(二) 海洋島及びその周囲海域の生態環境を保護する。
(三) 海洋島の経済的及び社会的発展を促進する。
(四) 国家主権の権益を維持し、国防の安全を保証し、軍事施設を保護する。
- 第9条 無人海洋島の機能区分の調整及び改訂に際しては、第七条が規定する手順に基づき処理すること。

第 10 条 沿海の県レベル以上の地方海洋行政主管部門は無人海洋島の機能区分に基づき無人海洋島の保護及び利用計画を策定しなければならない。

第三章 申請審査

第 11 条 機関及び個人が無人海洋島を利用する際には、県レベル以上の海洋行政主管部門に申請を提出しなければならない。併せて下記申請資料を添付すること。

- (一) 無人海洋島の利用申請書
- (二) 申請機関の法人資格証明書または申請者個人の身分証明、資産証明資料
- (三) 海洋島利用案
- (四) 利用する海洋島の保護案
- (五) その他関連資料

第 12 条 県レベル以上の海洋行政主管部門は無人海洋島の機能区分と保護及び利用計画に基づき、無人海洋島の利用申請に対して審査を実施するとともに、規定に基づき段階別に認可権を有する上級機関に報告して承認を受けること。

海洋行政主管部門が無人海洋島の利用申請を審査する際には、同一レベルの関連部門及び関連する軍事機関の意見を聴取しなければならない。

第 13 条 島嶼の爆破、実体堤防による島嶼の連結など海洋島の属性を大きく改変するプロジェクトに利用される島嶼については、国家海洋局が総参謀部の同意を得た後に認可し、軍事施設や国防面の安全に係わるプロジェクトに利用される島嶼については、国家海洋局が総参謀部と共同で認可し、外資を利用した島嶼の開発・経営プロジェクトに利用される島嶼については、國務院が認可する。

前款規定以外の島嶼上での土砂採掘、無人海洋島の全体利用については、省レベルの海洋行政主管部門が認可する。

その他プロジェクトに利用される島嶼については、県レベル以上の地方海洋行政主管部門が認可する。具体的な審査認可権限については沿海の省、自治区、直轄市の海洋行政主管部門が規定する。

管轄区域が不明確であるかまたは争いがある無人海洋島の利用に際しては、共通する直近上級の認可機関が認可する。

第 14 条 無人海洋島の利用申請が認可された場合には、認可機関が「無人海洋島利用認可書」を発行する。國務院により認可された無人海洋島の利用申請については、国家海洋局が「無人海洋島利用認可書」を発行する。

第 15 条 「無人海洋島利用認可書」には無人海洋島利用プロジェクトの位置、範囲、面積、用途、方式や期限などの内容が含まれていなければならない。具体的書式については国家海洋局が統一的に規定する。

無人海洋島の利用期限は最長でも 50 年を超えてはならない。

第 16 条 申請機関及び個人は「無人海洋島利用認可書」に基づき、関連する法律や行政法規に則りその他関連の手続きを行わなければならない。

第四章 保護及び原状回復

第 17 条 国家は領海の基点に所在する無人海洋島に対して厳格な保護制度を実行する。

領海の基点に所在する無人海洋島及びその周囲海域においては、採石、土砂採掘、伐採、爆破、射撃など破壊的な活動は禁止する。領海の基点から周囲 1km 範囲内の領域については、領海の基点の保護に有利な建設工事プロジェクトを除き、その他建設工事プロジェクトの実施は禁止する。

- 第18条 国家海洋局は無人海洋島の機能区分に基づき、無人海洋島の保護名簿を公表する。
無人海洋島の保護名簿に組み入れられた海洋島及びその周囲海域においては、保護目的と一致しない利用活動を展開することは禁止する。特別な理由により、保護名簿内の海洋島及びその周囲海域を使用しなければならない場合には、国家海洋局に報告した上でその認可を受けなければならない。
- 第19条 特別な保護価値を有する無人海洋島及びその周囲海域については、県レベル以上の海洋行政主管部門が法に基づき申告した上で海洋自然保護区または海洋特別保護区を設定する。
- 第20条 重要な無人海洋島及びその周囲海域の生態環境が破壊された場合には、県レベル以上の海洋行政主管部門が無人海洋島の機能区分と保護及び利用計画に基づき、無人海洋島の原状回復案を策定し、関連の人民政府に報告して認可を受けた後に原状回復措置を実施する。
- 第21条 無人海洋島を利用する機関及び個人は、海洋島及びその周囲海域の生態環境と軍事施設を保護する義務を負うこと。

第五章 名称管理

- 第22条 民政部門は無人海洋島の名称管理の行政主管部門であり、無人海洋島の命名、名称変更などの管理活動を実施する際には、海洋行政主管部門、関連する軍事機関やその他関連部門の意見を聴取しなければならない。
海洋行政主管部門、関連する軍事機関やその他関連部門は、地名行政主管部門が実施する無人海洋島の名称管理業務に協力しなければならない。
- 第23条 沿海の県レベル以上の人民政府は管轄する行政区域内における無人海洋島の命名、名称変更及び名称抹消案を策定し、段階別に認可権を有する上級人民政府に報告して認可を受けなければならない。
無人海洋島の命名、名称変更及び名称抹消案を策定する際には、関連する軍事機関の意見を聴取しなければならない。
- 第24条 領海の基点、領海の基線の外側、領海の基線の内側において海洋権益面での価値を有する場合や、省境の海域境界線に関連する場合や、その他国防、外交事務に関連する場合の無人海洋島の命名、名称変更及び名称抹消案については、関連する省レベルの人民政府が意見を提出し、國務院が審査の上で認可する。
領海基線内側のその他無人海洋島の命名、名称変更及び名称抹消案については、省レベルの人民政府が審査の上で認可し、併せて民政部及び国家海洋局にそれぞれ報告した上でその旨を登録し、同時に関連する軍事機関に抄本を送付する。規定された期間内に、民政部及び国家海洋局から異議が提起されなかった場合には、公布された上で発効となる。
- 第25条 沿海の省レベル人民政府は認可済みの管轄行政区域内における標準無人海洋島名を適時に一般に向けて公表しなければならない。
民政部は国家海洋局と共同で全国の無人海洋島の標準名名簿を公布する。
- 第26条 いずれの機関及び個人も各級地名・海洋行政主管部門に対して無人海洋島の命名、名称変更を提起することができる。
- 第27条 沿海地区の地名行政主管部門は海洋行政主管部門と共同で、海洋島名称標識を設置すべき無人海洋島上に、関連する国家標準に基づき無人海洋島名称標識を設置しなければならない。

第 28 条 いずれの機関及び個人も公務活動において、またはニュース、出版、映画・テレビ、商品、ラベルなどの領域において無人海洋島の名称を使用する際には、国家が認可した標準名を使用しなければならない。

第六章 罰則

第 29 条 「無人海洋島利用認可書」を取得せずまたは詐取した上で、不法に無人海洋島及びその周囲海域を利用した場合、もしくは海洋島利用に際しての保護案に基づく保護義務を履行しなかった結果、無人海洋島の生態環境に被害を与えた場合には、県レベル以上の海洋行政主管部門が「中国海洋環境保護法」第 76 条、第 90 条の規定に基づき、期限付きでの是正及び回復措置を命ずるとともに罰金に処し、違法所得がある場合には、違法所得を没収し、犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第 30 条 無人海洋島の名称標識を無断で移動または破壊した場合、もしくはその他無人海洋島の名称管理に違反する行為を働いた場合には、県レベル以上の海洋行政主管部門が民生部門などと共同で、不法活動の停止を命じ、国家の財産に損害を与えた場合には、法に基づき損害賠償責任を追及し、犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第 31 条 海洋行政主管部門の業務関係者が無人海洋島の管理業務において、職務の怠慢、職権の乱用、不正行為を働いた場合には、法に基づき行政処分に処し、犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第 32 条 軍事施設を破壊する行為に対しては、「中国軍事施設保護法」及び「中国軍事施設保護法実施細則」の関連規定に基づき処罰する。

第七章 付則

第 33 条 無人海洋島は公民の戸籍登録住所及び企業登記の住所とすることはできない。

無人海洋島を住民が居住する海洋島に転換する確かな必要がある場合には、規定に基づき認可を受ける以外に、段階別に上級に報告した上で国家海洋局、民政部及び総参謀部に登録しなければならない。

第 34 条 本規定における下記用語の意味は次の通りとする。

- (一) 無人海洋島とは、わが国の管轄海域内において住民の常住地となっていない島嶼、岩礁及び干潮時出現地などを指している。
- (二) 島嶼の爆破とは、人工的な手段により島嶼、岩礁の海拔高度を低減させ、島嶼の満潮時における水中への埋没または干潮時出現地の干潮時における水中への埋没を引き起こす行為を指している。

第 35 条 本規定は国家海洋局が民政部及び総参謀部と共同でその責任において解釈する。

第 36 条 本規定は 2003 年 7 月 1 日より施行する。

(海洋政策研究財団仮訳)

=====
資料(6) 中国海洋政策関連ウェブサイト集
=====

◆官公庁

国家海洋局	http://www.soa.gov.cn/
国家海洋データ情報センター(英)	http://www.nmdis.gov.cn/e-nmdis/index.html
国家海洋技術センター	http://www.notc.gov.cn/
遼寧省海洋漁業庁	http://www.lnhyw.gov.cn/info/
河北省国土資源庁海洋局	http://www.hebgt.gov.cn/n_index.jsp
山東省海洋漁業庁	http://www.hssd.gov.cn/
江蘇省海洋漁業局	http://www.jsf.gov.cn/
浙江省海洋漁業局	http://www.zjoaf.gov.cn/
福建省海洋漁業局	http://www.fjof.gov.cn/
広東省海洋漁業局	http://www.gdofa.gov.cn/
海南省海洋漁業庁	http://dof.hainan.gov.cn/

◆法規集

海洋政策関連法規集	http://www.soa.gov.cn/law/index.html
人民日報中国法令集(英)	http://english.peopledaily.com.cn/data/laws/laws.php

◆大学

中国海洋大学(英)	http://www.ouc.edu.cn/english/
広東海洋大学(英)	http://www.gdou.edu.cn/english/index_en.htm

◆研究機関

国家海洋局国家海洋発展戦略研究所	http://www.cima.gov.cn/
中国科学院海洋研究所	http://www.qdio.ac.cn/default.asp

◆その他

中国海洋情報ネット	http://www.coi.gov.cn/
同英語版(但し更新が滞っている)	http://www.coi.gov.cn/eindex.html
国際海洋学院中国業務センター	http://www.coi.gov.cn/overview/loi/index.html
山東省海洋経済技術研究会	http://www.ouc.edu.cn/haiyangjingji/



この報告書は、競艇交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました

平成17年度 中国の海洋政策と法制に関する研究
(海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究
－各国の海洋政策の調査研究報告書)

平成18年3月発行

発行 海洋政策研究財団 (財団法人シップ・アンド・オーシャン財団)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル
TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033
<http://www.sof.or.jp> E-mail: info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN 4-88404-179-8